

平成27年度 第4回 倉敷市環境審議会

日時 平成27年2月2日(火) 14:00～16:00

場所 倉敷市環境学習センター環境学習教室

1 開会・あいさつ

2 議 事

(1) 平成27年度版倉敷の環境白書について

(2) 【継続審議】次期倉敷市緑の基本計画について

3 その他

4 閉 会

議事の内容について（概略）

議事 1 平成 27 年度版倉敷の環境白書について

使用資料 冊子

環境白書 本編	環境白書 資料編
---------	----------

A 4 縦

議事 1 環境白書の概要

倉敷の環境の現状についての年次報告書である、平成 27 年度版「倉敷の環境白書」を作成いたしましたので、その概要を説明いたします。平成 26 年度の事業実績につきましては、第 2 回倉敷市環境審議会で説明しましたので、今回は市内の環境の現状と推移等を中心に説明します。

※倉敷の環境白書とは、環境基本条例第 9 条に基づき、倉敷の環境の現状及び環境基本計画に掲げられた、環境の保全等に関する施策の進捗状況等を取りまとめた年次報告書で、毎年度作成し公表を行なっています。

議事 2 【継続審議】次期緑の基本計画について

使用資料

冊子

議事 2-1 倉敷市緑の基本計画（原案）

A 4 縦

議事 2-2 パブリックコメント集約結果

A 4 横

議事 2-3 緑の個別事業（案）

平成 27 年度第 1 回の環境審議会で諮問を行った次期緑の基本計画について、年末年始にパブリックコメントを行った結果をご報告申し上げます。また、年度末の答申に向け、環境審議会での意見等を踏まえた計画全体について説明し、ご意見をいただきます。

平成27年度版

倉敷の環境白書(概要版)

◆目 次

平成26年度トピックス..... 1 ページ

第1章 倉敷市の環境行政と概況

1 環境に関する市民の関心 3 ページ

2 環境行政経費 4

第2章 環境施策の推進

1 身近な自然の保全 5 ページ

2 水質汚濁の防止 6

3 大気汚染の防止 8

4 騒音・振動の防止 11

5 化学物質による汚染状況の把握..... 12

6 公害苦情 13

7 地域の環境美化の推進..... 13

8 廃棄物減量とリサイクルの推進..... 14

9 地球温暖化対策 15

10 環境教育・環境学習の推進 17

※本文中の太字*については、各表題の後半に用語解説を掲載しています。

倉敷市

平成26年度トピックス

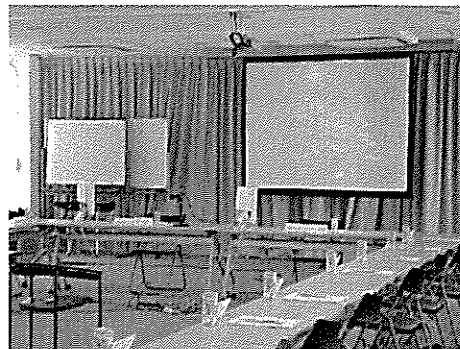
平成26年度の新規事業・施策について紹介いたします。詳細は関連ページをご覧ください。

Topics1:新たな「緑の基本計画」の策定に向けて

関連ページ 本編21～22ページ

緑

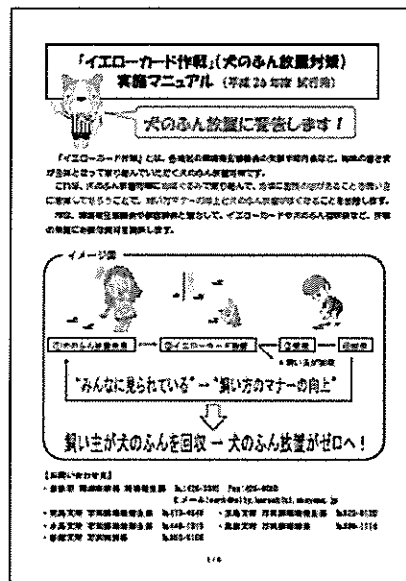
の基本計画（水と緑のシンフォニープラン）は、自然との共生や緑化推進を目的に、平成8年度に策定され、平成27年度が最終年度となります。そこで、平成28年度からの新たな緑の基本計画の策定により、緑の施策を展開していくために、平成26年度は倉敷市環境審議会において、次期計画の審議を2回行いました。平成27年度には、同審議会において、諮問・答申を経て、新たな緑の基本計画の策定を目指します。



Topics2: イエローカード作戦試行

関連ページ 本編59～60ページ

飼い犬ふん害対策「イエローカード作戦」を平成26年8月から平成27年2月まで、市内40団体にて試行しました。「イエローカード作戦」は、地域住民に主体となって取り組んでもらう、犬のふん放置対策です。放置された犬のふんを発見した場合に、ふんを持ち帰るよう呼びかける内容の「イエローカード」を設置し、2週間程度経過を観察し、飼い主自身による撤去を促すものです。地域に監視の目があることを飼い主に認識してもらうことで、飼い主のマナーが向上し、ふん放置がなくなることを目指しています。

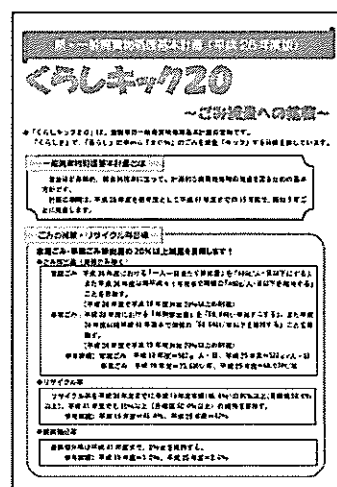


Topics3: 倉敷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 くらしキック20～ごみ減量への挑戦～

関連ページ 本編68ページ

平成19年度を基準とし、平成36年度までに「くらしき」で「暮らし」の中から「20%」のごみを減量（キック）するという目標を掲げ「倉敷市一般廃棄物処理基本計画～くらしキック20～」を改定しました。

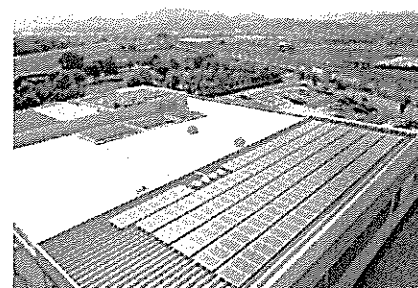
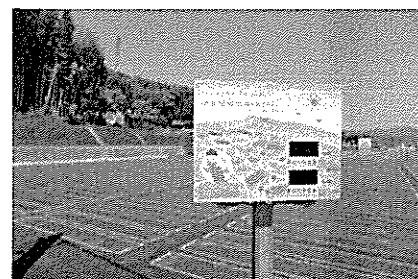
これにより、「環境最先端都市」として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、廃棄物の減量化、資源化が最も推進された社会を形成し、次世代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくことを目指します。



Topics4: 公共施設屋根貸し及び遊休地土地貸し事業開始

関連ページ 本編84ページ

再生可能エネルギー固定価格買取制度（国）を活用し、事業者に市所有の公共施設の屋根及び遊休地を貸し出すことで、①公共施設及び土地を有効活用した再生可能エネルギーの利用促進、②市内の事業者が関わることによる地域経済の活性化、③災害時等に太陽光発電システムで発電した電気を非常用電源として使用することによる公共施設機能及び地域防災体制の強化、④環境やエネルギーに対する市民意識向上を図ります。このことにより、資源・エネルギー循環型の社会を目指します。



Topics5: 児島下水処理場消化ガス発電工事着工

関連ページ 本編85ページ

下水処理場で汚水を処理する過程で発生する可燃性のガスを利用し、下水処理場の電力を補う消化ガス発電を児島下水処理場に導入するため、平成26年度は消化ガス発電設備設置工事に着手しました。このことにより、下水処理場経費のさらなる削減と温室効果ガスの排出量の削減を目指します。



第1章 倉敷市の環境行政と概況

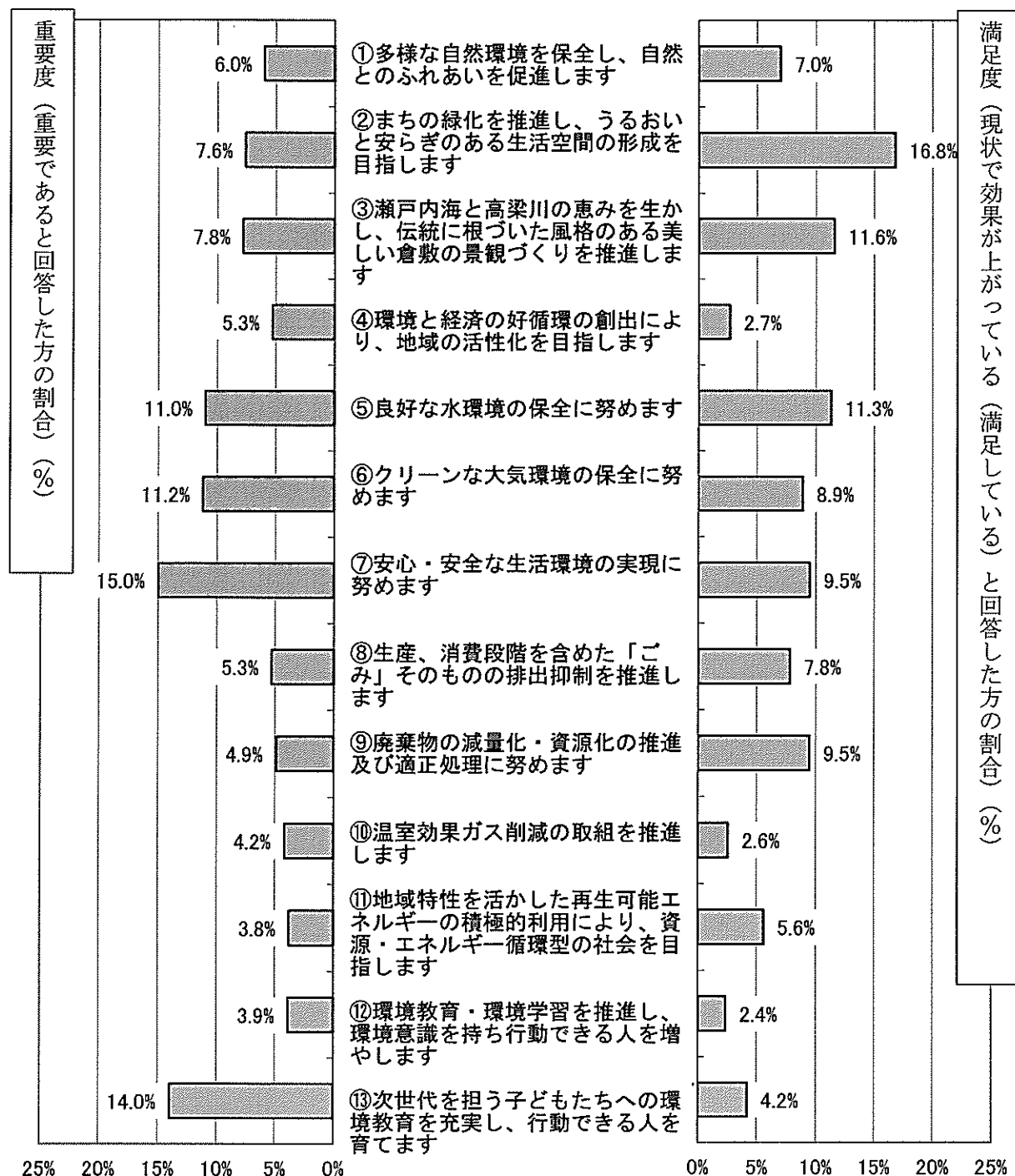
1 環境に関する市民の関心

環境についての市民アンケート調査結果

本編 7～8 ページ

倉敷市第二次環境基本計画に掲げる目標値の平成26年度の達成状況の把握のため、平成27年1月に、市民2,000人(回答者数870人)に対して、市民の方が感じている身近な環境についての満足度や重要度を把握する市民アンケート調査を実施しました。結果は次表のとおりです。

◆市民アンケート調査結果



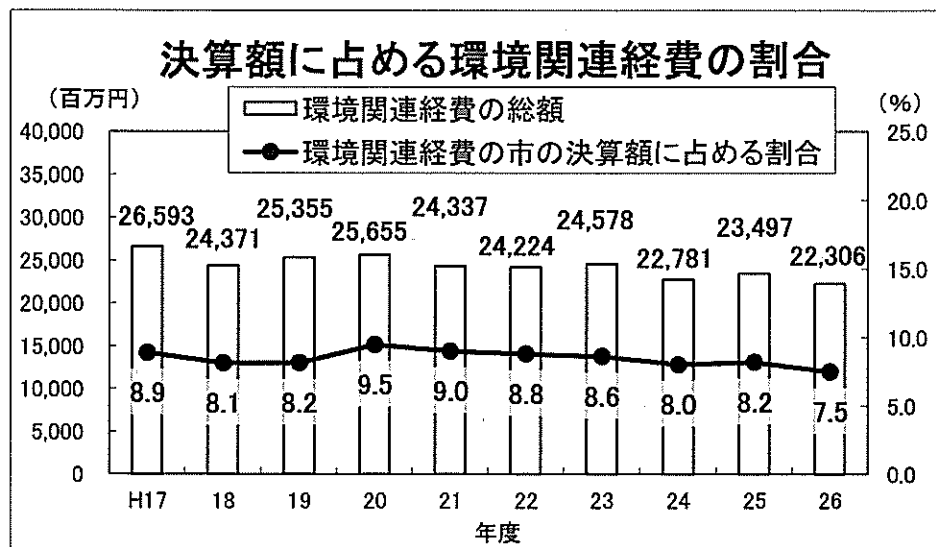
2 環境行政経費

市決算額に占める環境関連経費の割合

本編 9 ページ

近年、本市の決算額に占める環境関係経費の総額及び環境関連経費の割合は横ばいで推移しています。

良好な環境を維持していくためには、多くの経費が必要ですが、限られた予算のなかで、より大きな成果が得られるように事業を推進していきます。



※環境関連経費の内訳：環境保全関連経費 460 百万円、環境衛生関連経費 444 百万円、清掃関連経費 7,613 百万円、公害保健関連経費 2,259 百万円、公園緑化関連経費 1,078 百万円、下水道関連経費 10,452 百万円

第2章 環境施策の推進

1 身近な自然の保全 本編 13 ページ

市域の生物多様性*の保全と、自然と私たちヒトとの共生を目指して、倉敷市環境基本計画の基本目標の一つである「環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を目標に掲げ、さまざまな取り組みを行っています。実行計画として、平成 25 年度に、新たに生物多様性基本法に基づく「倉敷市生物多様性地域戦略」を策定し、事業を実施しています。

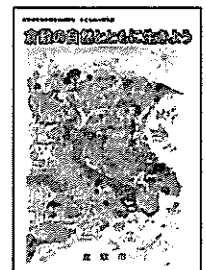
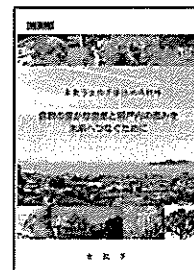
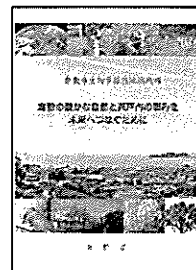
生物多様性地域戦略の推進

本編 18 ページ

平成 25 年度に策定した倉敷市生物多様性地域戦略では、基本目標の一つに、「倉敷の生態系の状況と生き物と暮らしのつながりを把握する。」ことを掲げており、平成 26 年度も昨年度に引き続き、市民のみなさんが、気軽に生き物調査に参加することができる事業として、携帯電話やスマートフォンを活用した“携帯フォトシステム・クラウドサービス”を使った生き物調査「倉敷の生き物を探そう!」を実施した結果、昨年度分と合わせ、約 900 件の情報が寄せられました。集まった生き物データは、データベース化され、今後の生物多様性保全施策に生かされるだけでなく、パソコンなどによりどこでも閲覧することができます。

この他、生物多様性地域戦略の普及啓発を進めるため、倉敷市生物多様性地域戦略の概要版を作成しました。概要版については、通常の概要版に加え、地域の未来を担う子ども達にも生物多様性を保全していくことの大切さを知ってもらうため、子ども向け概要版も作成しました。

倉敷市生物多様性地域戦略の策定後、戦略を推進するためには、各主体間の連携による協働の取り組みが必要となります。このため、推進組織の各主体である専門家、市民団体、生産者や事業者の代表からなる生物多様性地域戦略推進委員会を設置しました。本市では、本委員会を含め、戦略の推進に向けた体制を構築していきます。



上:倉敷市生物多様性地域戦略
下:概要版と子ども向け冊子

用語解説

■生物多様性

地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物が生息しています。生物多様性とは、地球上に生息している微生物から昆虫、植物、動物、人間にいたるまでのすべての生物の間にある「個性」(＝違い)と「つながり」(＝関連性)をさす言葉です。生き物はそれぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりあっています。

2 水質汚濁の防止 本編 28 ページ

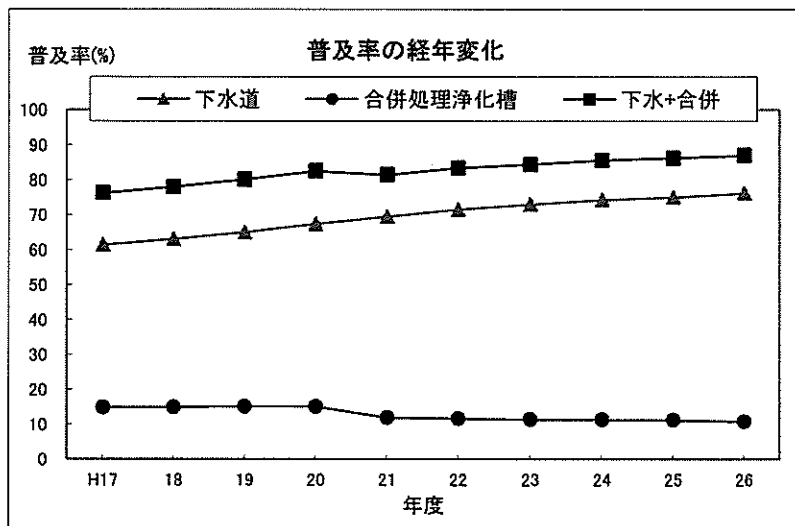
河川、海域等の水質汚濁の主な原因は家庭から排出される台所排水や洗たく排水などの生活排水であると言われています。生活排水への対策を推進することが良好な水環境の保全につながるため、事業を行いました。

(1) 公共下水道・浄化槽の整備

本編 28 ページ

下水道等の普及により、河川に流れ込んでいた生活排水が下水処理場できれいに処理されるため、市内の各河川の水質はおおむね改善されてきています。

倉敷市における下水道普及率等の推移は、下のグラフのとおりで、平成 26 年度末現在で下水道普及率は 76.2%、合併処理浄化槽*普及率は 10.8%となっています。合わせた率は 87.0%です。



用語解説

■合併処理浄化槽

家庭や事業場などに取り付ける汚水処理装置のことで、トイレの汚水(し尿)と風呂や台所の汚水(生活雑排水)を併せて処理を行うものです。

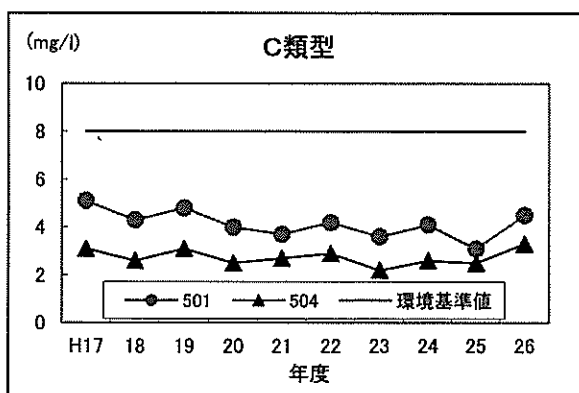
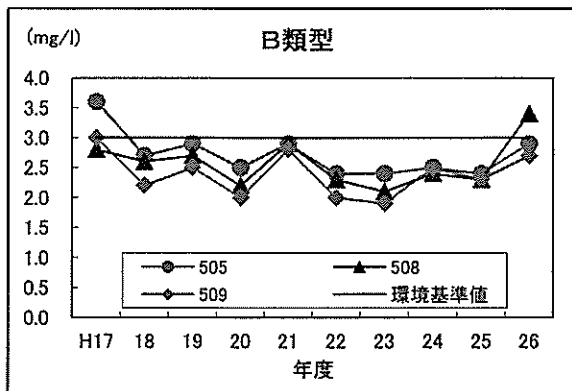
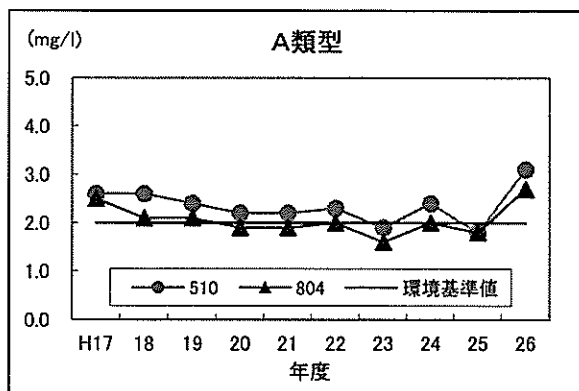
(2) 海域の水質の状況

本編 32～34 ページ

海域において、生活環境項目の環境基準が利用目的に応じてA類型・B類型・C類型に指定され、それぞれCOD*などの基準値が設定されています。また、瀬戸内海は赤潮が発生するなど富栄養化の傾向がみられるため、その原因物質となる全窒素*及び全りん*の環境基準が利用目的に応じてⅡ類型・Ⅲ類型に指定され、それぞれ基準値が設定されています。

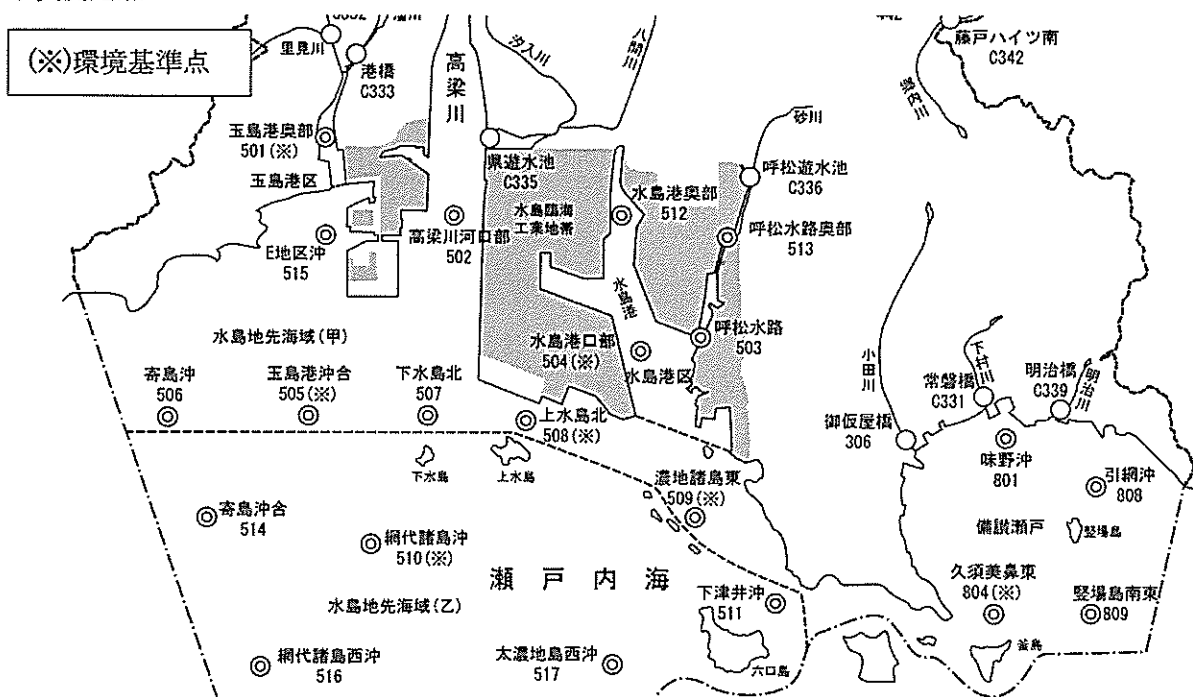
平成 26 年度の海域における環境基準の達成率は次の表のとおりで、COD では、一部の水域で環境基準を達成できませんでした。また、全窒素及び全りんでは、大きな変動はありませんでした。

各類型におけるCODの経年変化(75%値)



これらのグラフは環境基準点
におけるデータです

水質測定点



用語解説

■化学的酸素要求量(COD)

水質の代表的な指標の一つであり、数値が高いと汚れていることになります。

■全窒素

水中にある窒素化合物の各形態の窒素を合わせたものを全窒素といい、富栄養化の原因物質の一つです。

■全りん

水質分析では有機態りんも含めたりんの総量として全りんが測定されます。

(3) 工場・事業場への対応

本編 36～37 ページ

全国一律に定められた排水基準や岡山県が業種や排水量などに応じて定めた**上乘せ排水基準***をもとに、工場・事業場への指導を行っています。

また、水島コンビナートの企業などとは、**環境保全協定***を締結し、これに従って監視・指導を行っています。



工場排水水の採水

立入調査結果

	立入工場・事業所数	水質調査排水口数(延べ)	違反数(違反率(%))
平成26年度	135	387	7(1.8)

用語解説

■上乘せ排水基準

都道府県が水質汚濁防止法で定める全国一律の排水基準では十分でないと判断した場合に定める更に厳しい基準のことです。

■環境保全協定(公害防止協定)

公害防止のひとつの手段として地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいいます。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるものです。

3 大気環境の保全 本編 39 ページ

倉敷市の環境問題は、昭和 40 年代の水島臨海工業地帯を中心とした産業型の公害に、自動車の排出ガスによる大気汚染や小規模事業場からの騒音・振動といった都市・生活型公害も加わってきました。

倉敷市では市民の健康を守り、安心して暮らせる環境を維持していくために、大気汚染の現状把握を行い、様々な対策を実施しています。

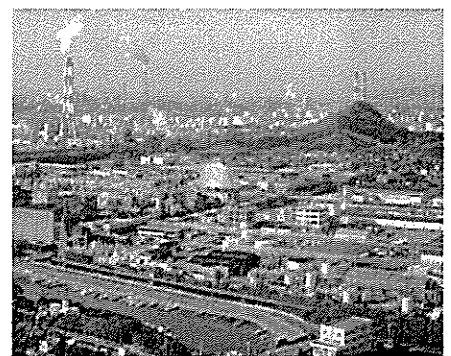
(1) 工場・事業場への対応

本編 39 ページ

工場から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、**硫黄酸化物(SOx)***、**窒素酸化物(NOx)***、**ばいじん***、有害物質等の排出を規制するため、これらの工場や事業場に立入調査を実施し、施設の届出状況や自主測定結果の確認、施設の排ガス中のばい煙測定などを実施し、法令の遵守状況を確認しています。

大気汚染防止法に基づく立入結果

	立入調査事業所数	違反事業所数と違反内容
抜取調査	13	0
自主測定調査	40	5 未実施、2 頻度不足
届出内容調査	55	6 設置・変更未届、3 廃止未届
排出ガス調査	25	1



水島臨海工業地帯

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく立入結果

有害ガス	立入調査事業所数	違反事業所数
二硫化炭素	3	1

用語解説

■硫黄酸化物(SO_x)

二酸化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃)などの硫黄の酸化物の総称で、硫黄を含む燃料などを燃やすことにより発生します。人の健康に悪影響を与えたり、酸性雨の発生原因として生活環境に被害を及ぼしたりします。

■窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)などの窒素の酸化物の総称で、主として重油、ガソリン、石炭などの燃料を燃やすことにより発生します。

呼吸器疾患の原因となるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つです。

■ばいじん

すすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

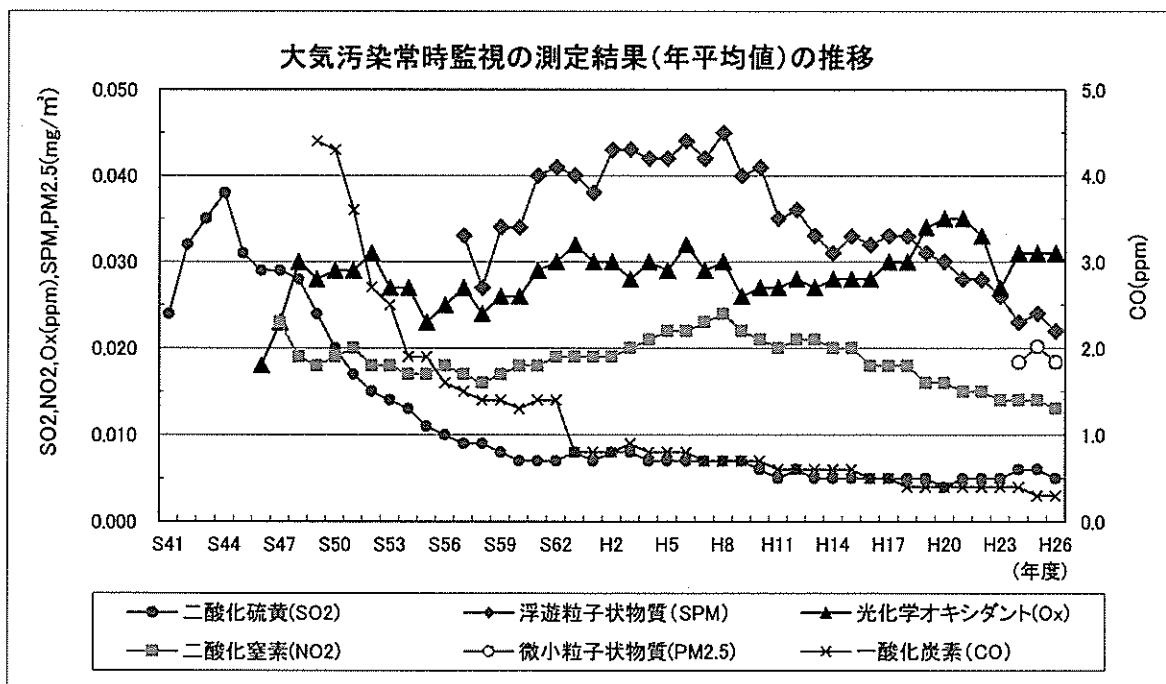
(2)大気汚染常時監視

本編 42～44 ページ

大気環境の状況を把握し、市民へ適切な情報提供を行うために、次の事業を行いました。

◇自動測定機による大気環境の監視

二酸化硫黄及び二酸化窒素、浮遊粒子状物質*、微小粒子状物質*、光化学オキシダント*、一酸化炭素*の大気汚染常時監視の測定結果(年平均値)の経年変化は、下のグラフのとおりです。



微小粒子状物質及び光化学オキシダントについて、全測定局で環境基準値を超過しました。また、非メタン炭化水素について、全測定局で指針値を超過しました。その他の項目について、全測定局で環境基準値を達成しました。

用語解説

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒の直径が 0.01mm 以下のものをいいます。大きさが非常に小さいため、軽く、すぐには落下せず大気中を浮遊します。工場・事業場、自動車、船舶などで使われる燃料が燃焼する過程で、すす等として発生するほか、自動車の走行によって地上から舞い上がることもあります。一方、自然界でも、黄砂や火山灰等により発生します。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいいます (粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質)。

PM_{2.5} は粒径が小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、平成 21 年度に環境基準が設定されました。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物 (NO_x) と炭化水素 (HC) が太陽光線の中に含まれる紫外線を受けて、光化学反応をおこし、生成するオゾン、アセトアルデヒドなどをまとめて光化学オキシダントといいます。主成分はオゾンです。大気中で雲や霧のようなスモッグと呼ばれる状態になり、光化学スモッグといいます。

高濃度になった場合には、人の目やのどへの刺激や、植物にも影響を与えるといわれているため、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしています。

■一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素 (CO) は、ものが燃えるときに、不完全燃焼をすることで発生します。主な発生源は自動車です。

(3) 有害大気汚染物質の測定結果

本編 46～47 ページ

倉敷市では、平成 26 年度より、倉敷美和局、松江局、春日局、塩生局、乙島東幼稚園 5 カ所に呼松局及び環境監視センターの 2 カ所を加え、計 7 カ所で有害大気汚染物質*の調査を実施しています。

調査を行っている有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン* 及びジクロロメタン* の 4 物質についての平成 26 年度の測定結果は次のとおりです。これらの 4 物質すべてについて、環境基準値未満でした。

	倉敷 美和	松江	春日	塩生	乙島 東幼 稚園	呼松	監視 センター	環境 基準
ベンゼン	1.7	2.5	1.9	1.5	1.6	2.0	2.0	3
トリクロロエチレン	0.14	1.1	0.22	0.15	0.12	0.78	0.15	200
テトラクロロエチレン	0.10	0.30	0.14	0.13	0.15	4.6	0.16	200
ジクロロメタン	1.0	1.5	0.99	0.94	1.1	0.85	0.93	150

用語解説

■有害大気汚染物質

従来の硫黄酸化物などの大気汚染物質のような急性毒性はないものの、微量でも継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質です。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、早急な抑制の必要があり、環境基準が定められています。

■ベンゼン

さまざまな化学物質の原料として多方面の分野で使われており、ガソリンなどに含まれています。

■トリクロロエチレン

機械部品や電子部品の脱脂洗浄に使われていました。

■テトラクロロエチレン

親油性であることからドライクリーニングや金属部品の洗浄などに使われてきました。地下水汚染等が社会問題となり製造・使用量が減少しています。

■ジクロロメタン

塗料等の溶剤、ウレタン発泡助剤、エアロゾルの噴射剤、金属洗浄剤、冷媒等に使用されています。

4 騒音・振動の規制 本編 50 ページ

騒音と振動は、人々の感覚や心理に影響を与えるもので、毎年多くの苦情や相談が寄せられています。倉敷市では、この問題解決のため、工場・事業場に対する指導や環境騒音*の状況を把握することにより、その改善に努めています。

新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果

本編 53 ページ

新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び振動対策指針値*の達成状況を把握するために、市内 3 地点において騒音・振動を測定しています。新幹線鉄道に係る騒音及び振動測定結果は、下表のとおりです。

	騒音			振動		
	上東	道越	船穂	上東	道越	船穂
測定結果	73	72	75	61	54	59
環境基準 (振動は指針値)	70			70		

騒音の測定結果については、3 地点とも基準値を超過していたため、JR 西日本に対して早期の騒音対策を要請しました。

また、振動の測定結果については振動対策指針値以下でした。

用語解説

■環境騒音

環境騒音とは、主に交通騒音、生活騒音等、私たちが生活する場所から発生する複合した騒音の総称のことです。

■振動対策指針値

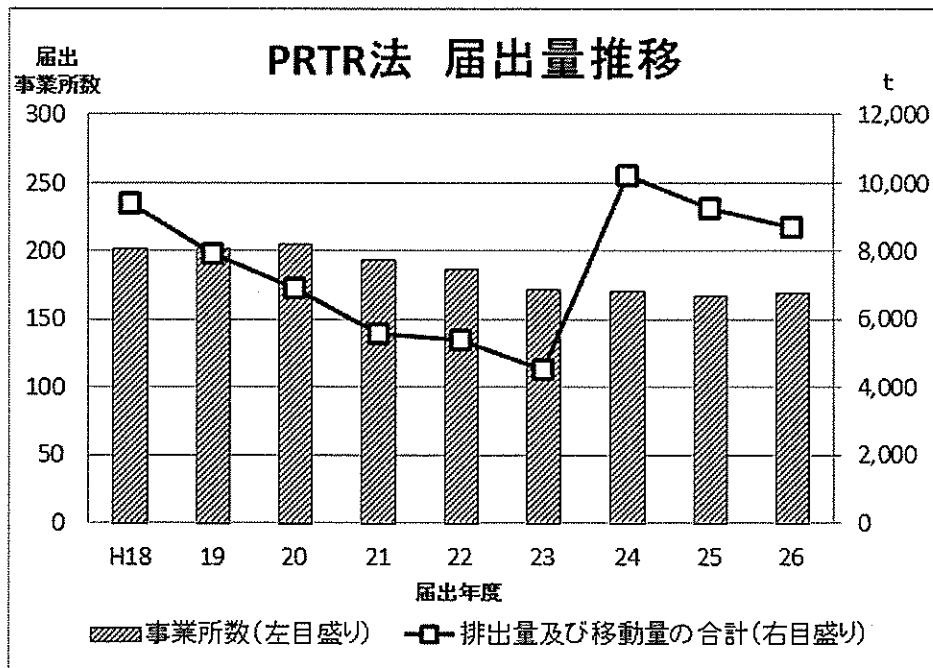
新幹線鉄道の列車走行に伴い発生する振動について、その振動レベルが著しく、緊急に振動源・障害防止対策を講じるべきとされる値で、70dB とされています。

5 化学物質による汚染状況の把握

(1) PRTR法

本編 55～56 ページ

PRTR法*により、平成 26 年度に届出のあった 169 事業所の届出排出量及び移動量の合計は 8,692t で、前年度の届出量と比較して 565t 減少しました。



用語解説

■PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称:PRTR法)」

リストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者が、環境に排出した量と廃棄物などとして事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、国に届け出ることを義務づけています。このことにより事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するための法律です。

(2)ダイオキシン類調査

本編 56～57 ページ

市内の公共用水域の常時監視地点において、**ダイオキシン類***の水質及び底質の調査を実施しています。河川 6 地点、海域 8 地点の水質及び底質について、平成 26 年度はすべての地点で環境基準を達成していました。また、地下水については、市内の井戸を 3 地点選定して調査を実施しています。平成 26 年度は、1 地点で環境基準の超過がありました。基準超過の原因は不明ですが、周囲の汚染は確認されておりません。

公共用水域及び地下水中のダイオキシン類調査結果のまとめ

(pg-TEQ/l)

		調査地点数	濃度範囲	環境基準
公共用水域	河 川 (水質)	6	0.14～0.65	1以下
	海 域 (水質)	8	0.026～0.30	
	河 川 (底質)	6	2.6～58	150以下
	海 域 (底質)	8	0.069～16	
地下水質		3	0.017～4.8	1以下

用語解説

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素の付く位置と数によってPCDDは75種類、PCDFは135種類、またコプラナーPCBは十数種類の物質があり、そのうち、毒性があるとみなされるのは29種類です。

6 公害苦情

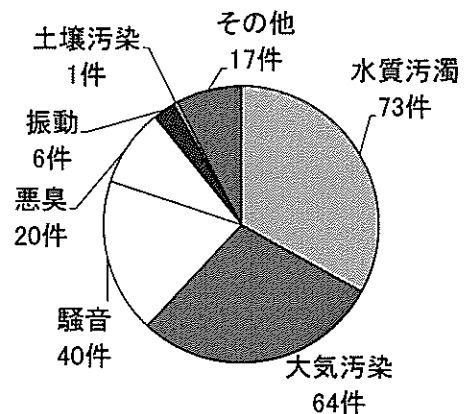
公害苦情の対応

本編 58 ページ

公害に関する苦情は、市民の日常生活に密着していて、市民の環境に対する要求を強く反映しています。公害苦情の内訳としては「大気汚染」に関するものが、例年多くみられる傾向があります。

倉敷市では、地域生活環境の保全の観点から、苦情や相談に対し、すみやかに現地調査を行い、当事者に必要な指導や助言を行うよう努めています。

平成26年度 公害苦情内訳(計221件)



7 地域の環境美化の推進

イエローカード作戦

本編 59～60 ページ

平成23年度に「飼い犬ふん害防止条例」を制定し、平成24年1月から施行しました。犬のふんを公共の場所等に放置することは、他人の迷惑を顧みない、モラルに反する行為です。ふんの放置を警告する看板やちらしをリニューアルして配布するなど、様々な方法で「犬のふんは必ず持ち帰る」よう一層の啓発を行っています。

平成26年8月から平成27年2月まで、飼い犬ふん害対策「イエローカード作戦」を市内40団体に試験実施を行いました。「イエローカード作戦」は、地域住民に主体となって取り組んでもらう、犬のふん放置対策です。放置された犬のふんを発見した場合に、ふんを持ち帰るよう呼びかける内容の「イエローカード」を設置し、2週間程度経過を観察し、飼い主自身による撤去を促すものです。地域に監視の目があることを飼い主に認識してもらうことで、飼い主のマナーが向上し、ふん放置がなくなることを目指しています。



イエローカード設置例

8 廃棄物減量とリサイクルの推進

本編 62 ページ

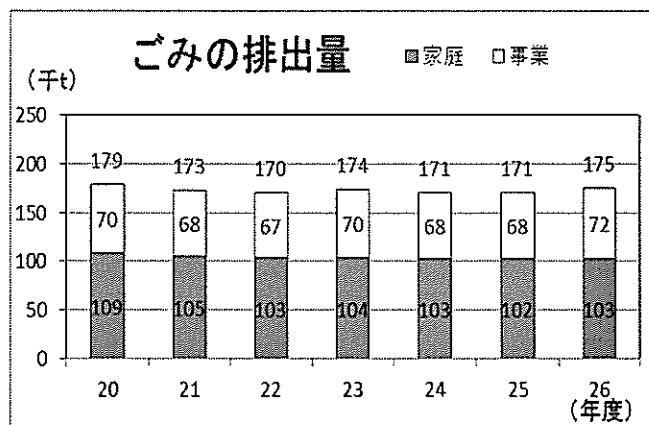
ごみの大量発生は、限りある資源のむだづかいになるだけでなく、処分に伴う環境への悪影響も心配されます。また、埋立をするための処分地の確保も困難な状況となっています。このため、できる限りごみを減らし、リサイクルを行うなど資源を有効に利用できる仕組み作りが必要になっています。

(1) ごみの排出量の推移

本編 63 ページ

ごみの排出量(家庭ごみ、事業ごみ)は、右のグラフの示すとおりです。

前年と比較して増加しておりますが、事業ごみが排出量全体の 4 割を占めています。家庭ごみ、事業ごみについて、より一層のごみの排出抑制、再資源化に対する周知・啓発等の取り組みが必要です。

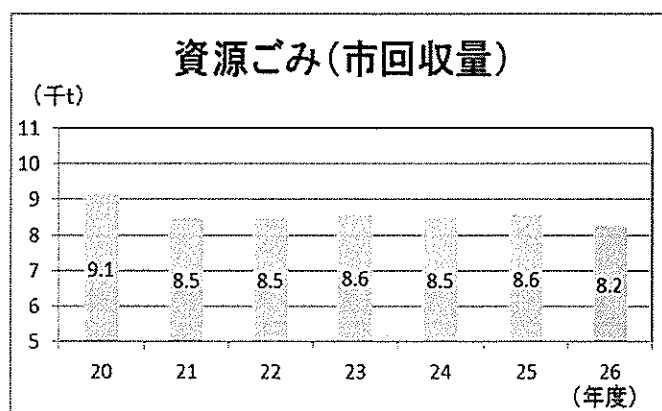


(2) 5 種 14 分別収集

本編 63 ページ

ごみの減量・リサイクルと適正処理また焼却施設・最終処分場の寿命を延ばすために、平成 11 年 7 月から市内全域で 5 種分別収集を行っており、資源ごみの細分化を含めると現在 14 分別を行っています。

平成 26 年度の資源ごみは 8,200 トンであり、前年度より 4,000t 程度減量しました。しかし、燃やせるごみの中に、ペットボトルや雑かみ等、まだ資源化できるごみが混入している状況があります。更なる資源化を進めるため、分別の徹底が必要です。

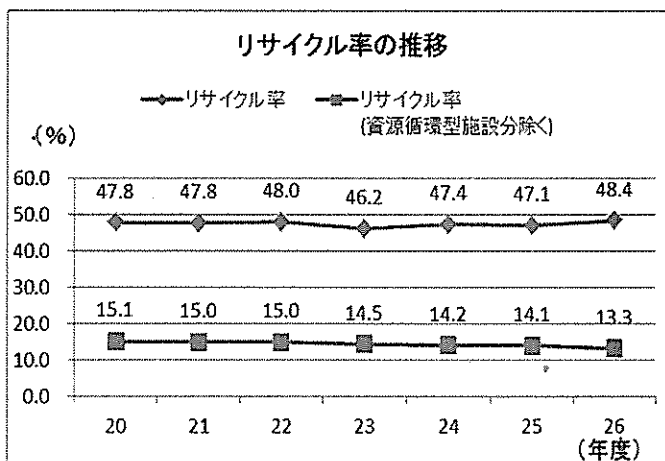


(3) リサイクルの達成状況

本編 63 ページ

平成 26 年度のリサイクル率は、48%と高いレベルとなっています。この要因として、平成 17 年 4 月から倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス(株))が本格稼動を開始し、家庭から収集したごみを資源化处理していることによるものです。

一方、この施設での資源化处理以外のリサイクル率は、13.3%となっています。このため、出前講座やごみステーションでの早朝指導などを実施し、より一層の取り組みや意識の醸成を進める必要があります。



9 地球温暖化対策 本編 75 ページ

地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨・熱帯雨林の減少など地球規模の環境問題は、倉敷市だけの取り組みで解決できる問題ではありません。しかし、その原因は私たちの生活と密接に結びついていますので、一人ひとりが毎日の生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を続けていかなければなりません。

また、地球温暖化防止の対策を行っていくには、省エネルギーの推進とともに化石燃料から脱却し、新エネルギーの導入促進を図っていくことが必要不可欠です。

(1) 家庭への再生可能エネルギー利用設備の導入

本編 79～81 ページ

本市では、日照時間の長い恵まれた自然特性を活かし、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、平成 16 年度より、住宅用太陽光発電システム設置者への補助を行っています。

平成 26 年度は新築・中古住宅が 1kW あたり 2 万円、上限 4kW で、総件数は 489 件、総額 37,826,000 円の補助を行いました。

また、平成 26 年度からは、共同住宅用太陽光発電システム設置者への補助制度を新たに始めました。1 棟 10 戸未満の共同住宅は 1kW あたり 2 万円、10 戸以上は 1kW あたり 5 万円、上限をそれぞれ 10kW とし、総件数 30 件、総額 8,306,000 円の補助を行いました。

【戸建住宅用太陽光発電システムの補助件数と補助単価】

	補助件数	補助件数の累計	補助単価(1kWあたり)	補助の上限
H23	1,536 件	4,749 件	新築・建売 2 万円	4kW
H24	1,590 件	6,339 件	既築・中古 2.5 万円	
H25	961 件	7,300 件	既築・中古 2 万円	
H26	489 件	7,789 件		

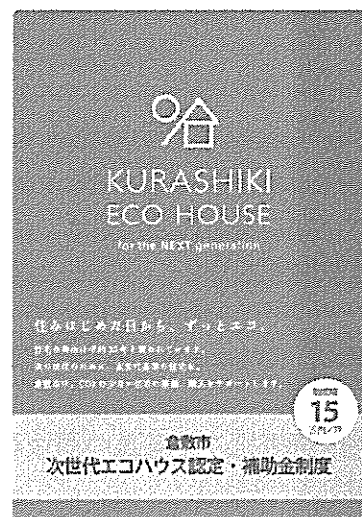
【共同住宅用太陽光発電システムの補助件数と補助単価】

	補助件数	補助件数の累計	補助単価(1kW あたり)	補助の上限
H26	21 件	21 件	10 戸未満 2 万円	10kW
	9 件	9 件	10 戸以上 5 万円	

平成 25 年度からは建築指導課と共同して、市内における住まいの低炭素化を促進するため、本市の気候風土に合った省エネルギー・低炭素型の「次世代エコハウス」として認定された住宅の新築・購入費の補助を行う制度を開始しました。次世代エコハウスとして認定されるための条件は、国の低炭素建築物認定を受けていること、太陽光発電システム若しくは太陽光温水器を備えていること及び市の定める省エネ設備を備えていることです。

【補助件数と補助単価】

	補助件数	補助件数の累計	補助単価
H25	12 件	12 件	12 万円
H26	7 件	19 件	15 万円

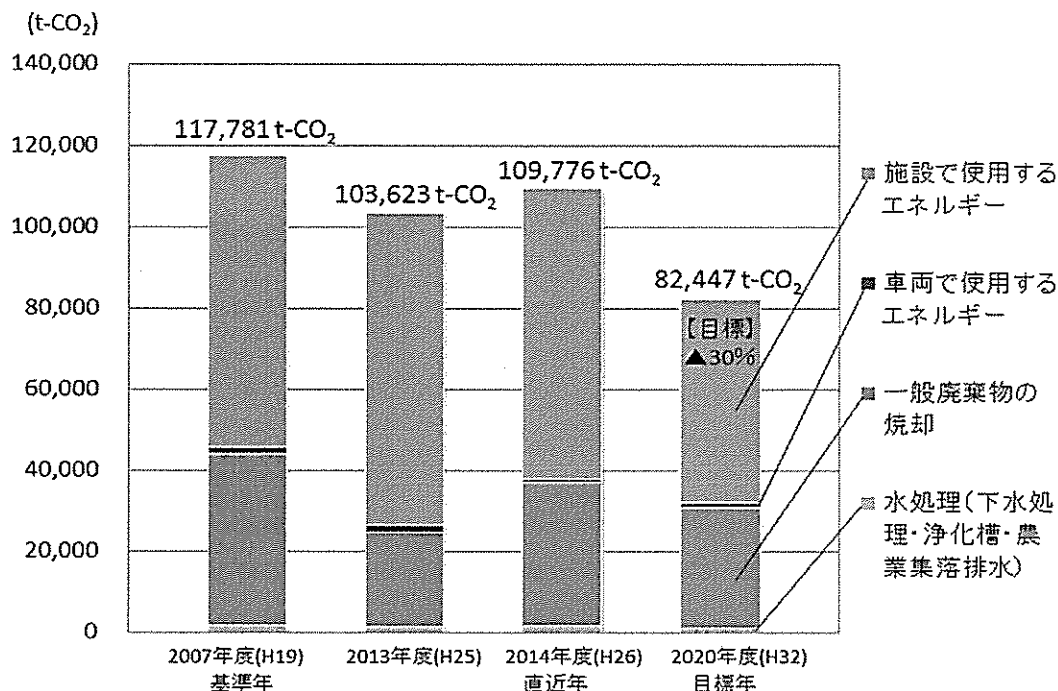


(2) 倉敷市役所の温室効果ガス排出実績

本編 82～83 ページ

倉敷市役所における平成 26 年度の温室効果ガス*排出量は、平成 19 年度(基準年)に比べると約 7% 減少しました。その理由として、省エネ、節電活動で施設(本庁舎等)のエネルギー使用量が減少したこと、エコドライブ運転の実施等により車両の燃料費が削減したこと、ごみ分別活動などで焼却されるビニール類の量が減少したためです。

【削減対象別温室効果ガス排出実績】



用語解説

■ 温室効果ガス

太陽により暖められた熱を吸収・再放射し、地球表面の温度を高めているガス。このような働きが温室に似ているため温室効果ガスと呼ばれている。

10 環境教育・環境学習の推進 本編 86 ページ

現在の環境問題は、企業の生産活動に伴う産業型公害から、大量の資源やエネルギーを消費するスタイル・事業活動による環境の悪化へと変わってきています。このため、市民一人ひとりの協力がなくては環境問題を解決することはできません。

そこで、倉敷市では環境問題に対する市民・事業者の意識を高めるため、広報活動・講演会・催し物の開催などの各種事業を行っています。また、受け身で話を聞くだけでなく、主体的に行動し五感をととして学ぶことのできる体験型の環境学習も充実させていきます。

子どもの環境教育の充実

本編 98～99 ページ

これからの環境保全の担い手となるのは子どもたちです。子どもたちへ質の良い環境学習・環境教育機会を多く提供することで、子どもたちの環境に対する意識は良い方向へ向かい、自ら考え行動する大人になると考えられます。子どもたちへこのような機会を提供するため、次のような事業を行いました。

◇エコライフチャレンジ

市内の小学生 5、6 年生を対象に、夏休みや冬休み前に地球温暖化やエネルギーの大切さについて学び、休み中に各自が家庭で省エネ等、学んだことを実践し、その成果を休み明けにグループ討議をして発表するという出前講座、「エコライフチャレンジ」を行いました。認定NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える会と共同で実施し、平成 26 年度は 7 つの小学校で、457 人が参加しました。



赤崎小学校出前授業風景

◇エコサマースクール

小学校の夏休み期間にあわせ、環境NPO等と連携し、小学生親子を対象とした「環境」「エコ」をテーマとした体験型の環境学習講座を実施しました。

期間：平成 26 年 7 月 19 日～8 月 31 日

講座数：延べ 20 講座、680 人受講

「水島を海から見てみよう！エコクルーズ体験」、「押し花アート教室」、「夏休み昆虫採集教室」、「新聞紙で自分だけの夏野菜・果物を作ろう」、「暑中見舞い！紙すき教室」、「木工クラフト教室」、「蒜山バスツアー リバートレッキング」、「夏休み野鳥画教室」、「夏休み★宿題応援団」(4 講座)、「夏休み昆虫標本づくり」、「八間川調査隊」、「夏休みキャンドルづくり教室」、「レトロタイルで遊ぼう！」、「瀬戸内海の「ヒ・ミツ」をさぐる」、「夏休み科学実験教室」、「海辺のエコしらべ」、「大学生が教えるわくわく実験教室」



夏休み昆虫採集教室



夏休み野鳥画教室

議事2

倉敷市環境審議会

次期「倉敷市緑の基本計画」

1. 緑の基本計画の概要
2. パブリックコメントの集約結果
3. 緑の個別事業(案)

0

1. 緑の基本計画の概要

1

■計画策定の背景

計画書本文P3～6

本市では、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、平成8年に『緑の基本計画』を策定し（平成18年見直し）、豊かな緑の保全、都市公園の整備など積極的に施策を推進してきました。
現行計画の目標年次である平成27年を迎えるにあたり、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、さらなる緑豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を実施することとしました。

■計画の概要

都市緑地法第4条に規定された「緑の基本計画」は、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針として、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にした計画のことです。

■対象とする緑

本計画では、山林や農地、街路樹、住宅地の樹木や草花など、一般的に緑と認識されるものに加え、公園や裸地（グラウンド、原野等）、水面（河川、ため池等）、水辺など、自然的な土地利用が図られている全ての土地を「緑」の対象とします。

2

■緑の機能

計画書本文P5

緑は多様な機能を有していますが、大別すると、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」の4機能に分けることができます。



3

■今、緑に求められていること

計画書本文P29～30

【低炭素都市づくりに向けて】

地球温暖化、ヒートアイランド現象等を背景として、低炭素都市づくりの必要性が高まり、CO₂の吸収源、冷暖房等からのCO₂排出量の間接的な低減への寄与などの観点から、都市における緑の量的・質的な充実が求められています。

【生物多様性の保全に向けて】

生物多様性の恩恵により人類が生存し、地域独自の文化の多様性も支えています。こうしたことから、生物多様性の保全に向けて、生物の生息地・生育地である緑をつなぐ「緑のネットワーク」の形成が求められています。

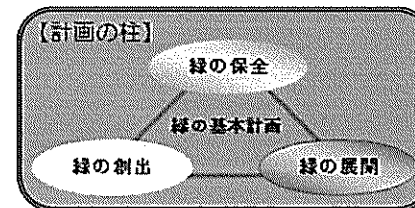
【コンパクトなまちづくりとの連携】

人口減少等を背景に、成熟型の都市構造としてコンパクトなまちづくりが重要であり、これに対応して、緑による質の高い市街地づくり、緑地の保全などが求められています。

4

■基本方針

計画書本文P31



●倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。

●花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。

※フラワーガーデンシティ

本市が推進する「花と緑あふれるまちづくり」を表現した言葉。

【主な施策】

都市公園の整備、公共施設緑化、民有地緑化

●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。

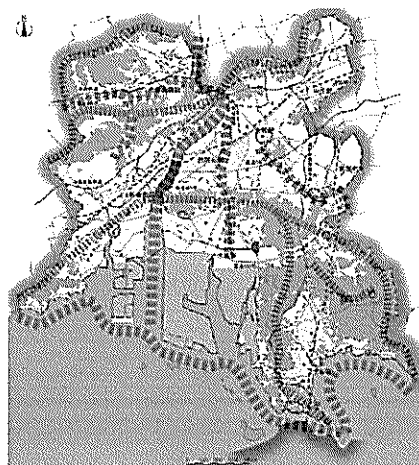
5

■基本理念

計画書本文P31～34

豊かな緑と水に囲まれた環境、
花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。

■緑の構造図



緑の構造図	
分類	凡例
主要な公園・緑地	■
市街地ゾーン	■
自然環境保全ゾーン	■
自然環境共生ゾーン	■
産業ゾーン	■
歴史・文化ゾーン	■
緑のネットワーク	■
緑地ネットワーク	■
水辺ネットワーク	■
幹線道路	■
鉄道（JR・私鉄）	■
市街化区域	■
都市計画区域	■
行政界	■

6

■計画の目標水準

計画書本文P35～37

◆緑地の確保目標

～現況（平成26年）～
◆緑地率（緑地の割合）
7.2%（市街化区域）
17.2%（市域全体）



～目標（平成47年）～
◆緑地率（緑地の割合）
7.7%（市街化区域）
17.5%（市域全体）

※緑地とは、都市公園や公園緑地に準ずる機能を持つ施設、法律や条例による区域指定で担保された持続性の高い一団の規模を有するもの

◆都市公園等の整備目標

～現況（平成26年）～
◆市民1人当りの公園面積
8.1㎡/人（都市公園）
14.9㎡/人（都市公園等）



～目標（平成47年）～
◆市民1人当りの公園面積
10.0㎡/人（都市公園）
17.2㎡/人（都市公園等）

※都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地を加えたもの

◆身近な都市公園等に歩いて いける地域の割合の目標

～現況（平成26年）～
◆歩いていける地域の割合
75.9%



～目標（平成47年）～
◆歩いていける地域の割合
80.0%

※歩いていける地域とは、自宅から都市公園までの距離を250mとします。

7

■計画の目標水準

◆身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合

～現況（平成26年）～
◆意識調査による市民の割合
33.9%



～目標（平成47年）～
◆意識調査による市民の割合
40.0%

◆緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合

～現況（平成26年）～
◆意識調査による市民の割合
53.6%



～目標（平成47年）～
◆意識調査による市民の割合
60.0%

■緑の将来像実現に向けた施策

倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

【目標】骨格となる緑の保全・活用

市内に広がる山々、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。

施策01：丘陵地の保全・活用

施策02：水辺の保全・活用

施策03：農地の保全・活用



【目標】特徴的な緑の保全・活用

優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。

施策01：優れた自然環境の保全・再生・活用

施策02：地域を代表する緑の保全・活用

施策03：暮らしに密着した緑の保全・活用



■緑の将来像実現に向けた施策

花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

【目標】フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、人々が利用したくなる公園・緑地づくりに努めます。

施策01：身近な都市公園等の整備

施策02：都市基幹公園の整備

施策03：その他の公園・緑地等の整備



【目標】フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）

暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。

施策01：公共施設の緑化

施策02：拠点等における良質な緑の創出

施策03：民有地の緑化



【目標】安心・安全な市街地の形成

防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。

施策01：都市公園等の防災機能の充実 施策02：暮らしを守る緑の充実

■緑の将来像実現に向けた施策

優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

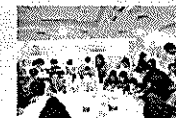
【目標】花と緑を愛する優しい心の育成

積極的に緑化イベントを開催し、緑に関する情報提供をおこない、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。

施策01：緑化イベント等の充実

施策02：緑に関する情報の提供

施策03：花と緑を愛する市民や団体の育成・支援



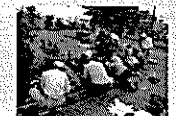
【目標】フラワーガーデンシティの展開

花や緑あふれるまちづくりを市民・企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。

施策01：公園や樹木等の適正な維持管理

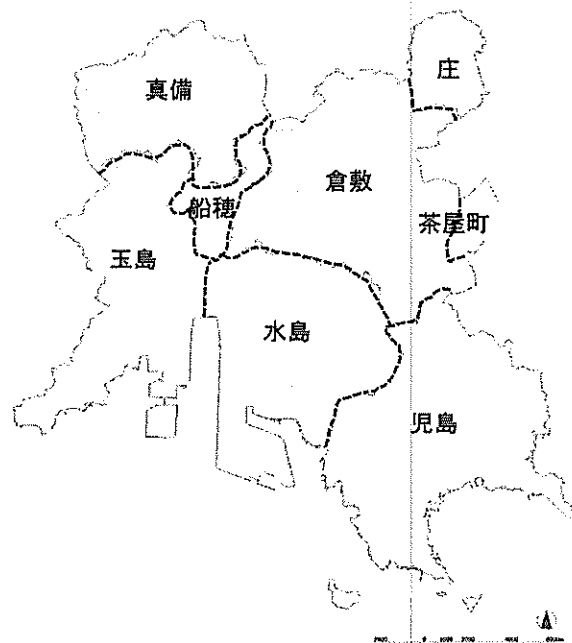
施策02：助成制度等の充実

施策03：協働による緑のまちづくりの推進



■地域・地区別方針について

計画書本文P59～94

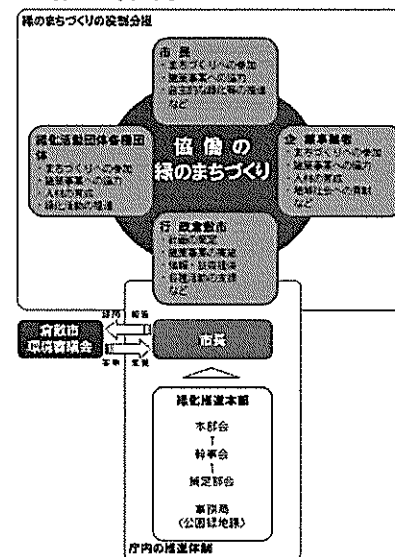


12

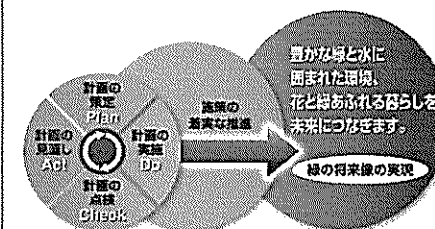
■計画の推進

計画書本文P103～104

○推進体制



○進行管理



13

■「倉敷市緑の基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市緑の基本計画（素案）」について、市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

- 1 意見等の件数 3人 7件
- 2 意見募集期間 平成27年12月7日（月）～
平成28年1月4日（月）

2. パブリックコメント集約結果

14

15

■「倉敷市緑の基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

No	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	倉敷市には、大都市と異なり市域には山林地域が多くありますが、現在はその山地が活用されていない現状です。そこで、中学校区に一か所、山と耕作放棄地の部分を確保し、地域住民の「憩いの場」（できれば眺望の良いところで散歩やジョギングにも適しているところ）、子供の「プレイパーク」的に整備・活用することを考え、そのプランは、専門家と行政と住民が協同作業とする「杜の公園」整備機構を組織して造成する。特に、住民側には、元気な高齢者にも作業に参加してもらえるよう募る。 これこそ、倉敷ならではの「住みたくなる地域」に大いに役立つものと考えます。	山林は、環境保全、防災、レクリエーション、景観など多様な機能を有しており、計画書P26に記述しているように緑の保全を図ること、良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要であり、適地があれば教育施設、レクリエーション施設などの整備による保全・活用の検討も必要であると考えています。 頂いたご意見については、緑の将来像実現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。
2	もっと広く市民への「花と緑あふれるまちづくり」の意識啓発のための意見として、次のことを提言します。 1.「市民憲章」看板の設置 倉敷市民としての誇りをもてるように、公園等広く市民の目に触れる箇所に、見た目に美しい看板を設置する 2.「市民の花壇」の設置 市道や公園など市有地の適当な場所を、花壇として老人クラブや婦人会など自発的な市民組織に提供し、ハード面は市が負担して、植栽や管理などソフト面はその団体がおこなう、協働によるまちづくりを推進する。	市民憲章で「自然を生き、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳う本市では、市民との協働による緑のまちづくりの推進、市民の意識啓発は重要であると考えており、計画書P52～55に記述しているように緑のまちづくりを図ることとしています。 頂いたご提案については、緑の将来像実現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。

16

■「倉敷市緑の基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

No	御意見の要旨	倉敷市の考え方
3	地域の人が市に無許可で花や木を植えている公園がありますが、雑草がはびこるなど景観を損なっています。剪定されない木は、枝が茂り、外部から見えにくかったり、フェンスの外にはみ出して、車や自動車、人の通行の妨げになっているところもあります。公園の緑化や適正な維持管理について次の事項を提案します。 ・市内の公園をチェックし具体的な対策を講じる。 ・個人で勝手に公園に花や木を植えないことを徹底させる。 ・フラワーボックスを設置し、町内会等に世話をしてもらう。 ・病害虫駆除 ・高い樹木の剪定 ・定期的な低木の剪定、中高木の胴吹き等の除去 ・老朽化した樹木の対策	計画書P54に記述していますが、花や緑あふれるまちづくりを展開するため公園や樹木等の適正な維持管理に努めてまいります。 頂いたご提案は、今後の公園の維持管理の参考とさせていただきます。
4	倉敷市内の公園清掃を委託するすべての個人、グループ、団体に、公園管理（遊具点検、剪定、草刈、除草、清掃等）の講習会の実施 公園管理を委託されている個人、グループ、団体のネットワークづくり	現時点では、公園の美化清掃管理の団体には、一般的な清掃作業を中心に委託しているため、講習会などは実施していない状況です。今後、団体からの要望があった場合など必要に応じ、講習会の実施や団体間のネットワークづくりを検討していきたいと考えます。

17

■「倉敷市緑の基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

No	御意見の要旨	倉敷市の考え方
5	公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動が必要。	公園利用者の安全確保を図るためには、公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動が必要であるので計画書[P54]1)②に「また、公園や遊具の利用などについて、ホームページ、広報紙、看板などを通じて安全に対する意識の啓発に努めます。」を追加します。
6	公園の持つ空間は地域によってかけがえのない広い空間です。全ての公園に接することはありませんが、名だたる市内の大きな公園だけでも広く市民の憩いの場として、広報紙などを通じて季節ごとの緑の状況、有する散歩道等を知りたい。	現在、倉敷市公園緑地課ホームページにて、市内の主要な都市公園、季節の樹木など情報提供を行っています。 緑のまちづくりを展開するためには、計画書P52に記述していますが緑に関する情報の提供も重要な施策の1つであると考えております。 今後より広く市民の皆様へ周知されるよう、継続的な情報発信に努めます。

18

■「倉敷市緑の基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

No	御意見の要旨	倉敷市の考え方
7	ある会合の場で次のような意見・要望等がありました。 ・公園を創りすぎている感じがする。（手を人工的に入れすぎ） ・アスレチックのやれる公園が欲しい。 ・美観地区の木の剪定の回数が多い。剪定のしすぎの感あり。夏場の観光客の涼感と日陰がとれない。 ・公園ボランティアが育っていない。	新たに公園を整備する際には、計画の段階での市民参画を図り、多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めてまいります。 また、公園や樹木の維持管理については、それぞれ場所、目的にあった適正な維持管理に努めます。

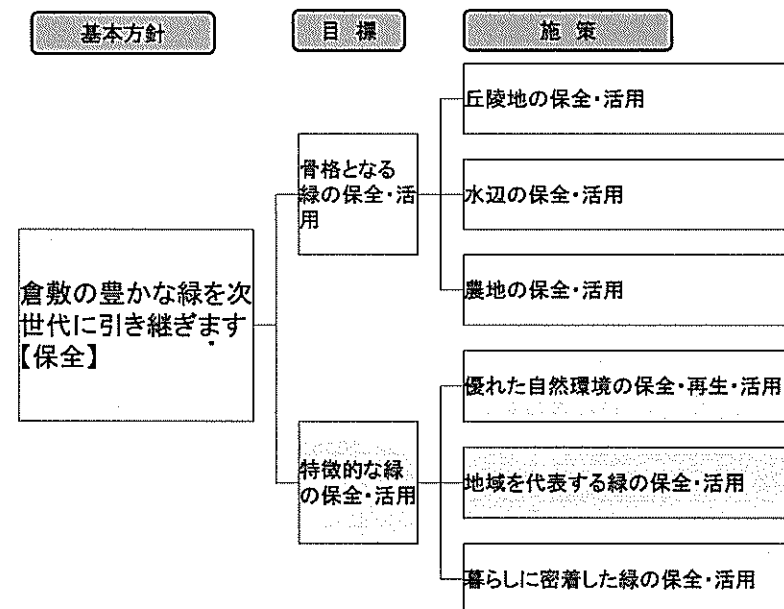
19

3. 緑の個別事業

20

計画書本文P41

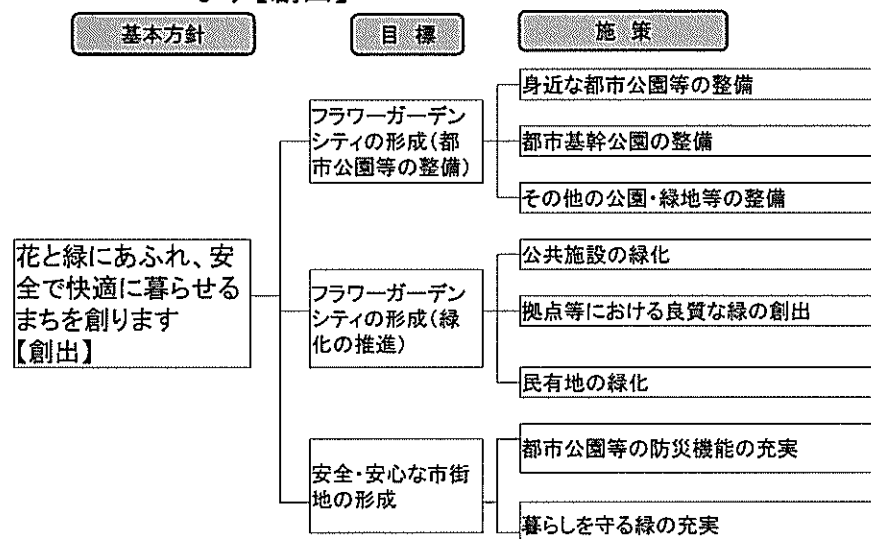
■基本方針 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】



21

計画書本文P41

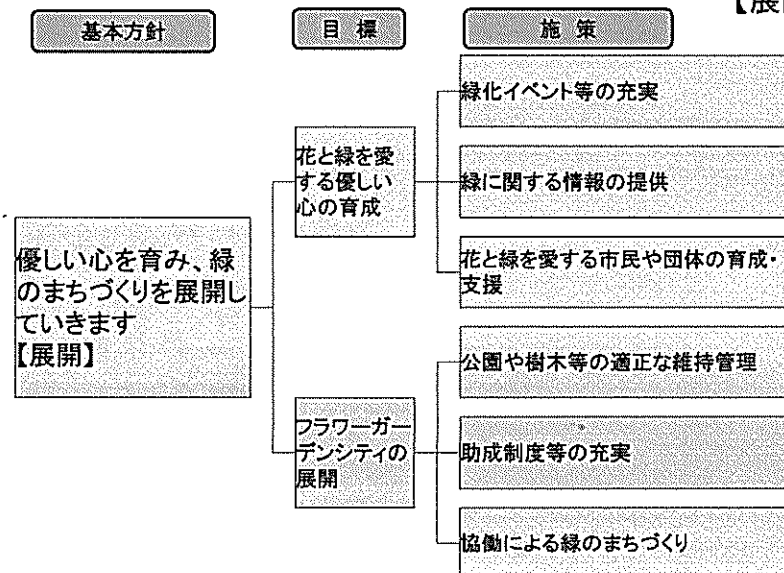
■基本方針 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】



22

計画書本文P41

■基本方針 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】



23

倉敷市緑の基本計画

(原案)

平成 年 月

倉敷市

目 次

序章 計画の基本的事項	1
1. 緑の基本計画とは	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画の根拠	3
(3) 位置付け	4
(4) 目標年次	4
2. 緑について	5
(1) 緑の機能	5
(2) 対象とする緑	6
1) 緑被地	6
2) 緑地	6
第Ⅰ章 緑の概況	9
1. 倉敷市の現況	11
(1) 倉敷市の緑の現況	11
1) 自然的条件	11
2) 社会的条件	12
3) 緑地・緑化の現況	13
(2) 緑に対する市民の意向	15
1) アンケート調査概要	15
2) アンケート調査結果（抜粋）	16
2. 前「緑の基本計画」の達成状況	20
(1) 緑地の確保目標	20
(2) 都市公園等の整備目標	20
3. 近年の本市公園緑地事業及び緑化事業	21
第Ⅱ章 緑の将来像	23
1. 緑の将来像について	25
(1) 緑の保全	26
(2) 緑の創出	27
(3) 緑の展開	28
(4) 今、緑に求められていること	29
2. 基本理念と基本方針	31
3. 緑の構造図	32

4. 計画の目標水準	35
(1) 人口及び市街地等の規模	35
(2) 計画の目標水準	35
第三章 緑の将来像実現に向けた施策	39
1. 施策の体系	41
2. 緑の将来像実現に向けた施策	42
(1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます	42
「骨格となる緑の保全・活用」	42
「特徴的な緑の保全・活用」	44
(2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります	46
「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」	46
「フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）」	48
「安心・安全な市街地の形成」	50
(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます	52
「花と緑を愛する優しい心の育成」	52
「フラワーガーデンシティの展開」	54
第四章 地域・地区別方針	57
1. 地域・地区別方針について	59
2. 倉敷地域	60
(1) 倉敷地域の概況	60
1) 自然的条件	60
2) 社会的条件	60
3) 緑地・緑化の現況	61
(2) 倉敷地域の緑のまちづくり	63
1) 保全について	63
2) 創出について	64
3. 児島地域	66
(1) 児島地域の概況	66
1) 自然的条件	66
2) 社会的条件	66
3) 緑地・緑化の現況	67
(2) 児島地域の緑のまちづくり	69
1) 保全について	69
2) 創出について	70

4. 玉島地域	72
(1) 玉島地域の概況	72
1) 自然的条件	72
2) 社会的条件	72
3) 緑地・緑化の現況	73
(2) 玉島地域の緑のまちづくり	75
1) 保全について	75
2) 創出について	76
5. 水島地域	78
(1) 水島地域の概況	78
1) 自然的条件	78
2) 社会的条件	78
3) 緑地・緑化の現況	79
(2) 水島地域の緑のまちづくり	81
1) 保全について	81
2) 創出について	82
6. 庄地区	84
(1) 庄地区の概況	84
1) 自然的条件	84
2) 社会的条件	84
3) 緑地・緑化の現況	85
(2) 庄地区の緑のまちづくり	86
1) 保全について	86
2) 創出について	86
7. 茶屋町地区	88
(1) 茶屋町地区の概況	88
1) 自然的条件	88
2) 社会的条件	88
3) 緑地・緑化の現況	89
(2) 茶屋町地区の緑のまちづくり	90
1) 保全について	90
2) 創出について	90
8. 船穂地区	92
(1) 船穂地区の概況	92
1) 自然的条件	92
2) 社会的条件	92

3) 緑地・緑化の現況	93
(2) 船穂地区の緑のまちづくり	94
1) 保全について	94
2) 創出について	95
9. 真備地区	96
(1) 真備地区の概況	96
1) 自然的条件	96
2) 社会的条件	96
3) 緑地・緑化の現況	97
(2) 真備地区の緑のまちづくり	98
1) 保全について	98
2) 創出について	99
第V章 計画の推進	101
1. 計画の推進体制	103
2. 計画の進行管理	104

序章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画策定の背景

市民憲章で「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳う本市では、平成 8 年 5 月に「倉敷市緑の基本計画ーくらしき花と緑のシンフォニー計画ー」（新規）、平成 18 年度に「倉敷市緑の基本計画ー水と緑のシンフォニー計画ー」（合併に伴う見直し）を策定し、豊かな緑の保全、都市公園の整備など積極的に施策を推進してきました。

そうした中で、環境問題や人口減少社会、厳しい行財政状況など様々な社会経済情勢を背景として、環境に配慮した持続可能なまちづくり、効果的で質の高い個性あるまちづくり、協働のまちづくりが求められる時代に突入しました。

こうしたことから、現行計画の目標年次である平成 27 年を迎えるにあたり、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、さらなる緑豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を実施することとしました。

(2) 計画の根拠

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第 4 条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にする計画であり、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。また、本市では自然環境保全条例第 8 条において、緑化計画（緑の基本計画）の策定を位置付けています。

○都市緑地法

都市緑地法第 4 条では、「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」とされており、おおむね次の事項を定めることとしています。

- ・ 緑地の保全及び緑化の目標
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ・ 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び緑化の推進に関する事項 など

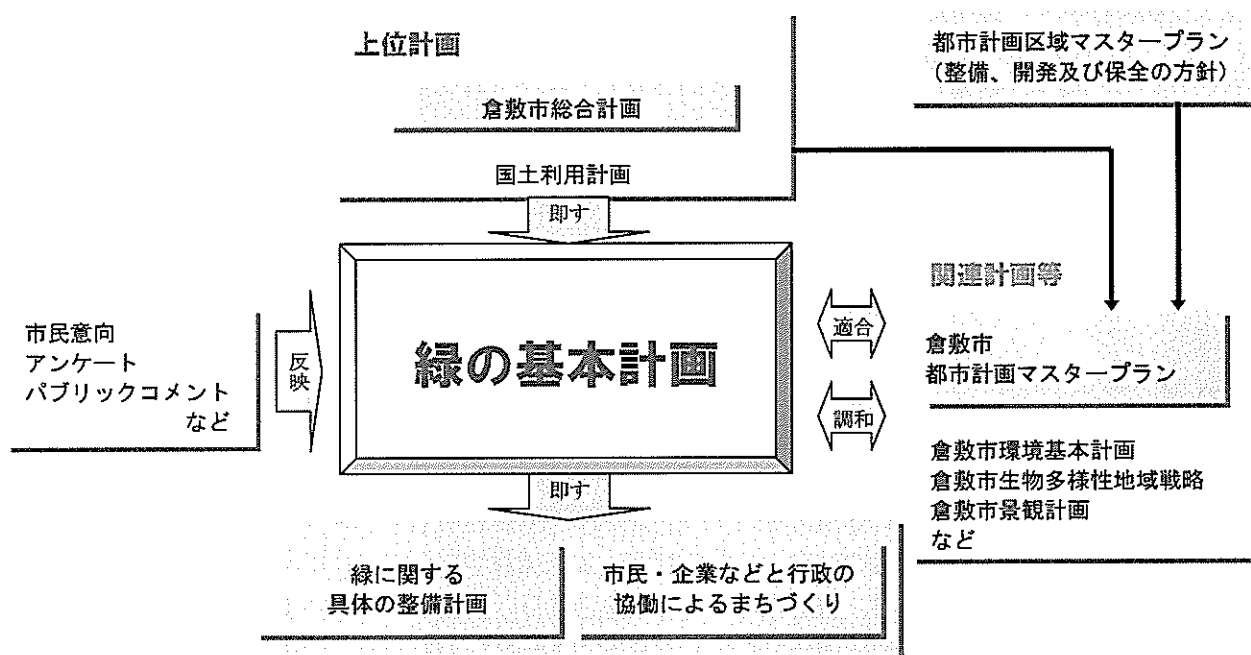
○倉敷市自然環境保全条例

倉敷市自然環境保全条例第 8 条では、緑化計画の策定として「市長は、自然環境を回復し、緑の保全と緑化の推進を図るため、倉敷市環境審議会の意見を聴き、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない。」とされており、次の事項を定めることとしています。

- ・ 緑の保全に関する基本方針
- ・ 緑化推進に関する基本計画
- ・ 緑化についての重要な施策に関する事項

(3) 位置付け

緑の基本計画は、上位計画である倉敷市総合計画等に即ずとともに、関連計画である倉敷市都市計画マスタープラン、倉敷市環境基本計画及び倉敷市景観計画等との整合を図ることで、本市における緑の総合的な計画として位置付けられます。



(4) 目標年次

緑の基本計画は、長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた方針を明確にするものであることから、概ね 20 年後の平成 47 年度を目標年度とします。

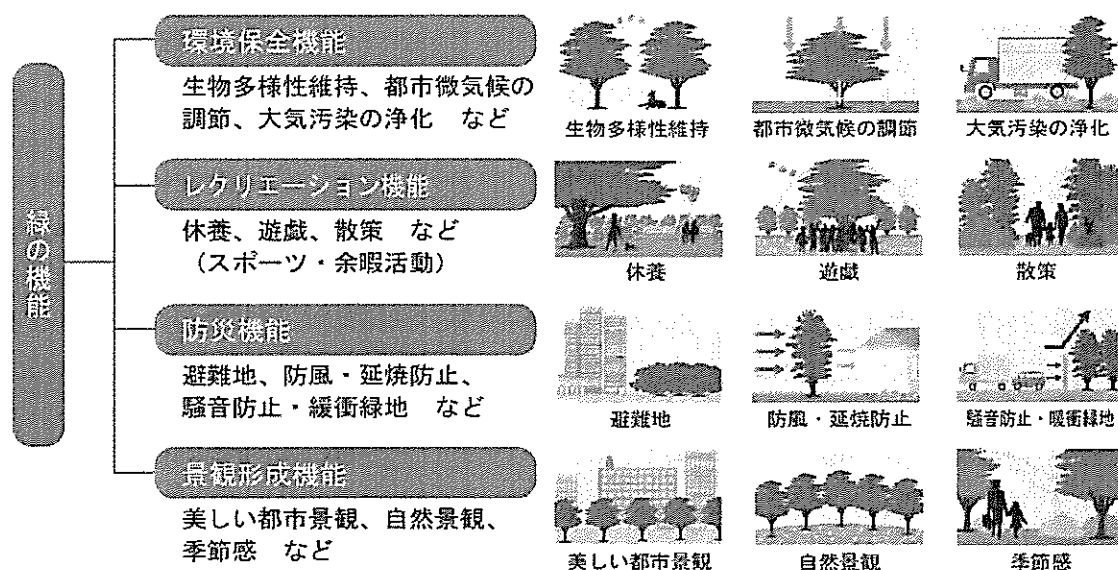
なお、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね 10 年後には見直しを行い、計画の充実・強化を図っていきます。



2.緑について

(1) 緑の機能

緑は、下記に示すような多様な機能を有しており、都市環境をまもり、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、その機能を認識し、全ての人々により緑を守り育てていくことが必要です。



○環境保全機能

緑は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、生物多様性の維持・確保に重要な役割を果たすとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象等により悪化する都市微気候の調節、大気の浄化、騒音・振動の緩和等の機能を有するなど、人と自然が共生し、持続可能な社会を構築するために重要な環境保全機能を有しています。

○レクリエーション機能

自由時間の増加や価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、余暇活動の多様化、高度化、広域化が進展しています。また、都市化の進展や少子・高齢化に伴い、自然とのふれあい、健康への関心などが高まるなど余暇需要も増加しつつあります。

そうした中で、緑は、休養や遊戯、散策など様々な余暇活動に対応するレクリエーション機能を有しています。

○防災機能

近年、地球温暖化に伴うゲリラ豪雨や東日本大震災のような甚大な被害を及ぼす災害リスクが高まっており、近い将来には、高い確率で南海トラフ巨大地震が発生することが予測されています。また、工業地帯などの近隣住宅地では、工場から発生する粉塵や騒音などの生活環境への影響が懸念されます。

そうした中で、緑は、災害時の人々の避難地や避難路、救援・復旧活動拠点、火災の延焼防止

帯、工業地帯からの影響を緩和する緩衝緑地など様々な防災機能を有しています。

○景観形成機能

市街地の背景となる丘陵地の緑、街路樹や公園の緑、河川や用水等の水辺空間は、人工的な都市にうるおいと美しさをもたらします。また、豊かな山々や河川、農地などの緑は、都市の風土を形成するうえで重要な要素となり、新緑や紅葉、頭を垂れる黄金色の稲穂などによって季節感を感じることができます。さらに、地域の歴史・文化と一体となった緑は、地域固有の景観を創出します。

(2) 対象とする緑

本計画では、山林や農地、街路樹、住宅地の樹木や草花など、一般的に緑と認識されるものに加え、公園や裸地（グラウンド、原野等）、水面（河川、ため池等）、水辺など、自然的な土地利用が図られている全ての土地を「緑」の対象とします。

ただし、空き地や資材置き場などについては、今後、都市的な土地利用が図られる一時的な裸地のため、「緑」の対象とはしません。

本計画では、「対象とする緑」のうち、現況の緑の把握、緑地の確保目標水準を示すために以下の緑被地と緑地を設定します。

なお、緑被地と緑地について、自然公園、保安林など、一部重複するものがあります。

1) 緑被地

緑被地とは、樹木や草花で覆われた土地のことです。

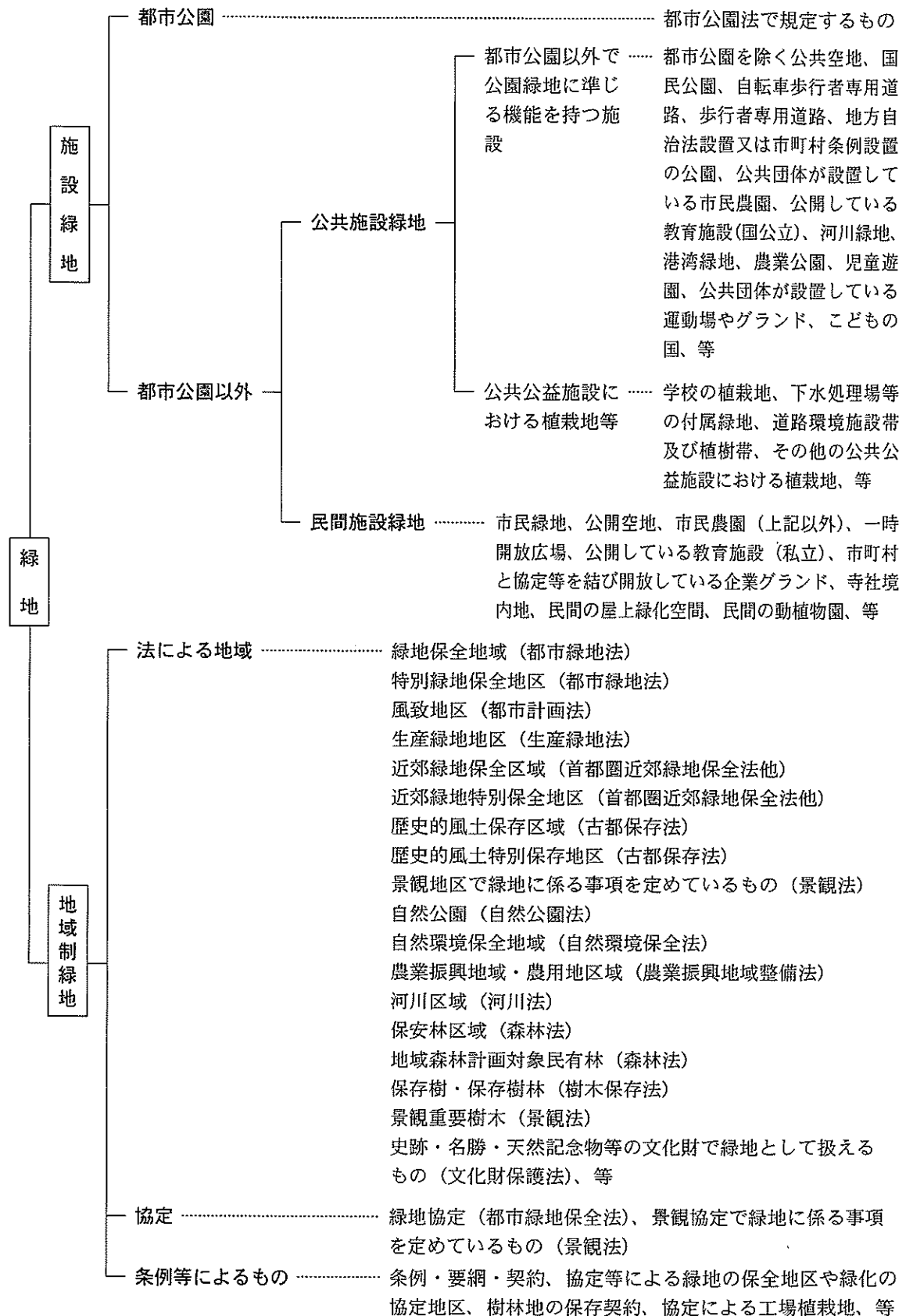
緑被地を定量的に捉える場合、山林や農地、植栽地、屋上緑化など緑を有する面的な土地はその区域の面積、街路樹など樹木単体はその樹冠を水平面に投影した土地の面積（投影面積）が対象となります。

なお、緑被面積・緑被率（区域に対する緑被地の面積割合）を求める際には、前述の緑被地のうち、今後も減少が予想される山林及び農地を対象とします。

2) 緑地

一般的に緑地とは、山林や農地など、緑を有する面的な土地が認識されますが、本計画では、都市公園や公園緑地に準じる機能を持つ施設、都市緑地法や都市計画法など緑に関する法や条例等（以下「法や条例等」という。）による区域指定で担保された持続性の高い、一団の規模を有するものを「緑地」の対象とし、緑地率とは、区域に対する緑地の面積割合です。

なお、本計画で対象とする「緑地」は、施設緑地と地域制緑地に大別され、具体的には次頁（新編 緑の基本計画ハンドブック 緑地の分類）を参考にし、本計画の「緑地」を設定します。



①本計画で対象とする施設緑地

前頁の緑地分類を参考にし、以下に示す「都市公園」「公共施設緑地」「民間施設緑地」を本計画の施設緑地の対象とします。

また、都市公園及び公共施設緑地を合わせて、「都市公園等」と呼びます。

○都市公園

都市公園法で規定された公園。

種類	種別	内容
基幹公園	住区	街区公園 主として街区居住者を対象とした公園。標準敷地面積:0.25ha
	基幹	近隣公園 主として近隣居住者を対象とした公園。標準敷地面積:2.0ha
	公園	地区公園 主として徒歩圏内居住者を対象とした公園。標準敷地面積:4.0ha
	都市	総合公園 都市住民全般の総合的な利用に供する公園。標準敷地面積:10～50ha
	基幹	運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供する公園。標準敷地面積 15～75ha
特殊公園		風致公園※、動植物公園、歴史公園※、墓園など目的に則し配置する公園。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村を越える広域の住民を対象とした公園。標準敷地面積:50ha 以上
	レクリエーション都市	大都市圏域の住民を対象とした公園であり、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置された一団の地域。標準全体規模:1、000ha
国営公園		主として一の都府県を越える広域的な利用に供することを目的として国が設置する公園
緩衝緑地		公害や災害を防止・緩和するため、その発生源と住宅地等を分離遮断することを目的とした緑地。
都市緑地		都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。標準敷地面積:0.1ha 以上
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とした公園。
緑道		災害時における避難路、市街地の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。標準幅員:10～20m
広場公園		商業・業務系の地域において、都市景観の向上や利用者の休息を目的とした公園。

○公共施設緑地

都市公園以外で公園緑地に準じる機能を有する公共施設。

児童遊園、子ども広場、市民農園、公開された小学校敷地などが該当します。

○民間施設緑地

民間が設置する公共性及び持続性の高い施設。

寺社境内地や遊園地などが該当します。

②本計画で対象とする地域制緑地

前頁の緑地分類を参考にし、主に緑の保全を目的とした法や条例等により区域が指定された、持続性の高い市街地及び市街地周辺の以下の緑地を本計画の地域制緑地を設定します。

風致地区、保安林、河川・水辺、自然公園、自然保護地域などが該当します。

第I章 緑の概況

1. 倉敷市の現況

(1) 倉敷市の緑の現況

1) 自然的条件

- ・倉敷市は、高梁川両岸に開けた広い平野部と弥高山、高馬山、福山など北に連なる丘陵地からなり、南は瀬戸内海に面し、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候です。
- ・緑と水が一体となった高梁川、小田川、倉敷川、街並みや生活の背景に見られる鶴形山、龍王山、大平山などにより、倉敷市は恵み豊かな自然を有しています。
- ・市民のもつ郷土の自然を市内の小中学校の校歌から読みとった。

水に関するものでは高梁川が最も多く倉敷地域（庄・茶屋町を含む）、水島地域、玉島・船穂地域の各地域で謳われており、次いで瀬戸内海など海に関するものも謳われています。

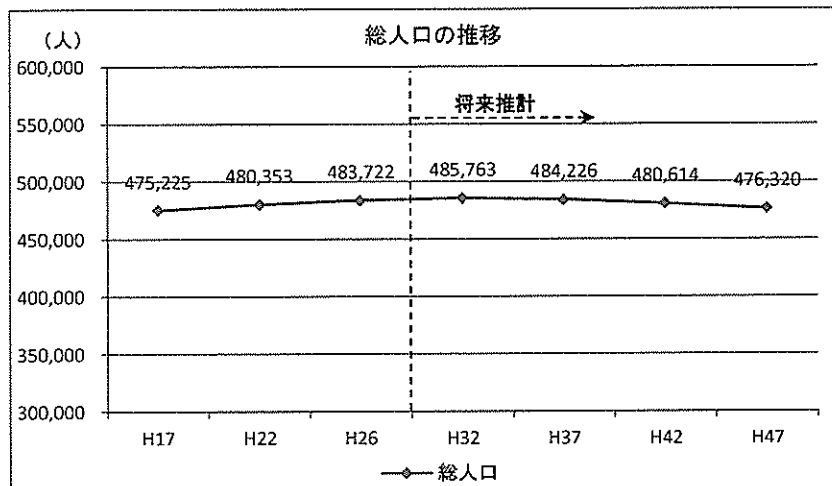
山に関するものでは、遥照山、由加山、福山など各地域の背景の山並みや身近な山が謳われています。

■校歌から読み取る郷土の自然

地域	要素	自然環境ワード								備考
倉敷地域 (庄・茶屋町を含む)	川	高梁川	9 校	六間川	2 校	足守川	2 校			その他倉敷川など各1校
	山	福山	5 校	足高山	2 校	種松山	2 校	日差山	2 校	その他日差山など各1校
	海	瀬戸内海	2 校	水島灘	2 校					その他海など各1校
	植物	クスノキ	1 校	ケヤキ	1 校	イグサ	1 校	ヤナギ	1 校	
	その他	ゴルフ場	1 校							
水島地域	川	高梁川	8 校							
	山	亀島山	4 校	種松山	2 校	鴨が辻山	2 校			その他大平山など各1校
	海	瀬戸内海	7 校	水島灘	3 校					その他島々など各1校
	植物	マツ	1 校	はす田	1 校					
	その他	工場	2 校	港	1 校					
児島地域	川	小田川(児)	1 校							
	山	由加山	5 校	鷺羽山	3 校	竜王山	3 校	蟻峰山	2 校	その他福南山など各1校
	海	瀬戸内海	6 校	琴の浦	2 校					その他堅場島など各1校
	植物	クスノキ	1 校	マツ	1 校	オリーブ	1 校	ボブ	1 校	
	その他	港町	1 校							
玉島・船穂地域	川	高梁川	6 校	真谷川	1 校					
	山	遥照山	7 校							その他弥高山など各1校
	海	瀬戸内海	2 校	海	3 校					その他沙美など各1校
	植物	マツ	2 校	サクラ	1 校	モモ	1 校	ブドウ	1 校	
	その他	円通寺	1 校							
真備地域	川	小田川	4 校	高梁川	3 校					その他末政川など各1校
	山	弥高山	1 校	馬入山	1 校					その他高馬峰など各1校
	海	瀬戸内海	1 校	水島灘	1 校					
	植物	クスノキ	1 校	サクラ	1 校	老松	1 校			
	その他									

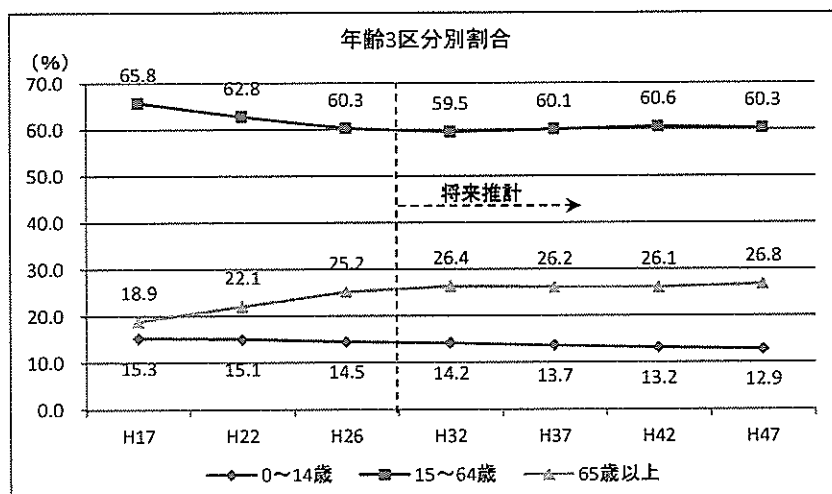
2) 社会的条件

- ・総人口をみると、現在までは増加傾向にありますが、今後は人口減少が予測されます。
今後20年間の人口減少率は全国の11.0%に対し、倉敷市は、1.5%となっています。



- 注1) 平成26年までは住民基本台帳（各年12月末日）より
 2) 平成32年以降は「倉敷市人口推計業務報告書（H27.3）」より
 3) 全国の人口減少率は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）国立社会保障・人口問題研究所」より参照

- ・0～14歳人口の減少、65歳以上人口の増加により、少子高齢化の傾向が伺えます。
平成47年の高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、全国の33.2%に対し、倉敷市は、26.8%となっています。



- 注1) 平成22年までは住民基本台帳（各年末現在）より
 2) 平成32年以降は「倉敷市人口推計業務報告書（H27.3）」より
 3) 平成22年までの年齢3区分別人口には外国人を含まない
 4) 全国の高齢化率は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）国立社会保障・人口問題研究所」より参照

- ・市街化区域では農地や山林などの自然的土地利用が16.8%である一方で、市街化調整区域では自然的土地利用が80.2%となっています。

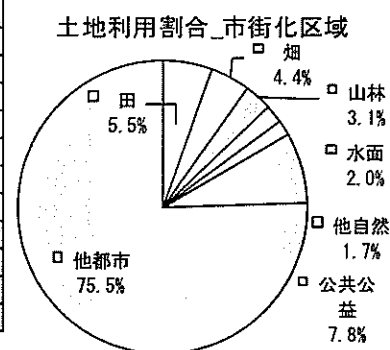
■土地利用割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	660.5	5.5	3,356.1	14.4	4,016.6	11.4
畑	532.1	4.4	1,765.7	7.6	2,297.8	6.5
山林	371.0	3.1	11,569.1	49.8	11,940.2	33.9
水面	243.5	2.0	877.8	3.8	1,121.3	3.2
他自然	207.9	1.7	1,074.1	4.6	1,282.0	3.6
公共公益	941.6	7.8	619.2	2.7	1,560.8	4.4
他都市	9,058.5	75.4	3,972.9	17.1	13,031.3	37.0
合計	12,015.0	100.0	23,235.0	100.0	35,250.0	100.0
農地 計	1,192.6	9.9	5,121.8	22.0	6,314.4	17.9
自然的土地利用 計	2,014.9	16.8	18,642.9	80.2	20,657.8	58.6
都市的土地利用 計	10,000.1	83.2	4,592.1	19.8	14,592.2	41.4

注) 平成24年度都市計画基礎調査より

他自然: 河原等及び原野等

他都市: 住宅、商業、工業、道路用地など公共公益以外の都市的土地利用



- ・玉島北部や庄、茶屋町、船穂、真備の市街地周辺にまとまった農地が広がっています。
- ・市街地には小規模な農地や樹林地が点在しています。

3) 緑地・緑化の現況

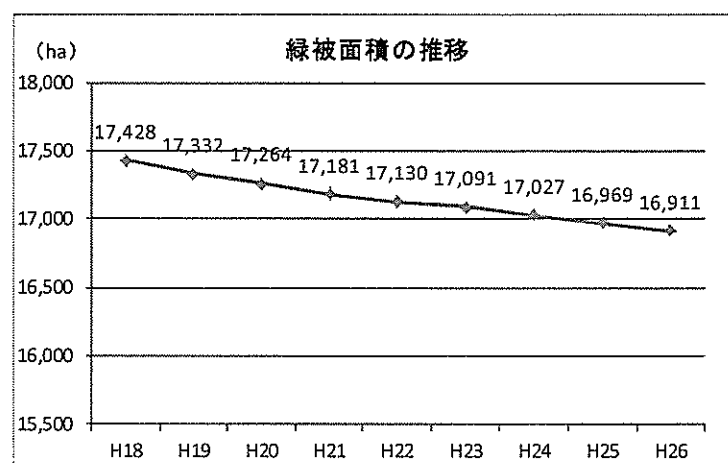
- ・緑被率は47.9%であり、宅地開発等により農地・山林が減少しています。

■緑被現況

	H18		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		H18~26 増減
	面積	緑被率	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	緑被率	
農地	7,374		7,279	7,211	7,132	7,085	7,046	6,991	6,934	6,876		-498
山林	10,054		10,053	10,053	10,049	10,045	10,045	10,036	10,035	10,035		-19
緑被 合計	17,428	49.5	17,332	17,264	17,181	17,130	17,091	17,027	16,969	16,911	47.9	-517
都市計画区域	35,207									35,288		

単位: ha・%

資料: 倉敷市統計書



注) 緑被面積: 山林及び農地の面積 (倉敷市統計書より)

- ・緑地率は、市街化区域が7.2%、市域全体では17.0%となっています。

■緑地現況量

区分	市街化区域		市域全体	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
施設緑地				
都市公園	232.34	1.9	390.55	1.1
公共施設緑地	170.43	1.4	333.54	0.9
民間施設緑地	57.95	0.5	91.69	0.3
施設緑地 計	460.72	3.8	815.78	2.3
地域制緑地				
法による地域				
特別緑地保全地区	-	-	-	-
緑地保全地域	-	-	-	-
風致地区	34.00	0.3	131.00	0.4
その他法によるもの	156.78	1.3	5,116.06	14.5
条例等によるもの	241.99	2.0	689.60	2.0
地域制緑地 計	432.77	3.6	5,936.66	16.8
緑地 合計	893.49	7.4	6,752.44	19.1
重複面積	22.95	-	738.31	-
重複を除く緑地 合計	870.54	7.2	6,014.13	17.0
区域面積	12,056	ha	35,288	ha

(H27.3.31)

- ・市域全体における都市公園の整備状況は、平成26年度末時点で759箇所、市民一人当たり面積は8.07㎡/人となっています。
- また、市街化区域では、市民一人当たり面積は5.90㎡/人となっており、特に市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況

区分	市域全体			市街化区域			市街化調整区域		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
住区基幹公園	715	139.37	2.88	556	92.35	2.34	159	47.02	5.24
街区公園	695	89.10	1.84	542	61.69	1.57	153	27.41	3.05
近隣公園	16	28.28	0.58	12	20.03	0.51	4	8.25	0.92
地区公園	4	21.99	0.45	2	10.63	0.27	2	11.36	1.27
都市基幹公園	8	120.65	2.49	4	60.73	1.54	4	59.92	6.68
総合公園	4	55.52	1.15	1	15.00	0.38	3	40.52	4.52
運動公園	4	65.13	1.35	3	45.73	1.16	1	19.40	2.16
特殊公園	6	14.50	0.30	1	4.70	0.12	5	9.80	1.09
緑地等	28	115.90	2.40	8	74.43	1.89	20	41.47	4.62
広場公園	2	0.13	-	2	0.13	-	-	-	-
合計	759	390.55	8.07	571	232.34	5.90	188	158.21	17.63
重複面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重複を除く合計	759	390.55	8.07	571	232.34	5.90	188	158.21	17.63
人口		483,710	人		393,970	人		89,740	人

(H27.3.31)

- ・フラワーロード事業やくらしき都市緑化フェア、倉敷市花いっぱいコンクールなど、緑化推進に関する取り組みを積極的に行っています。
- ・倉敷市の銀行支店長連絡会（45支店）、倉敷市緑化推進員連絡会（25名）、地区花いっぱい団体連絡会（102団体）などの緑化団体が活動しています。

(2) 緑に対する市民の意向

1) アンケート調査概要

○調査対象

【一般】

倉敷市在住（H26.7.31 現在、外国人登録者を含めない）で 16 歳以上の市民の中から地区別に無作為抽出した 2,800 人を対象（回収率 42.5%）

【市民モニター】

市民モニター制度（16 歳以上）に登録された 861 人を対象（回収率 42.5%）

【団体】

『花とみどりの推進会議』の構成団体である「倉敷市花の銀行支店長連絡会（46 支店）」「倉敷市緑化推進員連絡会（25 名）」「地区花いっぱい団体連絡会（107 団体）」の 176 団体（うち、2 団体は兼任）を対象（回収率 42.5%）

【小学校】

倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂、真備の 8 地区から抽出した各 1 校（倉敷は 2 校）の 4 年生（301 名）を対象（回収率 42.5%）

○調査期間

平成 26 年 9 月 16 日（火）～平成 26 年 10 月 10 日（金）

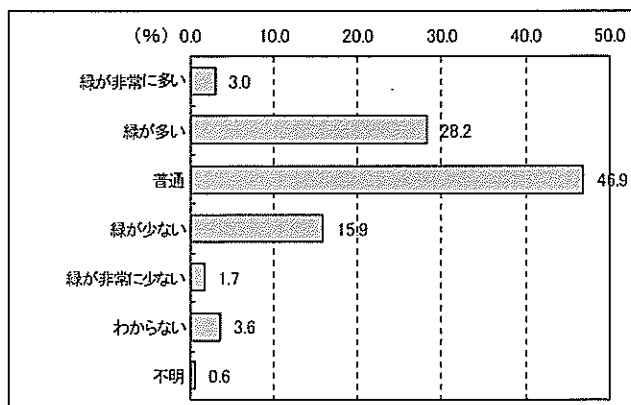
（市民モニター：平成 26 年 9 月 18 日（木）～平成 26 年 9 月 28 日（日））

2) アンケート調査結果（抜粋）

①緑の量の印象

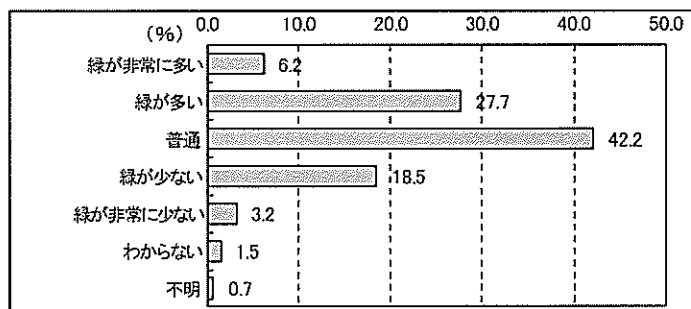
- ・緑が多いと感じる市民が31.2%、少ないと感じる市民が17.6%でした。

問) 倉敷市全体の緑の量について、どのように感じていますか？



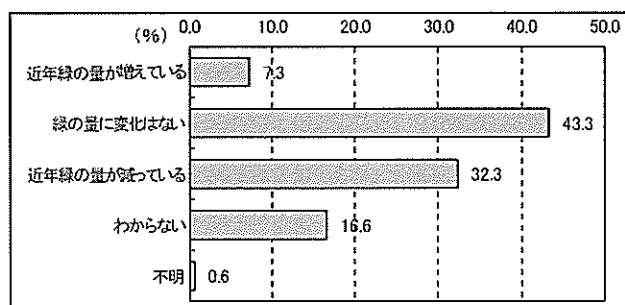
- ・身近な地域の緑が多いと感じる市民が33.9%、少ないと感じる市民が21.7%でした。

問) あなたがお住まいの身近な地域の緑の量について、どのように感じていますか？



- ・近年緑の量が増えていると感じる市民が7.3%、減っていると感じる市民が32.3%でした。

問) 倉敷市全体の緑の量の変化について、どのように感じていますか？



②緑についての満足度

- ・「森林の緑」「まちなかの樹林地」「公園等の緑」では満足が不満を上回り、その他「市街地背景となる斜面地の緑」「農地」「道路の緑」「商業地の緑」などでは不満が満足を上回っています。

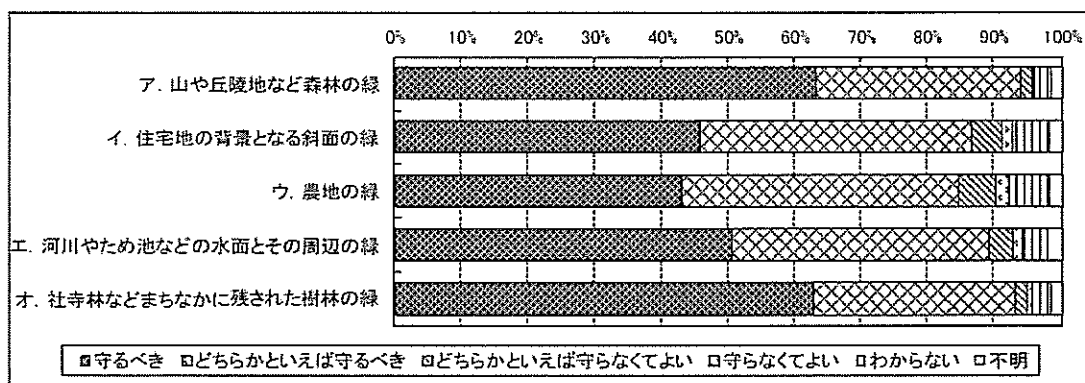
問) 倉敷市全体で、以下の緑について、どのように感じていますか？

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明
ア. 山や丘陵地など森林の緑	218 件 (13.5 %)	282 件 (17.4 %)	917 件 (56.7 %)	138 件 (8.5 %)	27 件 (1.7 %)	36 件 (2.2 %)
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	114 件 (7.0 %)	151 件 (9.3 %)	928 件 (57.4 %)	327 件 (20.2 %)	49 件 (3.0 %)	49 件 (3.0 %)
ウ. 農地の緑	119 件 (7.4 %)	175 件 (10.8 %)	879 件 (54.3 %)	353 件 (21.8 %)	50 件 (3.1 %)	42 件 (2.6 %)
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	113 件 (7.0 %)	220 件 (13.6 %)	824 件 (50.9 %)	345 件 (21.3 %)	66 件 (4.1 %)	50 件 (3.1 %)
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	149 件 (9.2 %)	309 件 (19.1 %)	811 件 (50.1 %)	263 件 (16.3 %)	37 件 (2.3 %)	49 件 (3.0 %)
カ. 公園や広場の緑	155 件 (9.6 %)	324 件 (20.0 %)	654 件 (40.4 %)	363 件 (22.4 %)	79 件 (4.9 %)	43 件 (2.7 %)
キ. 道路の緑	84 件 (5.2 %)	199 件 (12.3 %)	743 件 (45.9 %)	453 件 (28.0 %)	100 件 (6.2 %)	39 件 (2.4 %)
ク. 学校や公民館など公共施設の緑	88 件 (5.4 %)	204 件 (12.6 %)	650 件 (40.6 %)	367 件 (22.7 %)	68 件 (4.2 %)	41 件 (2.5 %)
ケ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	70 件 (4.3 %)	165 件 (10.2 %)	904 件 (55.9 %)	387 件 (23.9 %)	48 件 (3.0 %)	44 件 (2.7 %)
コ. 駅周辺や幹線道路など商業地の緑	66 件 (4.1 %)	140 件 (8.7 %)	664 件 (41.0 %)	569 件 (35.2 %)	140 件 (8.7 %)	59 件 (3.7 %)
セ. 工業地の緑	67 件 (4.1 %)	146 件 (9.0 %)	755 件 (46.7 %)	442 件 (27.3 %)	161 件 (10.0 %)	47 件 (2.9 %)

③緑を守る、緑を増やすことについての意識

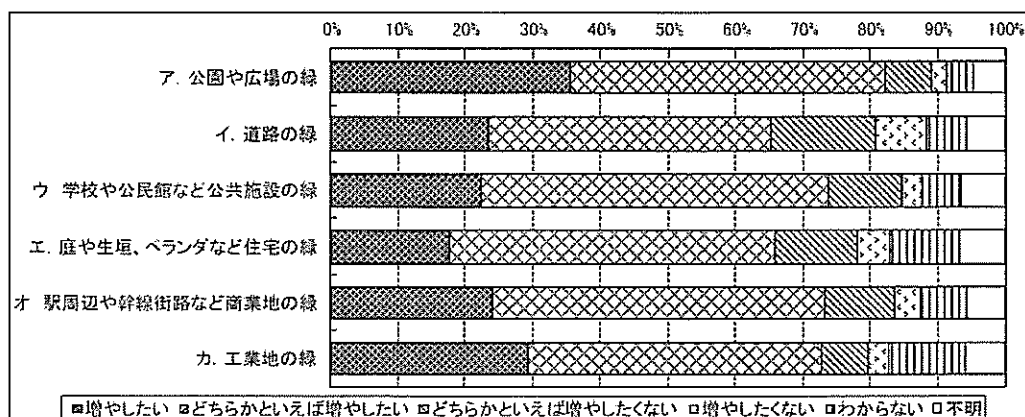
- ・山林や農地、まちなかの樹林地など全ての緑地で 85%以上の市民が守るべきと考えています。

問) 以下の緑は、開発や整備によって今後減少していくことも想定されます。これらの緑について、どのようにお考えですか？



- ・公園や学校、住宅、商業地、工業地など全ての緑化で、緑を増やしたいが 65%以上であり、公共施設だけでなく、民有地の緑化にも高い意識があることが伺えます。

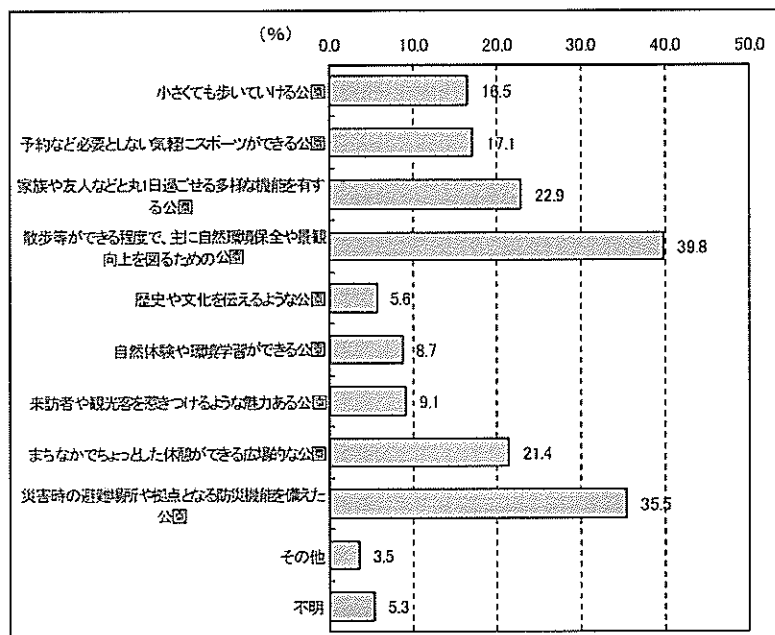
問) 以下の緑について、どのようにお考えですか？



④今後整備が望まれる公園の意識

- ・公園について、「自然環境保全や景観向上を図る公園」「防災機能を備えた公園」「多様な機能を有する公園」が増えて欲しいと思われています。

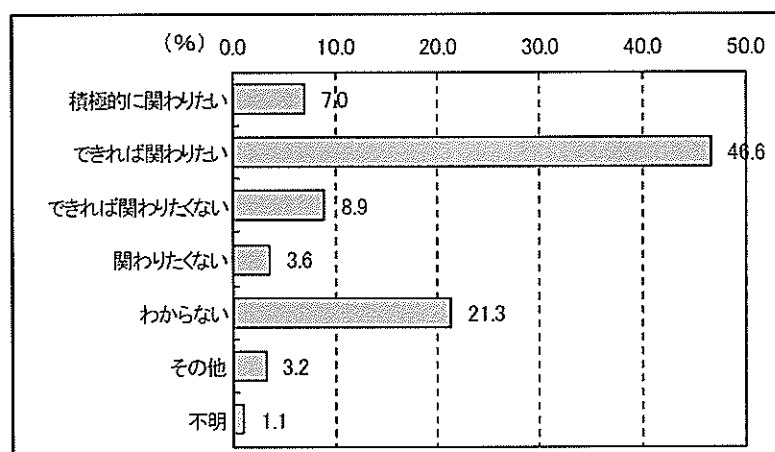
問) 今後どのような公園が増えていけばよいと思われますか？



⑤協働による緑のまちづくりに関する意識

- ・緑のまちづくりに関わりたい市民が 53.6%であり、まちづくり活動への意識の高さが伺えます。

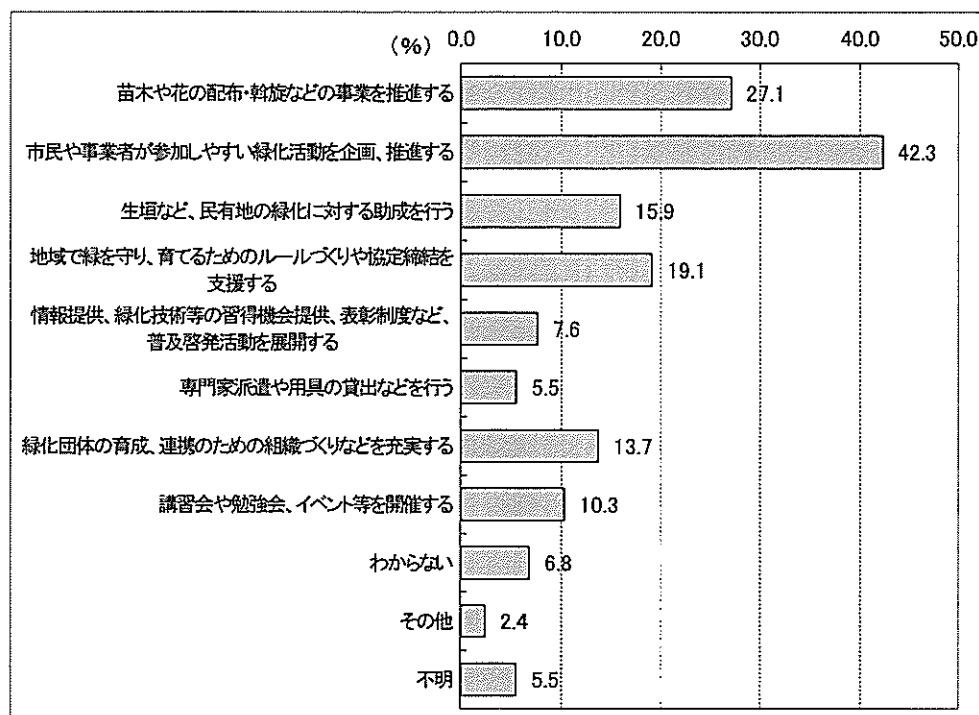
問) 今後、緑のまちづくりに対して、どのように思われますか？



⑥緑化活動の展開に必要な行政の支援について

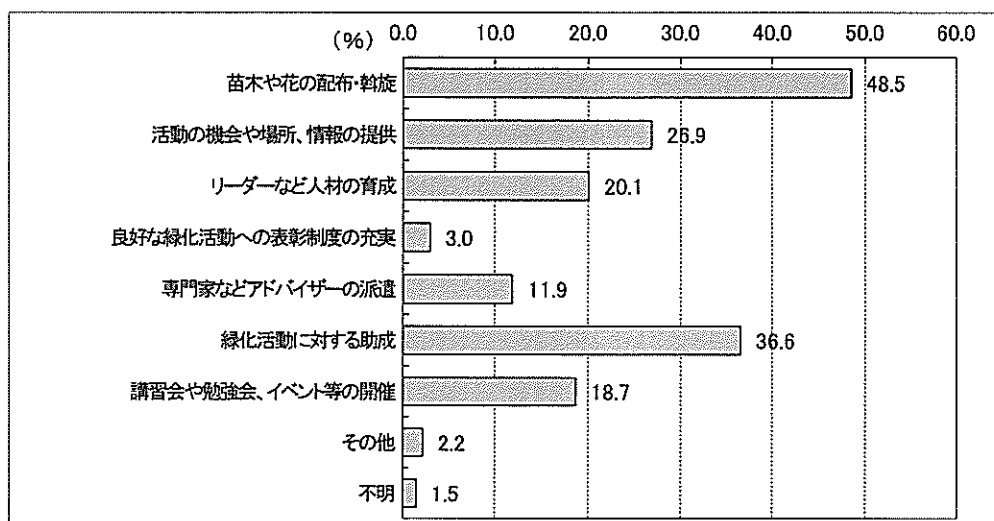
- ・行政による支援について、「市民や事業者が参加しやすい緑化活動を企画、推進する」が最も多く42.3%を占め、次いで「苗木や花の配布・斡旋などの事業を推進する」となっています。

問) 緑化活動を全市的に展開していくために、行政によるどのような支援が必要と思われますか？



- ・緑化団体アンケートでは、緑化活動の展開に必要な行政の支援について、「苗木や花の配布・斡旋」が最も多く48.5%を占め、次いで「緑化活動に対する助成」「活動の機会や場所、情報の提供」となっています。

問) 緑化活動を全市的に展開していくために、行政によるどのような支援が必要と思われますか？



2.前「緑の基本計画」の達成状況

前「緑の基本計画」では、目標値を「緑地の確保目標」と「都市公園等の整備目標」について設定していました。

それぞれの達成状況は、以下に示すようにいずれにおいても低い達成率となっています。

(1) 緑地の確保目標

緑地の確保目標として、「緑の政策大綱」（平成6年7月建設省）が目標としている、「市街地における緑地の占める割合を3割以上確保」を目指し、都市公園（街区公園、近隣公園、緑地等）の拡大を想定し、市街化区域及びそれに隣接する緑地の面積及び割合が3,700ha、31%としていました。

達成状況をみると、市街化区域では17.3ha減少し、達成率は-4.0%となりました。

■緑地確保目標量の達成状況

		現況 (H16)	目標 (H27)	実績 (H25)	増加	達成
市街化 区域	面積(ha)	3,402.10	約3,700	3,384.84	-17.3	
	割合(%)	28.3	約31	28.2	-0.1	-4.0

注記)

前計画では、緑地として以下のものも含んでいます。

- ・市街化区域内の山林及び農地
- ・緑を感じる後背地として市街化区域に隣接する自然公園 等

新計画の緑地は、上記の緑を含まず、緑に関する法や条例による区域指定で担保された持続性の高い、一団の規模を有するものを対象としています。

(2) 都市公園等の整備目標

都市公園等（都市公園と公共施設緑地）の整備目標として、国（平成7年都市計画中央審議会答申）が目標としている市民一人当たりの都市公園面積20㎡を目指し、都市公園（街区公園、近隣公園、緑地等）の拡大を想定し、1660ha、一人当たり35.5㎡としていました。

達成状況をみると、都市計画区域で面積は31.16ha、一人当たり面積は0.3㎡/人の増加となり、達成率は1.6%となりました。

■都市公園等の整備目標の達成状況

		現況 (H16)	目標 (H27)	実績 (H26)	増加	達成
面積	ha	809.47	1,662.00	840.63	31.16	
都市計画区域人口	人	474,612	468,571	483,265		
1人当たり面積	㎡/人	17.1	35.5	17.4	0.3	1.6%

3.近年の本市公園緑地事業及び緑化事業

公園・緑地は良好な生活環境を育むためになくなくてはならない施設の一つです。したがって、ただ整備すれば良いのではなく、周囲の環境、住民のニーズを十分に考慮し、地域特性に配慮した整備をする事が必要不可欠となっています。また、その役割も従来の憩いの場としての機能だけでなく、防災・景観・環境改善機能の充実を備える方向にあり、社会基盤としての重要度も高まっています。

本市では、「花と緑あふれるまちづくり」を「フラワーガーデンシティ」と銘打ち、公園の整備、公共施設緑化、民有地緑化などを推進しています。

近年、本市の公園緑地事業及び緑化事業の主なものを以下に述べます。

【倉敷みらい公園の整備】公園面積 20,800 m² 平成 23 年 11 月開設

JR倉敷駅北側に位置し、オープンスペースとして既存の用水路や樹木を活用し、中心市街地の中で豊かな自然を感じることのできる景観に配慮した公園です。また、この公園の特徴として、倉敷市では初となる一時避難場所の芝生広場、防災東屋、マンホールトイレなど防災機能を備えた公園です。

【玉島みなと公園の整備】公園面積 22,300 m² 平成 26 年 6 月開設

玉島柏島地区の海に面した立地を生かし、港や海を眺めることができる開放的な公園です。施設は、ワークショップにより地元近隣住民のニーズを反映させ、複合遊具・健康遊具・ウォーキングコース・芝生広場など子供からお年寄りまで楽しんで利用できることに配慮しています。

【学校・園庭芝生化事業】

地球温暖化防止と保育・教育環境の改善を目的として、平成 21 年度より市内の保育園、小学校の校園庭の一部の芝生化を進めています。

【その他の公共施設の緑化】

新たに整備する公共施設のオープンスペースを芝生化し、市民が憩える空間づくりをしています。

- ・クルクルセンター多目的広場 芝生面積 7,000 m²
- ・児島市民交流センター 芝生面積 2,462 m²
- ・玉島市民交流センター 芝生面積 1,400 m²（隣接の阿賀崎公園）
- ・水島愛あいサロン（環境交流スクエア） 芝生面積 3,000 m²

【民有地の緑化】

○倉敷市花いっぱいコンクール

平成 24 年度より、家庭や職場・学校・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇を「倉敷市花いっぱいコンクール」にて顕彰し、市民の緑化思想の普及啓発、市民参加による都市緑化の促進を実施しています。

○花壇設置補助金交付事業

「緑化の最初の一步は自宅前の花飾りから」の考えから市内を花と緑あふれるまちにするため、平成 26 年度より、現行の生垣設置補助金交付事業を拡充し、市内を新設される花壇に対し補助金の交付をおこないました。

○緑のカーテンコンテスト

平成 21 年度から家庭でできる地球温暖化対策として、つる性植物を利用した壁面緑化を進めており、市民・企業を対象に「緑のカーテンコンテスト」を実施しています。

第Ⅱ章 緑の将来像

1. 緑の将来像について

倉敷市は、平成8年度から平成27年度までを計画期間とした「倉敷市緑の基本計画（水と緑のシンフォニー計画）」を策定（平成17年の船穂町・真備町との合併に合わせ一部改定）し、市が目指す緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めてきました。

この計画では、市が目指す緑のまちづくりについて、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、関係機関及び庁内関係部署の横断的な連携を図ってきました。このことにより、緑の施策を効率的かつ効果的に展開することができました。

新たな「緑の基本計画」においても、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、本市がめざす緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることとします。

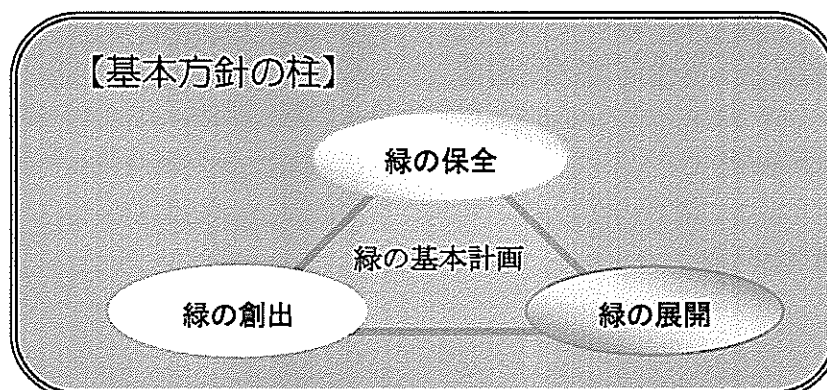
前「緑の基本計画」においては、下記の7つの基本方針を示していました。

- ①背景の山々の保全を図り緑とまちをつなぐ
- ②海辺の緑と水辺の緑を守り育てる
- ③高梁川の水と農地のつながりを継承する
- ④緑の島を市街地緑化の拠点として位置付けネットワーク化を図る
- ⑤まちのシンボルとなる都市公園をつくる
- ⑥まちなかの小さな緑をつなぎ、緑と花のプレスレットをつくる
- ⑦工場の緑をふるさとの財産と位置づけ、緑化の促進を図る

このように、前「緑の基本計画」の基本方針は、山々・水辺・農地の緑を守ること（緑の保全）、都市公園の整備・緑化の推進を図ること（緑の創出）を主な柱としていました。

近年では、緑の施策を実行性の高い取り組みとして進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民や企業などすべての人々が協力し合い、まちづくりを展開していくことが重要とされています。今後、全国的に人口減少の局面を迎えるにあたり、持続可能な社会を構築するためには、これまで以上に市民協働の取り組みが必要となってきます。

もちろん、前「緑の基本計画」においても、市民協働の視点をもって、各種施策を実施してきましたが、新たな「緑の基本計画」では、基本方針の柱として「緑の保全」「緑の創出」に加え、市民協働や緑化の普及啓発を図るものとして「緑の展開」を基本方針に明確に加えることとします。

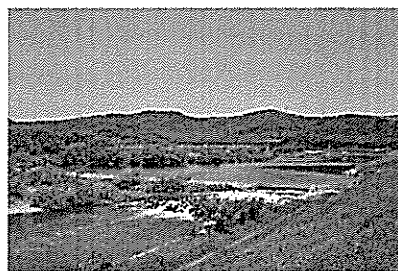


基本方針の大きな3つの柱である「緑の保全」「緑の創出」「緑の展開」において、倉敷市の現状やこれまでの取り組み等を踏まえ、今後の緑のまちづくりに求められていること、現在推進していることをまとめます。

また、近年社会問題化している地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題についても配慮して、緑のまちづくりを進めていくことが必要となっています。これらについても、「今、緑に求められていること」として、とりまとめます。

(1) 緑の保全

- 倉敷市には、ふるさとの自然を形成している弥高山、種松山、鶴形山、龍王山などの山並みや、緑と水が調和した良好な自然環境を形成している瀬戸内海、高梁川、小田川など、多様な自然環境を有した恵み豊かな緑があります。安らぎのある都市生活を営む上では、これら山林、水辺に加え農地など、骨格となる緑の保全を図ることが重要です。
- これら緑の保全については、法や条例による規制、指導が主なものとなり、これまでと同様な取り組みを継続していくこととなります。また、きれいな環境を残すためにも、山林火災防止や水質浄化、遊休農地の活用など様々な取り組みを引き続き行い良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要です。
- 市内には、美しい森、ふれあいの森など山林や水辺を、レクリエーションの場として活用している施設もあります。これら施設については、今後も緑を適正に維持管理することは当然ですが、さらに市民に活用していただける取り組みが必要であり、活用されることで良好な環境を保全することができます。また、良好な自然環境を有している地域があれば、教養施設、レクリエーション施設などとして保全・活用することを検討することも必要となります。
- 保全すべき緑は、前述の緑の骨格以外にもあり、阿知の藤など天然記念物（植物）、巨樹・老樹として指定された樹木、神社・仏閣・史跡などで古くから地域の住民に親しまれ地域のシンボルとなっている緑などがそれにあたります。倉敷市では天然記念物が6件、巨樹・老樹が67本指定されており、この20年間で天然記念物1件、巨樹・老樹の指定が12本増加していますが、今後も地域の緑を顕彰し、良好な状態で保存することが、自然の大切さと自然保護意識の高揚を図ることとなります。



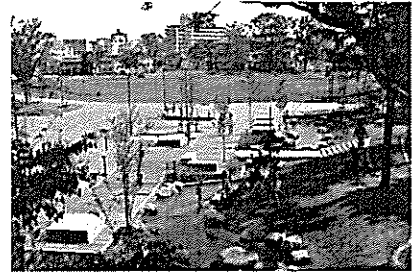
高梁川（笠井堰）



天然記念物 阿知の藤

(2) 緑の創出

- ・倉敷市の都市公園は、この20年間で市民1人あたり整備面積が6.7㎡から1.4㎡増加し、8.1㎡となりましたが、全国平均、中核市平均は、ともに10㎡/人を超えており、倉敷市の整備率は全国的には低い水準にあります。
- ・近年まで、倉敷市は人口増加を背景としてまちが市街地の周辺部に広がり、都市公園（特に街区公園）も市街地の周辺に多く整備が進みました。地域によっては、1人あたり整備面積に大きな差が生じており、公園の適正な配置がさらに求められています。
- ・人口減少・少子高齢化社会を背景に倉敷市が目指しているコンパクトなまちづくりに対応した公園整備が、今後求められます。平成23年度に倉敷みらい公園が開園し、賑わいの象徴となっているように、市街地での質の高い緑の創出が求められています。
- ・市民アンケートでは、防災機能、自然環境保全など多様な機能を持った公園整備が求められおり、市民ニーズにあった質の高い、緑あふれる生活環境を創出していくことが必要です。
- ・都市公園の新たな整備のほか、倉敷市の公園は開設して30年以上経過する公園が半数近くあり、公園施設の老朽化が進んでいます。また、市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1ha未満）の公園であり、これらストックの有効な利活用の検討が今後必要となっています。
- ・また、都市公園の整備とは別に、公共施設緑化、民間施設緑化に取り組んでいますが、現在の施策を継続するとともに、これまで以上に緑化の推進を図る必要があります。
- ・より多くの子供たちが花や緑にふれあい、親しむことを目的として、保育園・小学校の校庭の芝生化、小中学校の塀を生垣にする事業、学校・園も参加する花いっぱいコンクール事業などを実施しています。
- ・民有地の緑化として、平成21年度から地球温暖化対策として緑のカーテン事業、平成元年から行っている生垣設置補助に加え平成26年度から花いっぱいのまちを目指す取り組みのひとつとして花壇設置補助金交付事業を新設し、緑化を進めています。
- ・今後市街地で空地・未利用地が発生した場合には、魅力的なまちづくりを進めるため、次の用途が決まるまでの間、花と緑で飾り緑地等として活用することなども考えられます。
- ・観光都市倉敷市として、倉敷を訪れる観光客に対して、花や緑による空間演出でおもてなしをおこない、フラワーガーデンシティ※・倉敷の魅力を伝えていくことが必要です。



倉敷みらい公園



校庭の芝生化

※フラワーガーデンシティ・・・本市が推進する「花と緑あふれるまちづくり」を表現した言葉（P21参照）

(3) 緑の展開

- 本市の市民憲章には、「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳われています。緑と花のあるきれいな環境をつくるためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民の方が花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれるまちづくりを市民・企業全ての人々が協力し、展開していくことや、その活動が持続的に展開できる仕組みづくりが必要です。
- そのためには、美しい緑、花とふれあえる機会を増やすことや、緑のまちづくりに参加できる仕組みづくりが必要となります。
- また、山や川や野原といった自然の中で遊ぶ機会が少なくなった現代の子どもたちは、緑や生物と触れ合うことも少なくなっています。しかしながら、緑豊かな自然環境を守り育てていくためには、次世代を担う子供たちが緑の大切さを感じ考えることが大切です。そのためにも子供たちが豊かな自然に親しみ、ふれあい、緑の大切さを学ぶことができる機会を設けることが必要です。
- 本計画策定に伴い実施した市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えていることがわかりました。これらの方々を巻き込み、緑のまちづくりに参加していただく仕組みづくりが課題となります。
- まちにあふれる花や緑は、市民の心をなごませ故郷への愛着心を養うとともに、倉敷への来訪者にも感動を与えます。市民の主体的な活動を支援して、市民や企業との連携によって四季折々の花があふれる美しいまちづくりに取り組むことが必要です。
- 市民参加による都市緑化のさらなる促進を行うため、今まで行っている緑化イベントの充実を図り、イベントを通じて、緑に関する情報発信、緑の普及啓発を行うことが必要です。
- 「倉敷市花いっぱいコンクール」「くらしき都市緑化フェア」など緑化イベントを開催し、市民の緑化意識の向上を図っています。これらのイベントは継続するとともに、時代に併せ見直しが必要となります。
- また、生垣設置補助、花壇設置補助など、倉敷市緑化基金による助成制度の活用は、それらを普及させる取り組みや新たな支援制度の検討が必要となっています。
- 本市が推進するするフラワーガーデンシティへの取り組みとして、街路や公園の維持管理や花の植栽などの緑化を進めるため、ボランティア団体、公園愛護会などの市民団体と連携を図っています。
- 市民アンケートでは、参加したい緑化活動について「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」が半数以上となっています。
- フラワーガーデンシティの実現を目指し、市民参加によるオープンガーデン、まちかどの花飾りを推進していくことが必要です。



くらしき都市緑化フェア

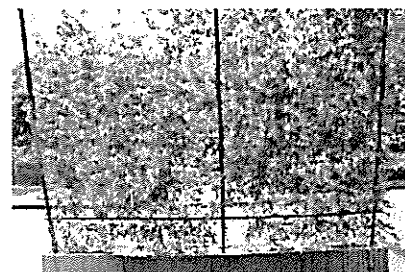


花いっぱいコンクール入賞作品

(4) 今、緑に求められていること

①低炭素都市づくりに向けて

- ・温暖化問題の解決に向けて、日本は平成9年の京都議定書において、二酸化炭素などの「温室効果ガス」排出量について、平成21年から平成25年の5年間で平成2年と比較して6%の削減目標を掲げました。
- ・人工排熱及び地表面人工化などが原因といわれるヒートアイランド現象も顕在化しています。
- ・建築物や舗装面の増大、緑地や水面が減少し、CO₂ 吸収量が減少したことも一因であると考えられています。
- ・これらの諸問題の解決に向け、二酸化炭素の排出が少ない、持続可能な都市づくりを進めるために、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成22年、国土交通省）が策定されました。
- ・「みどり」に着目することも、低炭素化を図る上で重要である。みどりは、CO₂ の吸収源になるとともに、都市気候を緩和する機能を通じて、間接的に冷暖房等に起因するCO₂ 排出量を低減する。また、バイオマスエネルギーの活用という観点からも重要であり、都市構造の転換に際し、郊外部及び都心部におけるみどりの量的・質的な充実を図ることにより、みどりによる都市の低炭素化を促進できる。」とされ、みどりの分野の取り組みを推進することが記載されています。
- ・倉敷市では、市内全域から排出される温室効果ガスを総合的・計画的に削減するため、平成23年2月に『クール暮らしアクションプラン』を策定し、市民・団体、企業、行政など、市内の全ての方が互いに連携・協力して取り組みを進めています。
- ・本計画においても、低炭素型社会に向けた緑の効果の発揮を目指します。



緑のカーテン事業

②生物多様性の保全に向けて

- ・生物多様性の保全に向け、平成20年に制定された「生物多様性基本法」では「地方公共団体の責務や、地域レベルでの生物多様性の保全・持続可能な利用に関する基本的な計画の策定の必要性」が規定され、平成26年3月に倉敷市は、『倉敷市生物多様性地域戦略』を策定しました。
- ・平成23年10月の都市緑地法運用指針の改正により、緑の基本計画において、生物多様性の確保について配慮することが求められています。本計画においては、『倉敷市生物多様性地域戦略』に留意し、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮します。
- ・限られた緑地や緑化可能なスペースにおいて、緑のもつ様々な機能を効果的に発揮させていくために、生物の生息地である緑をつなぎ、生物の移動経路や新たな生息地の提供を図る「生態系ネットワーク」の形成が重視されています。
- ・このことは、「倉敷市生物多様性地域戦略」をはじめ「生物多様性国家戦略2010」（平成22年、環境省）に示されているほか、「社会資本整備重点計画」（平成21年、国土交通省）においても、「水と緑のネットワークの形成」が施策の一つに位置づけられています。
- ・本計画においても、緑の保全や創出・展開を通して「緑のネットワーク形成」を目指します。

③コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）との連携

- ・『倉敷市都市計画マスタープラン』では、本市の将来の都市の姿として「集約クラスター型の都市（≡多極ネットワーク型コンパクトシティ）」を掲げています。
- ・これは、都市機能の一極集中を目指すのではなく、倉敷・児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備の各拠点及び臨海部の産業拠点の特色に応じた都市機能の充実・強化を図り、拠点間相互の連携を強化することによって、まち全体としての総合力を発揮する都市の形成を目指すものです。
- ・本計画においても、各拠点における緑地の保全や緑化の推進を通じた良好な都市環境の改善によりコンパクトなまちづくりと連携した質の高い緑のまちづくりを進めていく必要があります。

※コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）とは

人口減少、高齢化、財政制約、地球環境問題などを背景として、医療・福祉施設、商業施設等が住まいに身近なところに集積し、住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりそれらにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するまちづくりのことです。

2.基本理念と基本方針

20年後の倉敷市の望ましい姿を次のように『基本理念』として掲げ、その実現のために「基本方針」を設定します。

【基本理念】

豊かな緑と水に囲まれた環境、

花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。

市内に広がる山々、瀬戸内海、高梁川など、豊かな緑と水に囲まれた自然環境。

花と緑あふれる質の高い生活環境。

市民との協働で進める緑のまちづくり。

「かけがえのないふるさと倉敷の自然環境をみんなで守り、質の高い生活環境をみんなで創る。そのようなまちを未来につなげていきましょう」という願いを込めて基本理念を設定します。

【基本方針】

●倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

→私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。

●花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

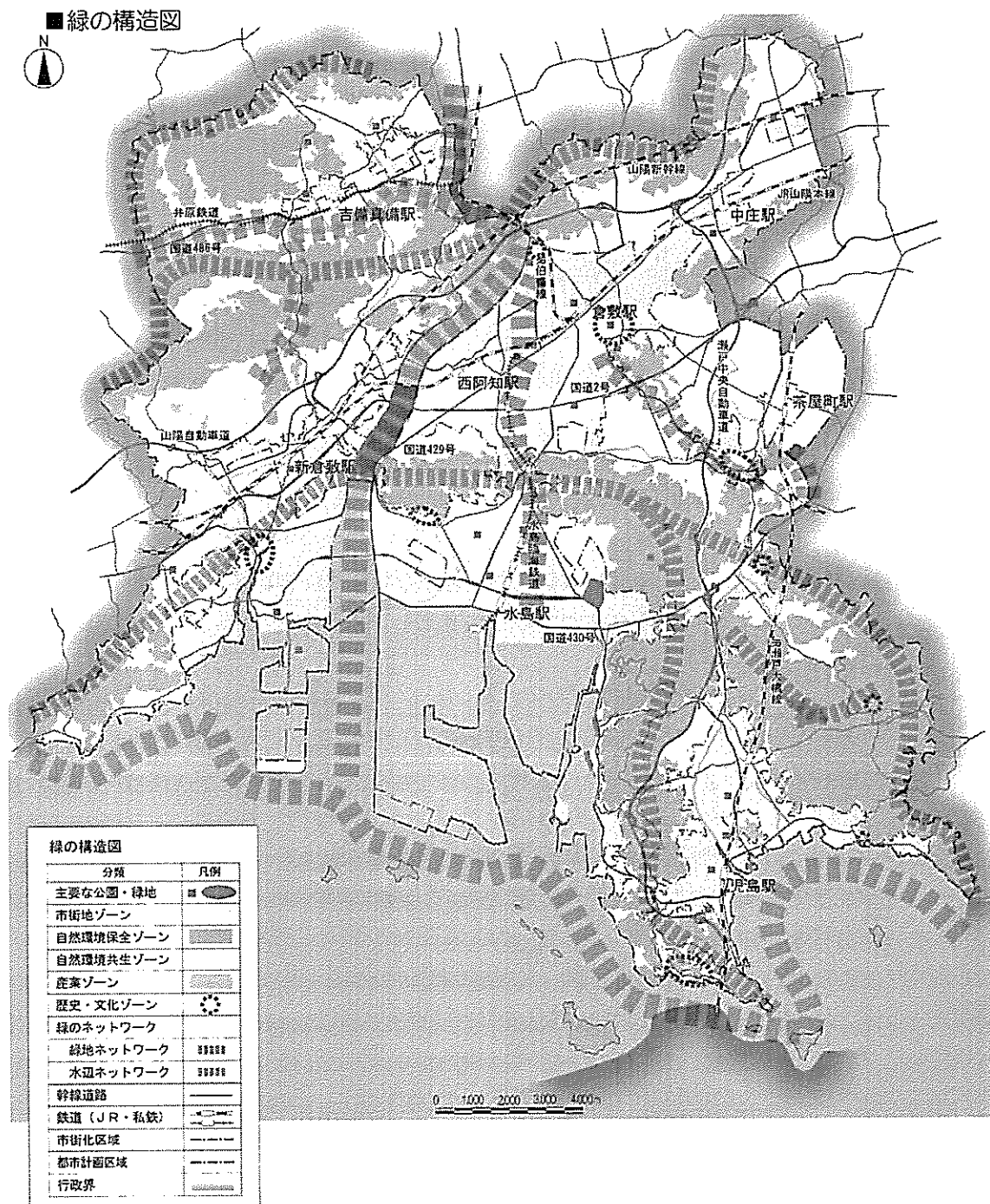
→都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。

●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

→花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。

3. 緑の構造図

基本理念、基本方針に基づき、「倉敷市都市計画マスタープラン」が示す都市構造との整合を図りつつ、倉敷市域の緑の構造図を示します。



【市街地ゾーン】

都市機能が集積する中心地域、住居系地域、商業・業務施設や工場と住居が混在する地域など、それぞれの地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、花と緑があふれる良質な生活環境を創出します。

主要な駅周辺では、花や緑等の演出により、都市及び地域の玄関口として、来訪者を迎える気持ちの良い空間を演出します。

子育て世代をはじめとして、倉敷に住み続けたいと多くの方に思ってもらえるよう、街区公園や近隣公園など歩いていける身近な公園の整備に努めるとともに、既存の都市公園や公共施設緑地では、機能の充実や生き物の生息生育環境に配慮した適正な維持管理を行います。

【自然環境保全ゾーン】

本市の骨格を成す緑及び生き物の生息・生育の核として、優れた自然環境の保全を図ります。

なかでも、優れた自然環境や風致、野生動植物の生息地、国土保全、景観、自然体験などの観点から特に保全が必要とされる地区では、法や条例等に基づき、緑地保全地域の指定など自然環境を適正に保全するとともに、自然にふれあう場として活用を図ります。

【自然環境共生ゾーン】

農業系の土地利用がされている地区では、農業振興と農村集落の活力維持を図る農業施策と連携して農地を保全するとともに、良好な農業・里山景観や環境の保全を図ります。

既存の住宅地においては、地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、農地や里山など周辺の自然環境や生態系と調和した良質な生活環境を創出します。

河川や海岸などの水辺やその周辺の地区では、これら水辺が環境・景観・防災・レクリエーションなど緑の機能として重要な役割を果たすことを考慮し、無秩序な開発を抑制、良質な自然環境の保全、レクリエーション空間としての活用などを図ります。

【産業ゾーン】

周辺の住宅環境との調和や防災性の向上に留意し、緑地の保全や緑化の推進など、安らぎと潤いのある良好な就業の場としての環境整備を図ります。

【歴史・文化ゾーン】

倉敷美観地区や由加神社門前町地区など、歴史・文化的資源及び街並みを有する地区では、社寺林やシンボル樹の保全、歴史・文化と調和した緑化の促進による良好な景観の創出を図ります。

【緑のネットワーク】

緑のネットワークの形成は、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みです。

ヒートアイランド現象など都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生

活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合いや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。

また、この緑のネットワークは、生物多様性確保の観点では、「都市緑地法運用指針」に示されているエコロジカルネットワーク（動植物の生息地又は生育地となる緑地によって形成されるネットワーク）としての役割を担っており、良質な緑を保全・創出・維持することにより、地域の生物多様性を守り、その恵みを未来の世代に引き継ぎます。

倉敷市では、高梁川、小田川などの河川や用水、海岸線を「水辺ネットワーク」、山並み（稜線）等を「緑地ネットワーク」として位置付け、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成に配慮した保全・整備・活用を図り、連続性のある質の高いまちづくりを推進します。

4.計画の目標水準

(1) 人口及び市街地等の規模

目標値の算定根拠として、人口及び市街地等の規模を以下の通り設定します。

■計画のフレーム

区分	現況 H26	中間年度 H37	目標年度 H47
総人口	483,722 人	484,226 人	476,320 人
都市計画区域人口	483,710 人	484,220 人	476,310 人
市街化区域人口	394,640 人	394,840 人	388,190 人
都市計画区域の規模	35,288 ha	35,288 ha	35,288 ha
市街化区域の規模	12,056 ha	12,097 ha	12,097 ha

■H22国勢調査

区分	H22
総人口	475,513 人
都市計画区域人口	475,500 人
市街化区域人口	387,736 人

- 注) 1.H26の総人口は、住民基本台帳(H26.12.31現在)より
 2.H37及びH47の総人口は、「倉敷市人口推計業務報告書(H27.3)」より
 3.H26及びH37、H47の各区域人口は、H22の国勢調査時の区域人口を
 参考に按分により算出。なお、表中の区域別人口の値は、地域別に
 算出した合計のため、市総人口を按分した値とは異なる
 4.市街化区域の規模は、H25線引き見直しの特定保留地を見込む
 (現時点で予定されている数値を記載)

(2) 計画の目標水準

本計画で示す3つの基本方針の観点から、以下の目標水準を設定します。

<基本方針1>

倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさと自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。



<目標水準1>

▼緑地の確保目標

緑地現況や都市構造、今後の緑地確保の実現性等を踏まえ、市街化区域と市域全体の緑地を将来も維持していくことを目標とします。

■緑地の目標

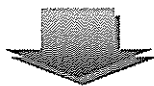
区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
市街化区域	7.2% 870.5 ha	7.4% 899.5 ha	7.7% 929.2 ha
市域全体	17.2% 6,072.1 ha	17.3% 6,117.0 ha	17.5% 6,170.5 ha

※緑地とは都市公園や公園緑地に準じる機能を持つ施設、法や条例による区域指定で担保された永続性の高い、一団の規模を有するもの(P6参照)

<基本方針 2>

花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。



<目標水準 2>

▼都市公園等の整備目標

都市公園等の現況や都市構造、これまでの整備水準等を踏まえ、都市公園の一人当たり面積を10.0㎡/人、都市公園等を17.2㎡/人に増やすことを目標とします。

■都市公園等の整備目標(一人当たり面積)

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
都市公園	8.1 ㎡/人 390.6 ha	9.0 ㎡/人 435.5 ha	10.0 ㎡/人 476.3 ha
都市公園等	14.9 ㎡/人 720.1 ha	15.8 ㎡/人 765.0 ha	17.2 ㎡/人 818.5 ha

※都市公園等とは、都市公園及び公共施設緑地の合計

▼身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

都市公園等の質(利用満足度)を高めるという観点から、市街化区域内における身近な都市公園等に歩いていける地域の割合を80.0%に増やすことを目標とします。

■身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な都市公園等に 歩いていける地域の割合	75.9%	78.0%	80.0%

※身近な都市公園等: 街区公園、近隣公園、地区公園、遊園、開発遊園、住宅遊園、子ども広場

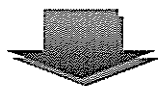
※歩いていける地域: 街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

<基本方針 3>

●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。



<目標水準 3>

▼身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合を 40.0%に増やすことを目標とします。

■身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な地域の緑の量が多い と感じている人の割合	33.9 %	37.1 %	40.0 %

※「緑が非常に多い」「緑が多い」と回答した人の割合

▼緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合を 60.0%に増やすことを目標とします。

■緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合の目標

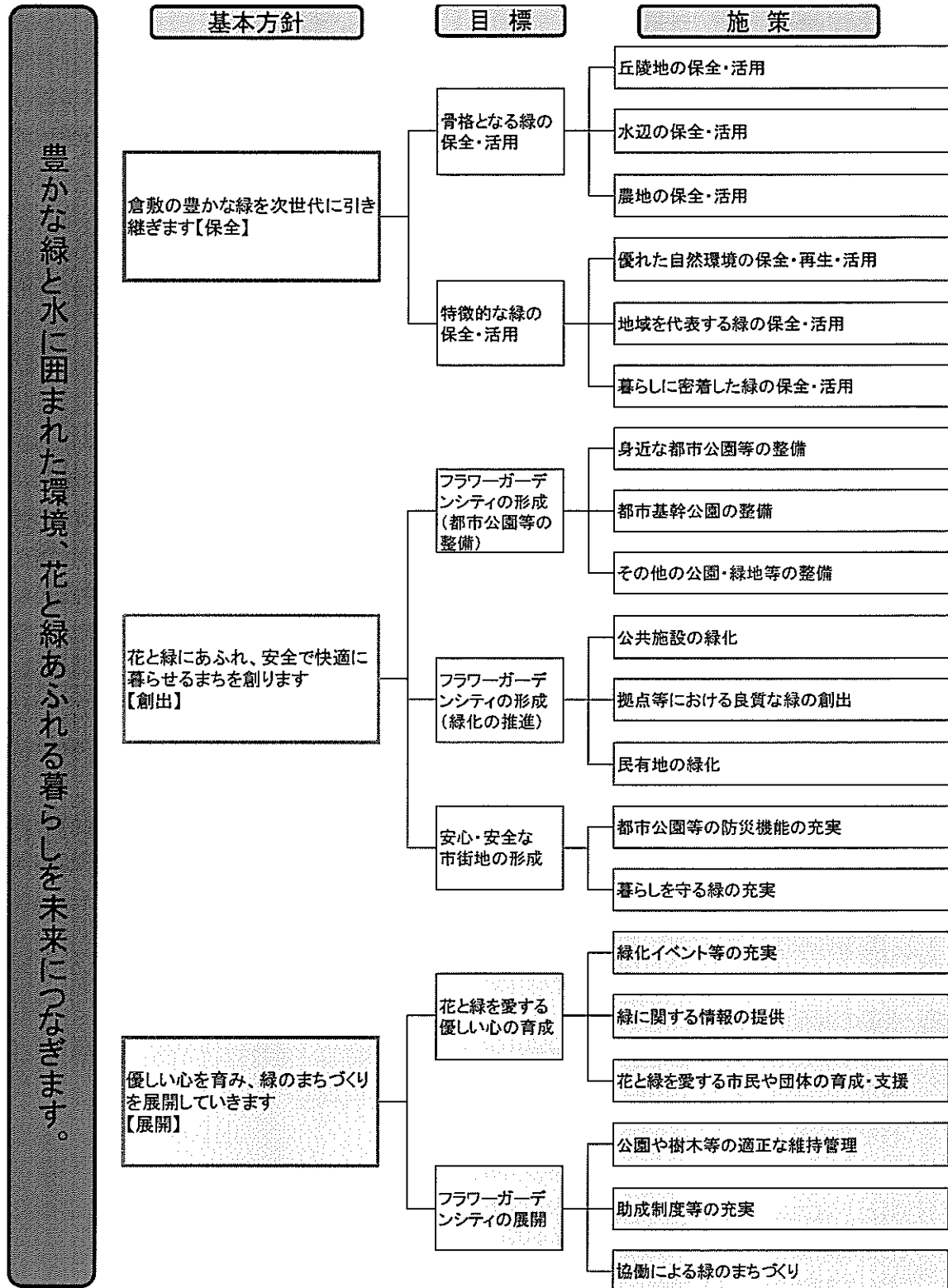
区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
緑のまちづくり活動に関わりたい と思っている人の割合	53.6 %	57.0 %	60.0 %

※「積極的に関わりたい」「できれば関わりたい」と回答した人の割合

第Ⅲ章 緑の将来像実現に向けた施策

1. 施策の体系

計画の基本方針に基づく施策の体系図を以下に示します。



2. 緑の将来像実現に向けた施策

(1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます

目標

「骨格となる緑の保全・活用」

市内に広がる山々、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。

施策

1) 丘陵地の保全・活用

北部や南東部に広がる標高 400m以下のなだらかな丘陵地は、緑の骨格を形成し、環境保全、防災（国土保全）に寄与するとともに、自然を感じ、触れ、学ぶことのできるレクリエーション機能、市街地の背景として景観機能も有しています。

また、丘陵地は、野生動植物の生息・生育空間となり、他の地域への動植物の供給に資する緑の核となっています。

そうした中で、森林の減少や荒廃が懸念されており、市民アンケートでは、丘陵地を保全すべきという市民の割合が 90%を超えています。



種松山

①倉敷市森林整備計画に基づき、森林のもつ多様な機能を効果的に発揮させるため、健全な森林を維持・保全します。

②国土保全、環境保全、保健休養及び風致など各種機能の保全・活用を目的に指定された保安林の適正な維持・管理に努めます。

③松くい虫など害虫被害による機能低下を防ぐため、薬剤散布や被害木の伐倒駆除などの対策を実施します。

④森林ボランティア活動の支援や啓発活動などにより、森林の持つ多種多様な機能の理解を深め、生態系に配慮した良質な自然環境を次世代に継承します。

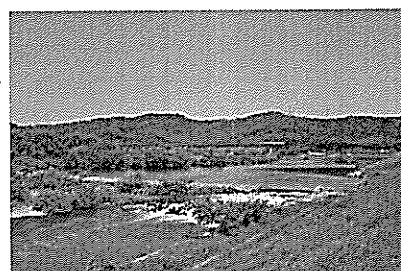
⑤看板設置や情報提供、訓練の実施などにより、林野火災の予防に努めます。

2) 水辺の保全・活用

河川や海浜、用水などの水辺は、地域住民の生活に密着し、都市にうるおいと安らぎをもたらす貴重な緑であるとともに、野生動植物の生息・生育や移動経路となっています。

本市の水辺の軸となる高梁川では、八幡山など周辺の丘陵地と、広大な河川敷の緑やきれいな流水が一体となって独自の自然景観を形成し、市街地に近い貴重なオープンスペースとして利用されています。

ため池や用水は、農業用として利用されているほか自然共生の場としても昔から親しまれ、



高梁川（笠井堰）

生活に密着している水辺です。

瀬戸内海では、有人無人の島しょが点在し、これらを含む海域全体及び鷺羽山などが瀬戸内海国立公園に指定されています。また、日本で最も古くに開かれた海水浴場と言われ、「日本の渚景観」にも選ばれた沙美東海岸や唐琴の浦など一部に自然海岸が残されています。

そうした中で、これらの水辺では、コンクリート護岸工事などに伴い、良質な自然環境が減少し、野生動植物の生息・生育空間も減少しています。

市民アンケートでは、これら河川やため池など水面を保全すべきという市民の割合が約90%となっており、市民の水辺の保全に対する意識の高さが伺えます。

①高梁川をはじめとする大小河川や用水では、治水・利水を適切に進めながら、緑のネットワークとして連続性の確保、良質な自然環境の保全、瀬や淵など河川本来の形態の保全・再生などに努めます。また、親水空間、レクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、機能の充実に努めます。

②ため池では、利水・治水を適切に進めながら、生物多様性保全機能に着目し、良質な自然環境の保全を図ります。

③希少な野生動植物が生息・生育する区域では、良好な生息・生育環境の保全・創出に努めるとともに、自然保護団体及び地域住民等と協力し、個体群の維持に努めます。

④下水道整備の推進、排水に関する企業等への指導徹底などにより、河川やため池、用水の水質保全・浄化に努めます。

⑤優れた自然環境や景観が残る沙美海岸や唐琴の浦の自然海岸では、観光・レクリエーション空間として活用しながら、背後の山々と一体的に保全・再生を図ります。

⑥河川や海浜・用水などの整備に際しては、緑の空間を確保した環境整備に努めます。

3) 農地の保全・活用

市域面積の約18%を占める農地は、生産活動の場としてだけでなく、都市環境負荷の低減にも重要な役割を果たし、日本人の心のふるさととして豊かな田園風景を提供しています。

そうした中で、宅地開発等により年間約60haの農地が減少しており、また、農業従事者の高齢化等により、遊休農地の増加が懸念されています。

市民アンケートでは、農地を保全すべきという市民の割合が80%を超えています。

①農地の多面的機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めるとともに、耕作放棄地の再生・活用に努めます。また、農業者や消費者の理解を深め、環境保全型農業を推奨するとともに、地産地消及び旬産旬消の推進に努めます。

②遊休農地では、地権者の意向を踏まえながら市民農園など市民が身近に土とふれあえる場としての活用を図ります。

③開発が計画された際には、開発事業者に対して、生物多様性など環境への配慮、緑化の推進などを適切に指導します。

目標

「特徴的な緑の保全・活用」

優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。

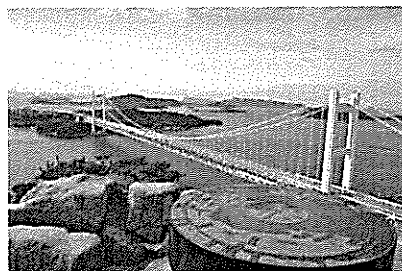
施策

1) 優れた自然環境の保全・再生・活用

瀬戸内海国立公園や吉備史跡県立自然公園、風致地区（酒津丘陵地）、田の口環境緑地保護地域、浅原郷土自然保護地域、沙美東自然海浜保全区域など、優れた自然環境が各種法や条例等により指定されています。

また、ミズアオイやスイゲンゼニタナゴなど「岡山県版レッドデータブック」で指定された希少種が637種（非公開含む）生息・生育し、高梁川及び小田川流域には豊かな自然環境がみられます。

そうした中で、都市化の進展に伴い、優れた自然環境の荒廃が懸念されています。



瀬戸内海国立公園

①自然公園法、都市計画法、文化財保護法、岡山県自然環境保護条例など各種法や条例に基づき、優れた自然環境の保全・再生に努めます。

②吉備史跡県立自然公園や倉敷美しい森などレクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、施設の充実、遊歩道やハイキングコースの整備、探鳥コースの充実など利用者ニーズを反映した機能を充実し、自然に触れる場として活用を図ります。

③貴重な野生動植物の生息・生育に適した自然環境の保全・再生を図るとともに、特に保全が必要な区域では、緑地保全地域や条例による保全区域等の指定を検討します。

2) 地域を代表する緑の保全・活用

社寺林や美観地区の背景となる鶴形山など、文化財等と一体となった樹林地は、地域とともに歴史を育み、良好な景観を形成しています。

また、「阿知の藤」「影向の松」など6件が県又は市の天然記念物（植物）に指定され、巨樹・老樹が67件指定されています。なお、景観重要樹木は現時点（平成26年度末）で指定されていません。



天然記念物：阿知の藤

①文化財等と一体となり、歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制や市民緑地制度等の活用を検討します。

②社寺境内地の巨樹・老樹、地域のランドマークとなる樹木は、「くらしきの巨樹・老樹」の認定や景観重要樹木の指定を行い、次世代へ継承していきます。

③文化財の歴史・文化的価値を保全しつつ、多くの方が来訪できるよう継続的な維持管理を行い、公園的な活用を図ります。

3) 暮らしに密着した緑の保全・活用

大平山や向山などの小丘は、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり、住宅地の背景として良質な景観を創出しています。

都市化の進展、生活様式の変化や高齢化などにより、暮らしの一部として利活用されてきた里山は、竹林化や里山特有の生態系の崩壊などが懸念されています。

市民アンケートでは、住宅地の背景となる緑に対して不満を感じている市民の割合が高くなっています。



美観地区の背景となる鶴形山

①市街地を取り囲む丘陵地は、環境保全機能（都市微気候の悪化抑制や野生動植物の生息・生育環境など）、防災機能（土砂流出防止や避難地など）、景観機能など暮らしに密接する多様な機能を有していることから、その役割や重要度に応じた保全策を講じます。

②大平山や向山など、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり良好な景観を形成する緑の保全・再生に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制度や市民緑地制度等の活用を検討します。

③その他の里山でも、間伐や竹林整備、森林・林業体験活動の推進、生物多様性に配慮した整備など里山保全活動の支援を図ります。また、里山所有者をはじめとする市民や地域と協力し、里山を保全・管理・活用する仕組みづくりを検討します。

(2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります

目標

「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、人々が利用したくなる公園・緑地づくりに努めます

施策

1) 身近な都市公園等の整備

身近に歩いて行ける公園として利用される住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は、現在 139.37ha（715 箇所）が整備され、市民一人当たり面積は市域全体で 2.88㎡、市街化区域で 2.34㎡、市街化調整区域で 5.24㎡となっています。

国が目標として示している整備水準（1人当たり4㎡）を市街化調整区域で上回っているものの、市街化区域では低水準となっています。

市街化区域（工業専用地域を除く）において、街区公園等の誘致圏の充足率は 75.9%となっており、小学生アンケートをみると、約 3 割が公園をあまり利用しないと回答しています。また、倉敷市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1ha 未満）の公園です。

市民アンケートでは、身近な公園にはベンチやトイレなど休息施設や広場などの機能が必要という市民の割合が高くなっています。

こうしたことから、計画的に公園を整備するとともに、「誘致圏」「利用満足度」「公園機能」「維持管理」など、質的な充足を高めていくことが重要です。



街区公園（古城池南公園）

※国が目標として示している整備水準

都市計画中央審議会（平成 7 年）が答申した都市公園等の整備目標

①地域の整備水準を考慮し、身近な都市公園等の不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めていきます。その際には、コンパクトなまちづくりと連携した公園整備に努めます。

②面積規模が比較的大きい近隣・地区公園については、市内の土地利用状況の把握に努め、利用可能な土地があった場合は、積極的に整備の検討を行います。

③子育て、健康づくり及び高齢者の利用など多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めるため、計画や維持管理などの場面での市民参画を図ります。

④季節それぞれの花や実、水の流れ、音の演出など特徴的な公園づくり、スタンプラリーなど公園を回遊する仕組みづくりに努め、人々が利用したくなる公園づくりを目指します。

⑤小規模な公園や使い勝手のよくない公園は、利用状況を把握し、必要に応じて機能の見直しや統廃合の検討を行います。

⑥公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

⑦小中学校のグラウンドは、近隣公園の代替機能を有することから、学校教育に支障のない範囲で、引き続き一般開放していきます。

2) 都市基幹公園の整備

市民の安全で健康的な生活環境、レクリエーション及び休養のために都市単位で設けられる都市基幹公園（総合公園・運動公園）は 120.65ha（8 箇所）が整備されていますが、生活スタイルの変化などにより、利用者ニーズが多様化しています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園、災害時避難場所や防災機能を備えた公園の整備が望まれています。



総合公園（酒津公園）

①都市基幹公園は、都市全体のバランスや社会情勢の変化が生じた場合など状況に応じて再整備や拡張など緑化推進の拠点となるような整備を検討します。

②既存の公園においては、生活スタイルや余暇の過ごし方の変化を踏まえ、多様な利用者ニーズを反映した機能の充実、個性ある公園づくり、計画的な更新などに努めます。

③公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

3) その他の公園・緑地等の整備

その他の公園・緑地等は、特殊公園が 6 箇所、緑地等が 28 箇所、広場公園が 2 箇所が整備されています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園の整備が望まれています。

①風致公園（足高公園など）、歴史公園（まきび公園）及び墓園（福田墓園）など特殊公園では、今後もそれぞれの目的に即して適正管理、区域拡充、機能充実、施設更新などに努めます。

②都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観向上を目的として設けられた緑地（高梁川緑地など）や都市緑地（味野赤崎緑地など）では、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて新たな緑地等の整備を検討します。

③野生動植物の生息・生育・移動経路としての機能維持・再生、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

目標

「フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）」

暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。

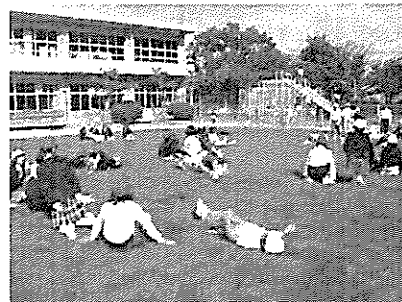
施策

1) 公共施設の緑化

官公庁施設、教育施設、供給処理施設などの公共施設では、積極的な緑化に努めるとともに、保育園・幼稚園・学校等では、生垣設置や校・園庭の芝生化などの緑化を推進しています。

都市計画道路などの主要幹線道路、計画的に造成された土地区画整理地内、工業地帯の道路などでは街路樹を整備し、適切な維持管理に努めています。また、花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、道路沿道を花で飾っています。

今後も引き続き、緑のまちづくりの規範、地域緑化の拠点として、公共施設の緑化を推進することが重要です。また、市民アンケートでは、公園や道路、公共施設などの緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。



校庭の芝生化事業

①官公庁施設、教育施設、供給処理施設等の公共施設及び遊休地（公共財産）では、市民の憩いの場として魅力を高め、花や緑あふれるまちづくりの模範となるような環境整備に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

②緑豊かな市街地形成だけでなく、情操教育という観点からも、生垣整備や芝生化、花壇植栽など、保育園・幼稚園・学校等の緑化を推進します。

③緑のネットワークの基幹となる市街地の道路では、街路樹、植栽帯、法面植栽、フラワーボックスの設置などの緑化に努めます。

④緑化に際しては、野生動植物の移動経路としての機能創出、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した植栽に努めます。

2) 拠点等における良質な緑の創出

駅やバスステーション、倉敷中央通り・鷲羽山通り・水島商店街通りなどメイン通りにフラワーボックスを設置し、花あふれるまちづくりを進めています。

今後も、地域の顔として、花や緑による良質な景観の創出が重要です。また、市民アンケートでは、駅周辺の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

①来訪者を迎える駅、インターチェンジ、バスステーション、観光施設等の緑化に努めます。特に駅やバスステーションは、最も多くの市民が行き交い、来訪者にとっては本市の顔となる場所であるため、広場などの環境整備や維持管理に加え、花や緑の空間演出に努めます。

②愛称通り（倉敷中央通り・鷺羽山通り・水島商店街通り）では、フラワーボックスの設置など、散策する人々を楽しませるような花や緑の空間演出に努めます。また、その他の道路においても、街路樹やフラワーボックスの設置などの緑化に努めます。



フラワーロード（倉敷中央通り）

③駅等から観光施設に至る散策路では、ポケット的なスペースを活用したコミュニティーガーデンやポケットパークなどの設置に努めます。

3) 民有地の緑化

住宅団地等における緑地協定の締結、生垣設置・花壇設置などを進めていますが、住宅地のさらなる緑化が望まれます。

商業地・工業地では、工場立地法や倉敷市自然環境保全条例など各種法や条例に則し、事業所内の緑化が図られていますが、一部では、緑や花によるうるおいや華やかさに欠ける事業所もみられます。

こうした状況の中、市民アンケートでは、住宅地、商業地、工業地など民有地の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

①民有地緑化に向けた啓発活動、生垣や花壇の設置補助や苗木等の配布など支援の充実、緑に関する情報・技術の提供に努めるとともに、積極的に緑化に取り組む地域・事業所を緑化推進モデル地区として指定し、自主的な緑化活動の支援を重点的に図ります。また、地権者と協力し、遊休地の緑化を図ります。

②オープンガーデンの仕組みづくりを調査・検討します。

③民間開発では、各種法や条例に基づく緑地の整備や緑化を適正に指導するとともに、開発者の協力をさらに得ながら、造成時に生ずる法面緑化や周辺の自然環境に調和した緑化、地区計画制度や緑地協定制度的活用による緑化を図ります。

④工場立地法に基づき緑地の整備や適正な維持管理を指導するとともに、緑地面積の拡大、生物多様性への配慮など良質な緑空間の創出を企業に呼びかけます。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を呼びかけます。さらに、公害防止協定及び環境基本協定締結工場では、緑地面積の維持・拡大を呼びかけます。

⑤景観計画との連携を図りながら、緑化基準や緑に関する情報の提供に努めます。また、必要に応じて、「民間施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

目標

「安心・安全な市街地の形成」

防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。

施策

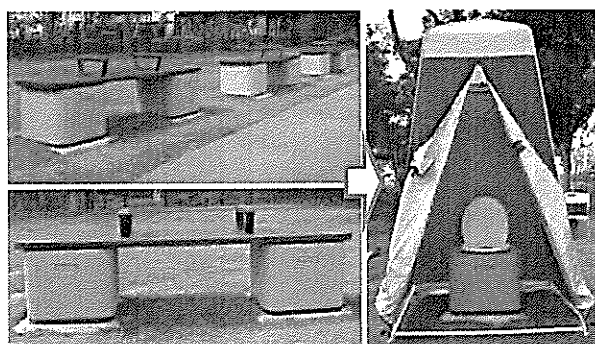
1) 都市公園等の防災機能の充実

公園・緑地等は、避難場所、避難経路、火災の延焼防止及び消防活動やボランティア等の活動拠点など、災害時に役立つ機能を有しており、災害時の広域避難場所として倉敷運動公園など9箇所の都市公園、一時避難場所として倉敷みらい公園が指定され、ハザードマップにより市民への周知に努めています。

そうした中で、広域避難場所や一時避難場所に指定された都市公園では、様々な防災機能を備えることが求められており、倉敷みらい公園では、ベンチトイレ、かまどベンチ、防災あずまやなどの施設を整備しています。

今後は、近年の大規模災害から得られた教訓を活かし、オープンスペースとなる公園・緑地の整備、災害時に役立つ機能の充実を図ることが重要です。また、市民アンケートでは、防災に配慮した公園の整備が望まれています。

- ①災害発生の初期に一時的な避難場所となる身近な都市公園等が不足する地域に配慮し、公園の整備を検討します。
- ②避難経路として位置付けられた道路や緊急輸送道路など主要な幹線道路では、街路樹を適正管理するとともに、新たに幹線道路を整備する際には、耐火性の高い樹種など延焼防止にも配慮した街路樹の植栽に努めます。
- ③避難圏域などを考慮し、広域避難場所及び一時避難場所となる都市公園等の適正配置に努めるとともに、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、災害時に役立つ機能を備えたベンチやトイレ等の導入など防災機能の充実に努めます。
- ④避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として積極的に活用し、加えて、ハザードマップなどを用いて、これらの場所の周知徹底を図ります。



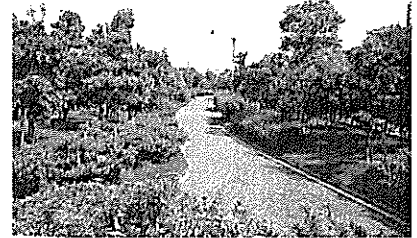
公園内の防災機能（ベンチトイレ）

2)暮らしを守る緑の充実

本市を取り囲む丘陵地の豊かな緑は、土砂崩壊防止、土砂流出防止などの山地災害防止機能、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有し、安全・安心な都市の形成に役立っています。

農地は、雨水の一時貯蔵による洪水防止、ヒートアイランド現象など都市微気候の悪化抑制に役立っています。

また、公園緑地等の緑は、騒音・振動の緩和などに役立ち、大規模な工業地帯を有する本市では、緩衝緑地として水島緑地を整備しています。



水島緑地（呼松緑地）

- ①山地災害防止機能や水源かん養機能を有する丘陵地の豊かな緑の保全に努めます。
- ②農地が有する洪水防止や都市微気候の悪化抑制などの機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めます。
- ③総合治水の観点から、今後も継続して河川整備に努めます。なお、整備に際しては、生態系に配慮した多自然川づくりの導入や親水性など、河川が有する多様な機能に配慮した整備に努めます。
- ④大気汚染などの公害や災害の防止を目的として設けられた緩衝緑地（水島緑地）では、工場等の規模・機能、住宅地等との関係性を考慮し、適切な配置や植栽、維持管理に努めます。
- ⑤工場立地法に基づき敷地内に整備される緑地では、配置や植栽密度、樹種の選定など、住宅地の緩衝帯という機能に配慮した植栽となるよう適正に助言します。
- ⑥都市公園等では、子どもから大人まで多様な世代が利用する、あるいは人の目が届く、安全で安心な公園づくりに努めます。また、公園全体の視界を阻害する高木の下枝や中低木の剪定など、適正な維持管理に努めます。

(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます

目標

「花と緑を愛する優しい心の育成」

積極的に緑化イベントを開催し、緑に関する情報提供をおこない、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。

施策

1) 緑化イベント等の充実

まちにあふれる花や緑は、生活にうるおいや安らぎをもたらすとともに、訪れる人々にも感動を与えます。

こうしたことから、本市では、「フラワーガーデンシティの推進」を掲げ、花や緑あふれるまちづくりを進めるとともに、以下のようなイベントを開催し、市民の意識啓発に努めています。



くらしき都市緑化フェア

- ・毎年 10 月（全国都市緑化月間）にくらしき都市緑化フェアを開催（「花と緑いっぱいのもち倉敷」をテーマとした講演、体験教室、イベントなど各種行事を実施）
- ・初夏のさつき展示会、秋の菊花展の開催
- ・家庭や職場、学校、自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰する「花いっぱいコンクール」の実施

そうした中で、今後も積極的に緑化イベント等を開催し、市民などが緑に触れる機会や場を増やすことが重要です。また、市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えています。

- ①緑のまちづくりに関する多様なイベントを積極的に開催し、市民などが緑に触れる機会や場を増やすとともに、意識の醸成を図ります。
- ②緑化イベントの中核として「くらしき都市緑化フェア」を継続的に開催するとともに、各種行事の充実を図ります。
- ③緑化推進に貢献した市民及び団体の功績を称えて、各種コンクールや表彰等による顕彰を行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。

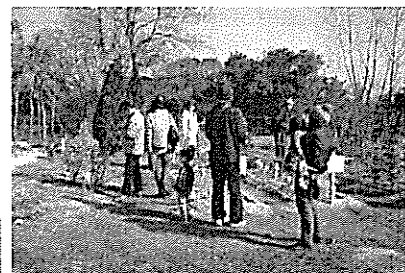
2) 緑に関する情報の提供

本市では、以下のような緑に関する情報や技術等を提供しています。

- ・講習会、緑化相談所、パンフレット、ホームページ、広報紙などを通じた緑に関する情報や技術等の提供
- ・自然史博物館における自然に関する調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育
- ・民有地緑化の推進を目的とした、結婚誕生記念樹など苗木や花苗、花の種を配布

- ・不要となった樹木を希望者に譲渡する「緑のリサイクル事業」

市民アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋などの事業推進が望まれています。



緑のリサイクル事業

- ①講習会、パンフレット、ホームページ、広報紙などを通じて、緑に関する情報や技術等を提供し、緑化意識の醸成や緑に関する知識の向上を図ります。
- ②市民の緑に関する相談に応じる体制の設置を検討するとともに、緑化イベントの際に相談所の開設を図る。
- ③自然史博物館では、調査研究や資料収集保管を継続するとともに、展示等環境緑化教育やホームページ等を通じた情報提供の充実に努めます。
- ④市民や緑化活動団体から強い要望がある苗木等の配布、緑のリサイクル事業を積極的に推進します。

3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支援

本市では、緑を愛でる市民や団体の育成・支援として、以下のような施策を実施しています。

- ・学校花壇の栽培や環境学習、自然体験学習、緑化ポスターコンクールなど、緑や自然に関する情操教育の推進
- ・学校や公園等の公共施設における樹名板や樹木説明板の設置
- ・苗木配布や技術指導など、緑化活動団体の育成支援

緑化活動団体アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋、活動に対する助成、活動機会や情報の提供が望まれています。

- ①学校教育、生涯学習、緑や自然保護に関する教材の作成・配布、自然観察会、緑化イベント、緑化ポスターコンクールの開催、樹木説明板の設置など、子どもから大人まで全ての市民が自然に触れ、その大切さや知識を学ぶ機会を充実し、緑を愛でる優しい心と人材の育成に努めます。
- ②苗木や用具など資材の提供・貸出、技術指導、活動の場の斡旋、助成金の交付など、地域緑化を積極的に進める緑化活動団体等の育成・支援の充実に努めます。また、新たな団体づくりに係る相談を積極的に受け付け、情報提供や技術指導等の支援に努めます。
- ③地域の緑を地域住民自らが守り、育てるという観点から、町内会、子ども会、老人クラブなどを活かした緑化活動グループづくりに取り組んでいきます。
- ④花の銀行支店長、地区花いっぱい団体、緑化推進員の拡充を図るとともに、緑化技術研修会等を企画し、緑化知識の向上を図ります。
- ⑤各種緑化相談に応じることのできるリーダーを養成し、市内の緑化相談体制の充実に努めます。

目標

「フラワーガーデンシティの展開」

花や緑あふれるまちづくりを市民・企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。

施策

1) 公園や樹木等の適正な維持管理

本市では、公園や樹木等の維持管理として、以下のような施策を実施しています。

- ・公園台帳の整備による都市公園等の適正な管理
- ・遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の維持管理
- ・道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除などの維持管理に努めています。
- ・自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理

そうした中で、今後は、市内の公園の老朽化対策を計画的に進めていくとともに、高齢者や障がい者など、全ての人々が気軽に利用できる公園づくりを進めていくことが重要です。

①公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の更新を計画的に進めていきます。

②公園利用者の安全確保を図るため、遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の適正な維持管理に努めます。また、公園や遊具の利用などについて、ホームページ、広報紙、看板などを通じて安全に対する意識の啓発に努めます。

③高齢化の進展に対応し、新規公園の整備や既設公園の更新等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

④道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除など適正な維持管理に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

⑤地域への愛着の醸成、地域コミュニティの維持、高齢者の生きがい対策などの観点から、自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理を進めていきます。

2) 助成制度等の充実

本市では、民有地等の緑化推進及び保全を図るため、昭和 62 年から倉敷市緑化基金を創設し、それを活用して生垣や花壇の設置補助等を実施しています。

①緑化基金を活用した生垣や花壇の設置補助を継続的に進めるとともに、これら補助制度を積極的に活用してもらうため、広報やパンフレットなどによる情報提供に努めます。

②広く市民や企業に呼びかけて、緑化基金の趣旨を啓発し、緑化基金の充実を図るとともに、より一層柔軟で効果的な運用に努めます。

③地域緑化に積極的で規範となる団体や活動への支援を検討します。

3) 協働による緑のまちづくりの推進

緑のまちづくりを進めていくためには、市民・企業・行政が連携を図ることが重要です。そのため、本市では、協働のまちづくりとして、以下のような施策を実施しています。

- ・草花を栽培し楽しめる場の提供を目的とした公園等の開放（倉敷みらい公園）
- ・地域コミュニティ団体による花苗植栽、管理による地域緑化（地区花いっぱい事業）
- ・緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」の開催（年2回）
- ・ワークショップを活用した公園整備

市民アンケートでは、市民や企業が参加しやすい緑化活動を企画・推進することが望まれています。



市民ふれあい花壇の会
（倉敷みらい公園）



花と緑の推進会議

- ①市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、住宅地の緑化、地域緑化や美化清掃活動への積極的な参加に努めます。
- ②企業は、地域の構成員の一人であることを自覚し、事業所内の緑化、地域活動への積極的な参加に努めます。
- ③行政は、緑地の保全、地域緑化の規範となる都市公園等の整備、公共施設の緑化推進を積極的に推進するとともに、緑化イベントの開催、情報・技術等の提供、緑化活動団体等の育成・支援、緑に関する意識の醸成、助成制度等の充実、協働の仕組みづくりなど、市民や企業が主体的に地域緑化を進めていくサポートを積極的に行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。
- ⑤草花を栽培し楽しめる場として、公園などの適所を市民に継続的に開放していきます。
- ⑥ワークショップなど市民参加型の公園づくりは、多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園整備となるだけでなく、公園に対する愛着が醸成され協働の維持管理にもつながります。よって、計画段階からワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指します。
- ⑦緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」を継続的に開催していきます。

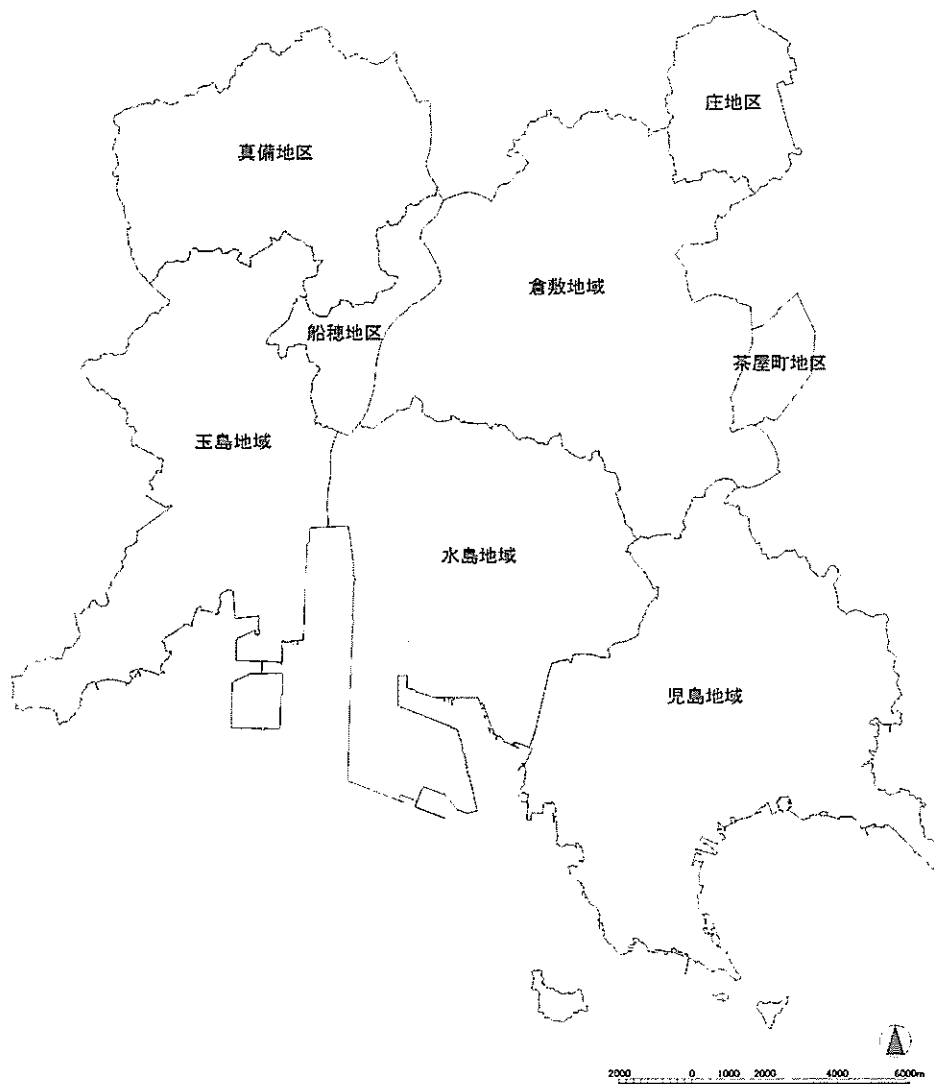
第Ⅳ章 地域・地区別方針

1.地域・地区別方針について

歴史的な沿革、地理的条件及び地域の生活圏などを考慮し、倉敷市都市マスタープランと同様に、倉敷、児島、玉島、水島の4地域、及び庄、茶屋町、船穂、真備の4地区に区分し、各地域・地区の特性に応じた緑のまちづくりを推進していきます。

本章では、各地域・地区について、本計画の基本方針である【保全】【創出】の観点から、特色ある主な取り組み内容を取りまとめます。

なお、【展開】については、第Ⅲ章に記載したとおり、倉敷市全体として共通した取り組みを進めてまいります。



2. 倉敷地域

(1) 倉敷地域の概況

1) 自然的条件

種松山や八幡山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や倉敷川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、鶴形山や向山等の小丘や社寺林などは、市街地における貴重な緑となっています。

自然を保護する地域・地区として、浅原の安養寺を中心とする一帯は「岡山県自然保護条例」により郷土自然保護地域に、良質な自然環境を有する八幡山周辺は風致地区に指定されています。

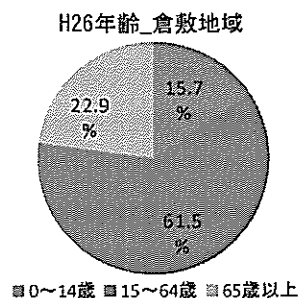
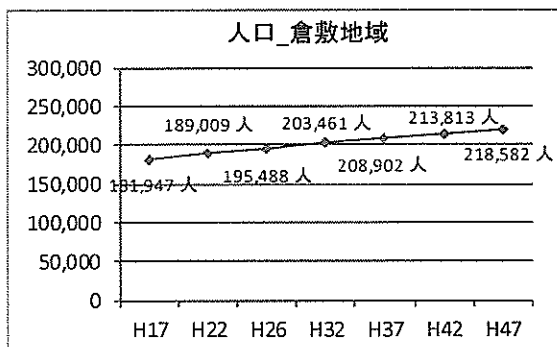
また、小河川、農業用水路など市街地を流れる水路の一部では、種の保存法で指定されたスイゲンゼニタナゴが生息するなど、市街地における野生動物の貴重な生息地となっています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

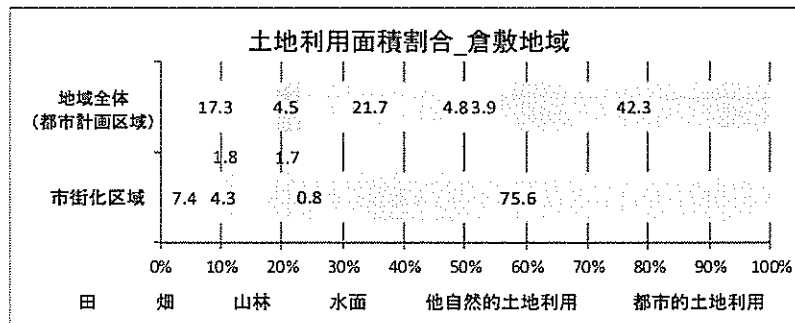
人口は増加傾向にあり、平成 26 年現在で 195,488 人、本市人口の 40.4%が集中する地域です。平成 47 年には、市全域で 1.5%の人口減少が推計されている中、倉敷地域では、11.8%の増加が推計されており、本市人口の 45.9%が集中することになります。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 22.9%であり、市全体の 25.2%を 2.3 ポイント下回っています。



◇土地利用状況

- ・倉敷地域の面積は、市域全体の約 26%となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 32%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、倉敷市平均に比べ農地は多く、山林は少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

- ・JR 倉敷駅周辺においては、駅北地区と駅前東地区で土地区画整理事業が進められており、「倉敷市都市計画マスタープラン」において面的整備推進地区として位置づけられています。
- ・面的整備に加え、新田上富井線、西阿知矢柄線、矢柄西田線などの幹線道路の整備が進められています。

3) 緑地・緑化の現況

- ・平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が 6.02 m²/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 3.05 m²/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況 倉敷

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)
住区基幹公園	191	17.74	1.10	244	31.05	1.59
街区公園	189	14.99	0.93	241	23.50	1.20
近隣公園	2	2.75	0.17	2	2.75	0.14
地区公園	-	-	-	1	4.80	0.25
都市基幹公園	2	26.60	1.65	3	46.00	2.35
総合公園	1	15.00	0.93	1	15.00	0.77
運動公園	1	11.60	0.72	2	31.00	1.59
特殊公園	1	4.70	0.29	3	8.80	0.45
緑地等	1	0.03	-	8	31.90	1.63
広場公園	1	0.03	-	1	0.03	-
合計	196	49.10	3.05	259	117.78	6.02
人口	160,950 人			195,488 人		

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均、児島・玉島・水島の各地域と比べて整備水準が低くなっています。
- ・最も身近な公園である街区公園、比較的大規模な近隣公園・地区公園についても、全市平均、児島・玉島・水島の各地域と比べて整備水準が低くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (㎡/人)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

倉敷地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：倉敷みらい公園、鶴形山公園

地区公園：向山公園

- ・市民一人当たり面積は低水準にありますが、市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は77.7%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるJR倉敷駅や倉敷中央通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 倉敷地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、倉敷地域のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：高次都市機能を備えた歴史・文化のまち・倉敷

中核市である倉敷市の中心として発展してきた倉敷地域は、伝統ある歴史・文化を現代に受け継ぎ発展させながら、本市の中核として高次都市機能を備えた、風格のあるまちづくりをめざします。

目標

- ① 本市の中心にふさわしい市街地の形成
- ② 歴史・文化的資源などを活かした倉敷を象徴する都市環境の形成
- ③ 広域拠点を支える総合的な交通網の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「倉敷地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【倉敷地域の緑のまちづくりの目標】

種松山や八幡山などの丘陵地、高梁川や倉敷川などの水辺、鶴形山などの市街地に残る貴重な緑など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

倉敷地域の核としてだけでなく倉敷市の広域拠点である JR 倉敷駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

1) 保全について

- ・種松山や八幡山など市街地の背景や、野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や倉敷川、吉岡川などの河川、南部用水、倉敷用水などの水路では、水際の自然環境の保全に努めるとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・豊かな自然環境がみられる高梁川や種の保存法で指定されたスイゲンゼニタナゴなどが生息する水路などでは、貴重な野生動植物の生息・生育に適した良質な自然環境の保全に努めます。
- ・郷土自然保護地域に指定されている浅原地域では、都市近郊に残された価値ある自然環境の保護に努めます。
- ・「阿知の藤」や「影向の松」などの天然記念物、社寺林、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。

- ・市の中心部においてまとまったオープンスペースを提供している向山や鶴形山、足高山などの公園や緑地は、市民生活に安らぎと潤いを与える貴重な緑の空間として保全・継承に努めます。
- ・歴史的な街並みを残している美観地区、藤戸・天城地区では、これら地域固有の歴史・文化的資源と一体になった周辺の自然環境の保全に努めます。

2) 創出について

- ・JR倉敷駅周辺、倉敷中央通り沿線、美観地区周辺、駅周辺商店街などでは、フラワーボックス、コミュニティガーデン、ポケットパーク等の設置などにより、花や緑を演出し、本市の玄関口、また、国際観光都市にふさわしい都市景観を形成します。
- ・JR倉敷駅周辺で進められている土地区画整理事業においては、倉敷用水の周辺に残る樹木など貴重な緑を有効に活用しながら、面的整備にあわせた緑化の推進、地区計画や緑地協定等の導入などにより、花と緑そして水の流れる潤い豊かな空間づくりを行い、本市の中心にふさわしい良好な市街地形成を推進します。
- ・地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。現在の公園整備状況や今後の人口推計から、特に整備が必要と考えられる近隣公園・地区公園など比較的大規模な公園について、地域の土地利用状況を注視しながら、整備の検討を行います。
- ・都市基幹公園である酒津公園や倉敷運動公園は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・幹線道路の整備に関しては、街路樹を整備し、市街地の緑の連続性を高め、魅力ある道路景観の形成に努めます。
- ・西阿知地区など住宅と工場が混在した地区では、緑化の推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所、一時避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

■方針図_倉敷地域



3. 児島地域

(1) 児島地域の概況

1) 自然的条件

瀬戸内海と由加山や鷺羽山などの丘陵地に囲まれた市街地は、水と緑によりうるおいのある生活環境が形成されています。

児島地域の丘陵地には、自然共生の場であるため池が数多く点在しており、倉敷美しい森、ふれあいの森、倉敷市少年自然の家では、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

また、地域内に点在する社寺林は、地域を代表する緑となっています。

瀬戸内海及び鷺羽山など一部の陸域が瀬戸内海国立公園に指定され、その良質な自然環境や多島美景観が保全されています。

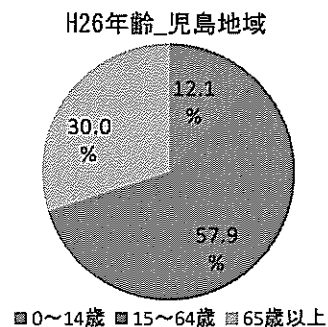
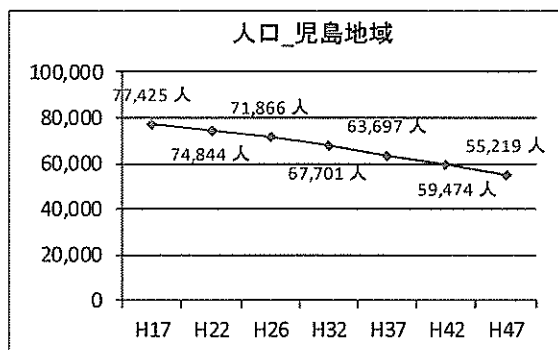
また、郷土の良質な自然を保護することを目的とした「岡山県自然保護条例」により田の口環境緑地保護地域、新熊野蟻峰山郷土自然保護地域、稗田八幡宮郷土自然保護地域、郷土記念物下津井祇園神社の社叢、郷土記念物柳田八幡の森が指定され、自然海浜の保全とその下でのレクリエーション利用を目的とした「自然海浜保全地区条例」により唐琴の浦自然海浜保全地区が指定されています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

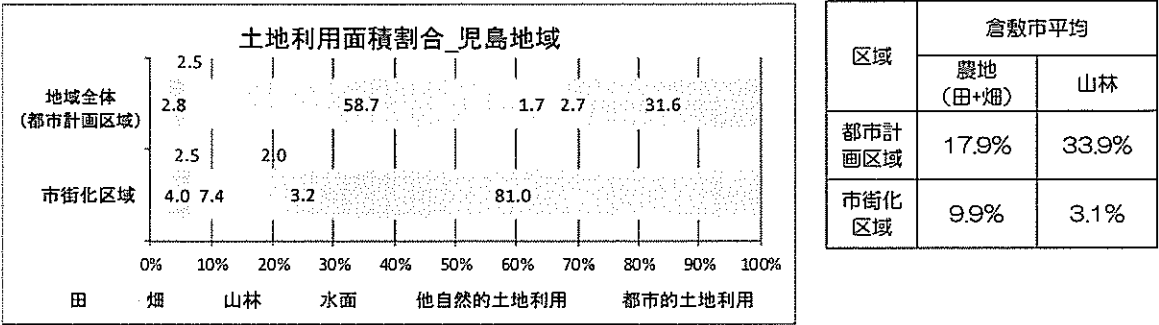
人口は減少傾向にあり、平成26年現在で71,866人、本市人口の14.9%を占める地域です。

また、平成26年現在の高齢化率は30.0%であり、市全体の25.2%を4.8ポイント上回っています。



◇土地利用状況

- 児島地域の面積は、市域全体の約 21%となっています。
- 市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 20%となっています。
- 農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、倉敷市平均に比べ農地は少なく、山林が多くなっています。



3) 緑地・緑化の現況

- 平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が 9.51 ㎡/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 6.63 ㎡/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況_児島地域						
区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)
住区基幹公園	108	19.04	2.98	132	28.34	3.94
街区公園	105	13.65	2.14	128	18.95	2.64
近隣公園	2	2.80	0.44	3	6.80	0.95
地区公園	1	2.59	0.41	1	2.59	0.36
都市基幹公園	1	22.60	3.54	2	39.31	5.47
総合公園	-	-	-	1	16.71	2.33
運動公園	1	22.60	3.54	1	22.60	3.14
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	1	0.70	0.11	1	0.70	0.10
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	110	42.34	6.63	135	68.35	9.51
人口	63,840 人			71,866 人		

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、玉島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、水島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・近隣公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っていますが、地区公園は、全市平均を下回っています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (㎡/人)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

児島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：赤崎公園、児島公園、宮山公園

地区公園：児島地区公園

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は 77.7%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるＪＲ児島駅や鷺羽山通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 児島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、児島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：瀬戸内に開かれた繊維と交流のまち・児島

昔から瀬戸内海や四国とのかかわりが深く、海と山にはさまれた土地を巧みに利用しながら発展してきた児島地域は、瀬戸大橋などの交通網の整備による広域交流がさらに進むなか、我が国屈指の繊維産業や瀬戸内の豊かな資源を活かしつつ、賑わいと交流あふれる住みやすいまちづくりをめざします。

目標

- ①四国方面からの玄関口としてふさわしい市街地の形成
- ②瀬戸内の豊かな自然を活かした環境の形成
- ③繊維産業・漁業などと共生する都市環境の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「児島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【児島地域の緑のまちづくりの目標】

由加山や鷺羽山などの丘陵地、瀬戸内海、丘陵地のため池などの水辺、地域を代表する社寺林など児島地域特有の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となる JR 児島駅周辺、児島市民交流センター周辺、児島市民病院周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

1) 保全について

- ・市街地に安らぎと潤いをもたらし、野生動植物の生息・生育地となる鷺羽山、由加山、王子が岳などの豊かな山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討するとともに、瀬戸内海を望む眺望点やレクリエーションとしての活用を図ります。
- ・世界に誇る多島美の豊かさを有する瀬戸内海国立公園では、鷺羽山や王子が岳からの眺めだけでなく、海からの眺めにも配慮した自然環境の保全に努めます。
- ・倉敷美しい森、ふれあいの森、倉敷市少年自然の家では、レクリエーション、自然環境学習などの機能の充実に努め、自然に触れる場としての活用を図ります。
- ・「自然海浜保全地区条例」により指定されている唐琴の浦自然海浜保全地区など、重要な海浜資源では、水辺の自然環境やレジャーを楽しむことのできる親水空間の保全・活用に努めます。
- ・「岡山県自然保護条例」により指定されている田の口地域、新熊野蟻峰山地域、稗田八幡宮地域や、郷土記念物の下津井祇園神社の社叢、柳田八幡の森など、郷土の良質な緑として自然環境の保護に努めます。

- ・「荒神の楠」などの天然記念物、社寺林、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。
- ・門前町としての街並みを残す由加門前町や郷内、金毘羅参りの玄関口として栄えた田の口港周辺、港町として栄えた歴史的な街並みを残す下津井地区では、これら地域固有の歴史・文化的資源と一体になった周辺の自然環境の保全に努めます。

2) 創出について

- ・ＪＲ児島駅周辺、児島市民交流センター周辺、児島市民病院周辺など来訪者や市民が多く集まる場所では、花や緑の演出を図り、地域の拠点にふさわしい魅力ある都市景観を形成します。
- ・鷺羽山通り沿道のフラワーボックス設置を継続し、四国方面からの玄関口として交流のまちにふさわしい魅力ある沿道景観を創出します。
- ・下津井電鉄跡地の『風の道』の沿道では、市民団体との協働により、まちかどの花飾りを行うなど花や緑の空間演出に努めます。
- ・地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び１人当たり公園面積の向上を図ります。
- ・都市基幹公園である瀬戸大橋架橋記念公園や中山運動公園は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・琴浦地区など繊維産業が集中する住工混在地区では、緑化推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。



4. 玉島地域

(1) 玉島地域の概況

1) 自然的条件

弥高山や竜王山など市街地の背景となる丘陵地、瀬戸内海や高梁川、溜川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、市街地に点在する小丘などは、市街地における貴重な緑となっています。

また、丘陵地では、モモなど、特色ある農産物の生産が行われています。

旧玉島港、南の瀬戸内海、東の高梁川、かつて舟運として活用された歴史ある小河川や水路など、水との関わりが深い地域です。内水面である溜川などの水辺は、野鳥の生息地として良好な自然環境を形成しています。

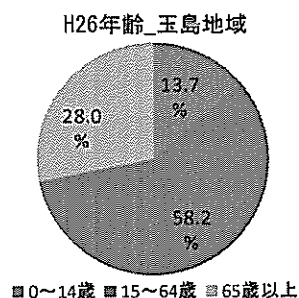
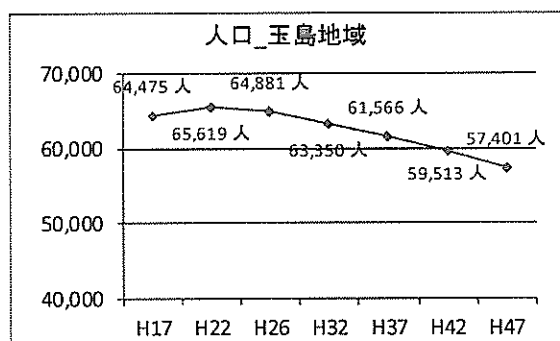
自然海浜の保全とその下でのレクリエーション利用を目的とした「自然海浜保全地区条例」により、沙美東自然海浜保全地区が指定されています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

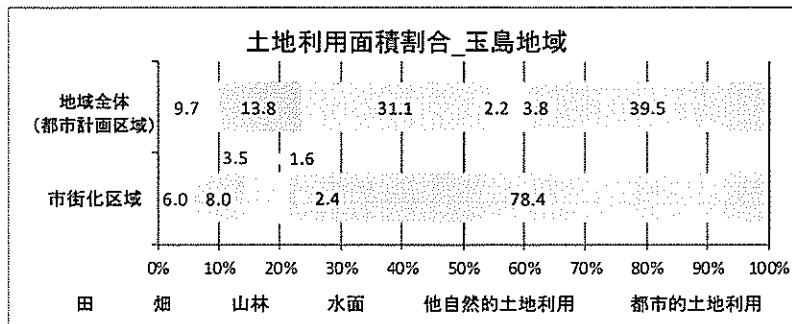
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 64,881 人、本市人口の 13.4%を占める地域です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 28.0%であり、市全体の 25.2%を 2.8 ポイント上回っています。



◇土地利用状況

- ・玉島地域の面積は、市域全体の約16%となっています。
- ・市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約18%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地は多く、山林は概ね同程度です。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

- ・南部の玉島ハーバーアイランドでは、産業・物流拠点の整備が進んでいます。

3) 緑地・緑化の現況

- ・平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が7.56㎡/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は6.58㎡/人となっており、市街地での公園整備がやや少ないことが言えます。

■都市公園現況_玉島地域

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
住区基幹公園	72	22.42	4.33	98	33.77	5.20
街区公園	66	9.86	1.91	91	14.65	2.26
近隣公園	6	12.56	2.43	6	12.56	1.94
地区公園	-	-	-	1	6.56	1.01
都市基幹公園	1	11.52	2.23	1	11.52	1.78
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	1	11.52	2.23	1	11.52	1.78
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	1	0.11	0.02	4	3.74	0.58
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	74	34.05	6.58	103	49.03	7.56
人口	51,740人			64,881人		

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市の中で一番高い整備水準となっています。
- ・最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、水島地域、児島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・近隣公園、地区公園の一人当たり面積も、全市の中で一番高い整備水準となっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m²/人)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

玉島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：財の山公園、新倉敷駅前公園、玉島中央公園

玉島みなと公園、溜川公園、戸嶋公園

地区公園：円通寺公園

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は66.4%であり、他の地域と比べ充足率が低くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるJR新倉敷駅などで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 玉島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、玉島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：水と緑を活かした港の風情と活力あふれるまち・玉島

瀬戸内海に面し、緑豊かな田園と丘陵に囲まれ、古くから港を中心に栄えた玉島地域は、新幹線駅と産業や物流の拠点として整備が進む玉島ハーバーアイランドをもつ地域として、多彩な水辺空間や緑を積極的に活かしながら、ゆとりと活力のあるまちづくりをめざします。

目標

- ①西の玄関口としてふさわしいＪＲ新倉敷駅周辺の都市環境形成
- ②歴史・水辺資源などを活かした旧玉島港周辺の都市環境形成
- ③産業の活力とうるおいのある臨海工業地帯の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「玉島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【玉島地域の緑のまちづくりの目標】

弥高山や竜王山などの丘陵地、瀬戸内海や高梁川、舟運として活用された小河川や水路など玉島地域特有の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となるＪＲ新倉敷駅周辺、玉島交流センター周辺、旧玉島港周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

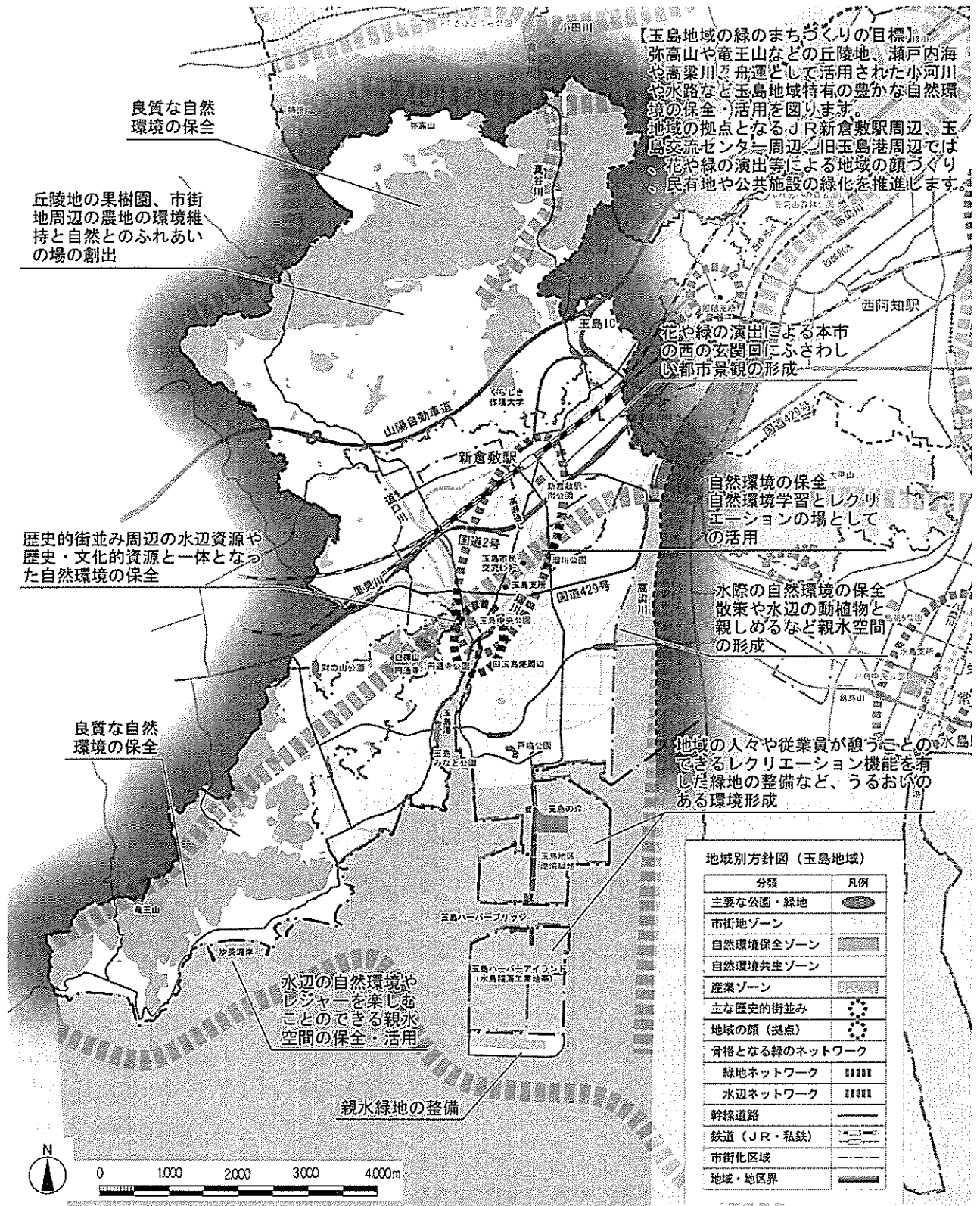
1) 保全について

- ・弥高山や竜王山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川、野鳥の生息地でもある溜川などの水辺では、自然環境の保全に努めるとともに、自然環境学習、レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・本地域の魅力の一つである市街地から望む丘陵地の果樹園、市街地周辺に広がる優良農地などの営農環境を維持するとともに、体験農園など住民が自然とふれあう場の創出を図ります。
- ・「自然海浜保全地区条例」により指定されている沙美東自然海浜保全地区など、重要な海浜資源では、水辺の自然環境やレジャーを楽しむことのできる親水空間の保全・活用に努めます。
- ・「雨笠の松」などの天然記念物、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。
- ・旧玉島港周辺の歴史的街並み周辺の水辺資源や歴史・文化的資源と一体になった自然環境の保全に努めます。

2) 創出について

- ・ JR新倉敷駅周辺、玉島交流センター周辺、旧玉島港周辺では、玉島地域の個性を活かしながら、花や緑の演出により、本市の西の玄関口にふさわしい都市景観を形成し、魅力的な環境形成を目指します。
- ・ 地域南部の玉島ハーバーアイランドでは、地域の人々や従業員が憩うことのできるレクリエーション空間を有した緑地の整備などうるおいのある環境形成を図ります。
- ・ 公共公益施設や民有地の緑化を推進するとともに、かつて舟運として活用された歴史ある小河川や水路等を活かし、うるおいと落ち着きのある市街地景観を形成します。
- ・ 街区公園について、地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、整備の検討を行い、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。
- ・ 都市基幹公園である玉島の森は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・ 地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

■方針図_玉島地域



5. 水島地域

(1) 水島地域の概況

1) 自然的条件

種松山や大平山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や八間川、南部用水などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、亀島山などの小丘や社寺林などは、市街地における貴重な緑となっています。

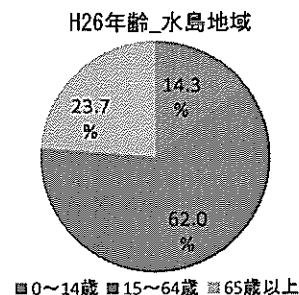
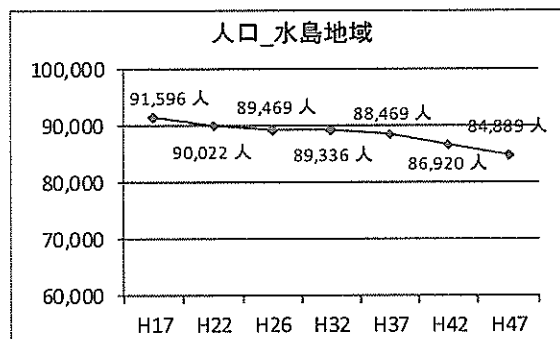
また、西部の連島では、レンコン、ゴボウなど特色ある農産物の生産が行われおり、レンコン畑は地域特有の景観を醸し出しています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

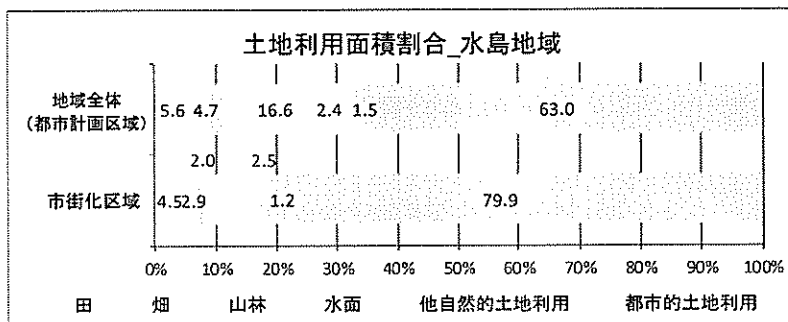
人口は減少傾向にあり、平成26年現在で89,469人、本市人口の18.5%を占める地域です。

また、平成26年現在の高齢化率は23.7%であり、市全体の25.2%を1.5ポイント下回っています。



◇土地利用状況

- ・水島地域の面積は、市域全体の約17%となっています。
- ・水島地域の工業専用地域は、水島地域面積の約33%を占めています。
- ・市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約22%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地、山林共に少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

3) 緑地・緑化の現況

- 平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積は、14.06 m²/人、市街化区域では、市民一人当たり面積は 12.35 m²/人となっています。

■都市公園現況 水島地域

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)
住区基幹公園	144	30.97	3.66	162	34.72	3.88
街区公園	141	21.02	2.48	159	24.77	2.77
近隣公園	2	1.91	0.23	2	1.91	0.21
地区公園	1	8.04	0.95	1	8.04	0.90
都市基幹公園	-	-	-	1	12.50	1.40
総合公園	-	-	-	1	12.50	1.40
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	1	4.00	0.45
緑地等	5	73.58	8.69	7	74.57	8.33
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	149	104.55	12.35	171	125.79	14.06
人口	84,690 人			89,469 人		

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、玉島地域、児島地域に次ぐ整備水準となっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市の中で一番高い整備水準となっています。
- 近隣公園の一人当たり面積は、全市平均を下回っていますが、地区公園は、全市平均を上回っています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m²/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

水島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：亀島第6公園、水島寿町公園

地区公園：水島中央公園

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は 86.1%であり、他の地域と比べ充足率が高くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・住居地域と工場地帯を隔てる緩衝緑地が整備され、生活環境の保全に役立っています。
- ・地域の顔となる水島臨海鉄道沿線の水島商店街通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 水島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、水島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：産業と共生する活力あふれるまち・水島

地域の南部に日本有数の臨海工業地帯を擁し、これまで積極的に都市基盤の整備が行われてきた水島地域は、働く場としての活力を維持・向上するとともに、生活の場としても満足できるうるおいや魅力の感じられるまちづくりをめざします。

目標

- ①活力と魅力ある中心部の市街地環境の形成
- ②自然資源を活かした環境の形成
- ③工場と地域が共生する活力あふれる都市環境の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「水島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【水島地域の緑のまちづくりの目標】

種松山や大平山などの丘陵地、高梁川などの水辺、亀島山などの市街地に残る貴重な緑など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となる水島臨海鉄道西側沿線、水島商店街沿線では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

1) 保全について

- ・種松山や大平山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や南部用水などの水路では、水際の自然環境の保全に努めるとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・地域特有の景観を醸し出しているだけでなく、生物多様性の保全上重要な里地である連島のレンコン畑及び周辺地区などは、本地域の魅力の一つであり、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら農地の保全・活用を図ります。
- ・舟運の拠点として栄えた歴史的な街並みの残る連島地域では、地域固有の歴史・文化的資源と一体となった自然環境の保全に努めます。
- ・亀島山や王島山などの小丘などは、市街地における貴重な緑として保全に努めます。

2) 創出について

- 水島臨海鉄道西側沿線、水島商店街沿線では、花や緑の演出などにより、地域の顔にふさわしい、うるおい溢れる都市景観を形成します。
- 水島商店街通り沿道や八間川沿いで市民協働による花いっぱい運動を展開し、魅力的な沿道景観を創出します。
- 水島臨海工業地帯では、立地する工場施設の敷地内外の緑化の推進を図るとともに、周辺の住宅と工場が混在した地区では、緑化の推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- 住区基幹公園については、地区内で整備水準のバランスを考慮し、整備の検討を行います。
- 水島中央公園や水島緑地福田公園、種松山公園など比較的大規模な公園については、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- 地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

■方針図 水島地域



6. 庄地区

(1) 庄地区の概況

1) 自然的条件

日差山など市街地の背景となる丘陵地、足守川、六間川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、川崎医科大学周辺の小丘などは、市街地における貴重な緑となっています。

また、古墳を中心とする埋蔵文化財などの歴史的に優れた郷土景観を有するものとして吉備史跡県立自然公園が、地域の北側一帯で指定されています。

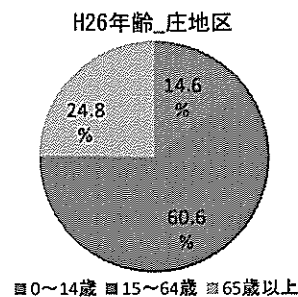
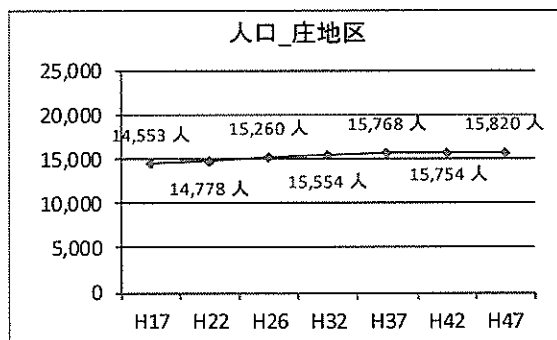
2) 社会的条件

◇人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成26年現在で15,260人、本市人口の3.2%を占める地区です。

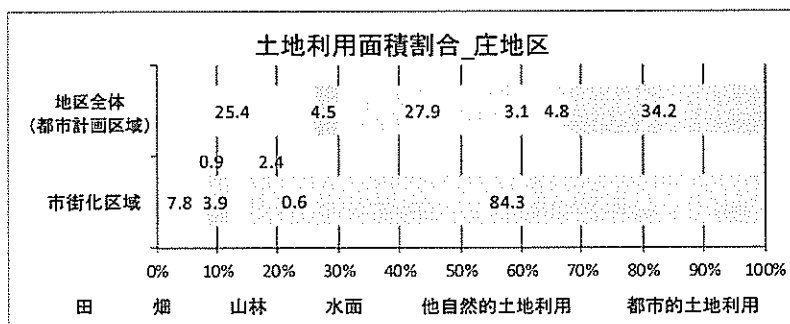
平成47年には、市全域で1.5%の人口減少が推計されている中、庄地区では、3.7%の増加が推計されています。

また、平成26年現在の高齢化率は24.8%であり、市全体の25.2%を0.4ポイント下回っています。



◇土地利用状況

- ・庄地区の面積は、市域全体の約4%となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）に対しては約1%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べて農地は多く、山林は少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

- ・吉備史跡県立自然公園、上東遺跡、楯築遺跡など、特色ある歴史・文化的資源を有しています。

3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が1.95㎡/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は0.86㎡/人となっており、市街地での公園整備が少ないと言えます。

■都市公園現況 庄地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
住区基幹公園	10	0.52	0.86	19	2.98	1.95
街区公園	10	0.52	0.86	18	1.67	1.09
近隣公園	-	-	-	1	1.31	0.86
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	-	-	-
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	10	0.52	0.86	19	2.98	1.95
人口	6,020人			15,260人		

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっていますが、近隣公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が高くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(㎡/人)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

庄地区の近隣公園・地区公園
近隣公園：庄中央公園
地区公園：なし

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は59.7%であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。
- 川崎医科大学周辺の医療施設、教育施設に利用されている民有地を除くと、下記「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」は、約69%となります。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

(2) 庄地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、庄地区のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：学園と文化が織りなす元気と安心のまち・庄

川崎医科大学などの医療・福祉系大学が立地する特性を活かした、福祉の心豊かな、安心で住み続けたい環境づくりを進めるとともに、吉備史跡県立自然公園などの歴史・文化的資源を活かした、やすらぎと歴史浪漫あふれるまちづくりをめざします。

目標

- ①ＪＲ中庄駅周辺の魅力ある市街地形成
- ②医療・福祉系大学と連携した安心と賑わいづくり
- ③歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「庄地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【庄地区の緑のまちづくりの目標】

日差山や市街地周辺に残る一団の農地、足守川や六間川など、地区の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地区の拠点となるＪＲ中庄駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

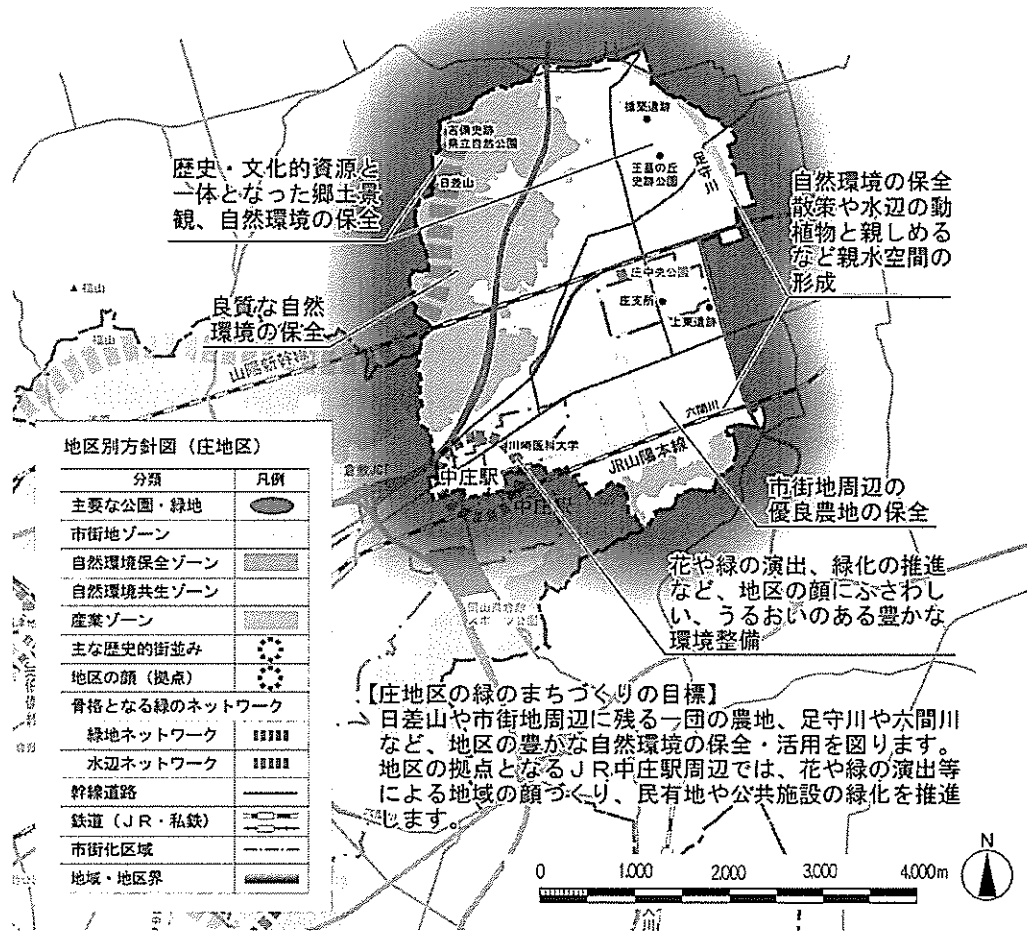
1) 保全について

- ・日差山など、市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・足守川や六間川などの水路は、自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・地区の北側一帯の丘陵地で指定されている吉備史跡県立自然公園では、歴史・文化的資源と一体となった郷土景観、自然環境の保全に努めます。

2) 創出について

- ・ＪＲ中庄駅周辺では、花や緑の演出、公共公益施設や民有地の緑化などを推進し、地区の顔にふさわしい、うるおいのある豊かな環境整備を進めます。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び１人当たり公園面積の向上を図ります。

■方針図_庄地区



7. 茶屋町地区

(1) 茶屋町地区の概況

1) 自然的条件

汐入川や六間川、縦横に走る水路や干拓跡などの水辺、市街地周辺に広がる農地などにより、うるおいのある生活環境が形成されています。

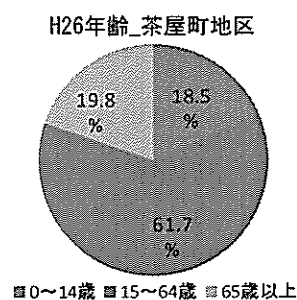
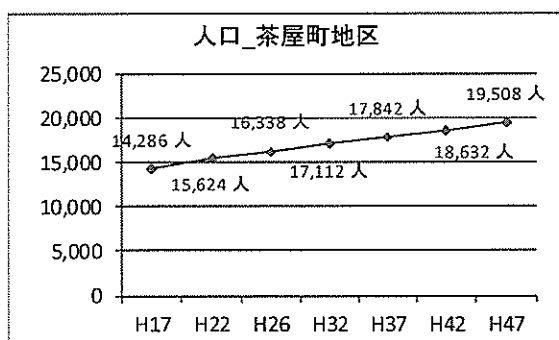
2) 社会的条件

◇人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成 26 年現在で 16,338 人、本市人口の 3.4%を占める地区です。

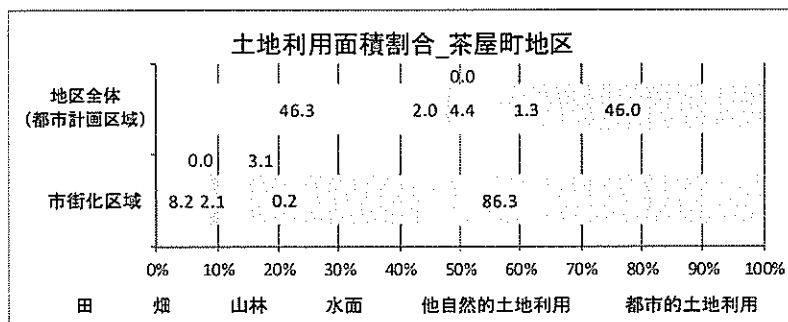
平成 47 年には、市全域で 1.5%の人口減少が推計されている中、茶屋町地区では、19.4%の増加が推計されています。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 19.8%であり、市全体の 25.2%を 5.4 ポイント下回っています。



◇土地利用状況

- ・茶屋町地区の面積は、市域全体の約 1%となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 2%となっています。
- ・農地などの自然的土地利用面積の割合をみると、農地は市平均に比べ多くなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

3) 緑地・緑化の現況

- ・平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が $1.42 \text{ m}^2/\text{人}$ となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は $0.83 \text{ m}^2/\text{人}$ となっており、市街地での公園整備が少ないと言えます。

■都市公園現況 茶屋町地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)
住区基幹公園	14	0.85	0.74	18	2.22	1.36
街区公園	14	0.85	0.74	18	2.22	1.36
近隣公園	-	-	-	-	-	-
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	-	-	-
広場公園	1	0.10	0.09	1	0.10	0.06
合計	15	0.95	0.83	19	2.32	1.42
人口	11,450人			16,338人		

:(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- ・茶屋町地区には近隣公園、地区公園は整備されていません。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m²/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

- ・市民一人当たり面積は低水準にありますが、市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は74.2%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地区の顔となるJR茶屋町駅などで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 茶屋町地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、茶屋町地区のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：田園ひろがるゆとりのまち・茶屋町

田園風景の広がるやすらぎある環境や、水辺のうるおい、歴史・文化的資源、交通の便に優れた住宅地としての特性を活かし、ゆとりある住み続けたいまちづくりをめざします。

- 目標**
- ①ＪＲ茶屋町駅周辺の魅力ある顔づくり
 - ②田園、水辺、歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり
 - ③ゆとりある良好な住宅地の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「茶屋町地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【茶屋町地区の緑のまちづくりの目標】

市街地周辺に残る一回の農地、汐入川や水路など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。
地区の拠点となるＪＲ茶屋町駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

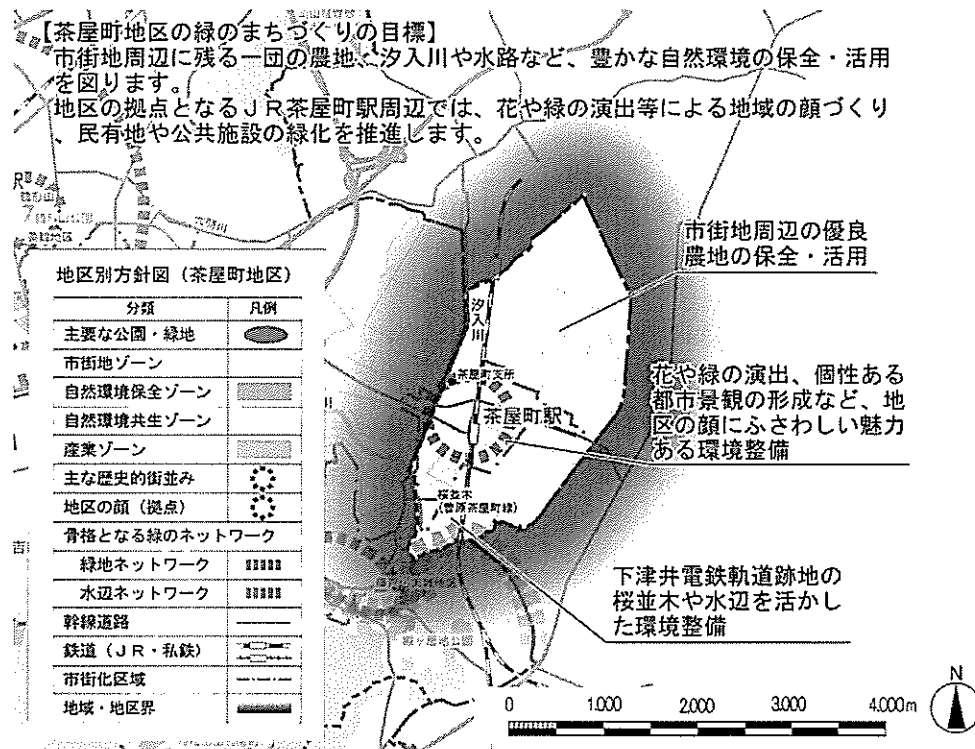
1) 保全について

- ・汐入川などの主要水路の水辺は、自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。

2) 創出について

- ・ＪＲ茶屋町駅周辺では、花や緑の演出などにより、個性ある都市景観を形成するとともに、地区の顔にふさわしい魅力ある環境整備を進めます。
- ・下津井電鉄軌道敷跡地の桜並木や水辺を活かした環境整備に努めます。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び１人当たり公園面積の向上を図ります。

■方針図_茶屋町地区



8. 船穂地区

(1) 船穂地区の概況

1) 自然的条件

愛宕山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や柳井原貯水池（小田川付替事業により小田川の一部となる予定）などの水辺、市街地周辺の農地などによる水と緑の自然環境が地域の魅力となっています。

また、丘陵地では、マスカットやスイートピーなど、特色ある農産物の生産が行われています。

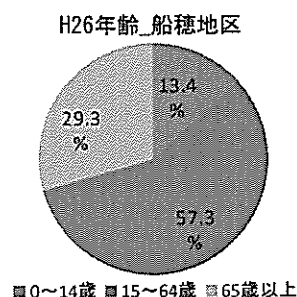
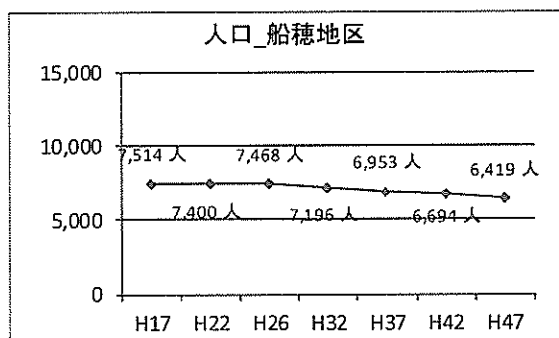
ふれあいの森公園（愛宕山森林公園）は、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

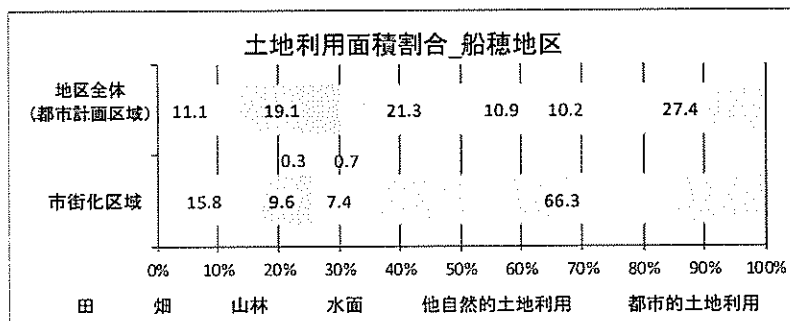
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 7,468 人、本市人口の 1.5% を占める地区です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 29.3% であり、市全体の 25.2% を 4.1 ポイント上回っています。



◇土地利用状況

- ・船穂地区の面積は、市域全体の約 3% となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 2% となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均と比べて農地は多く、山林は少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計 画区域	17.9%	33.9%
市街化 区域	9.9%	3.1%

- ・柳井原地区では、土地地区画整理事業が進められています。

3) 緑地・緑化の現況

- ・平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が 2.97 m²/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 0.26 m²/人となっており、市街地での公園整備が少ないと言えます。

■都市公園現況 船穂地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)
住区基幹公園	2	0.14	0.26	10	1.37	1.83
街区公園	2	0.14	0.26	10	1.37	1.83
近隣公園	-	-	-	-	-	-
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	6	0.85	1.14
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	2	0.14	0.26	16	2.22	2.97
人口	5,400 人			7,468 人		

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- ・船穂地区には近隣公園、地区公園は整備されていません。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m²/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は 36.8%であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。市街化区域の縁辺部に街区公園が多く整備されていることが充足率が低い一因となっています。
- ・船穂産業団地を除くと「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」は約 43%となります。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

(2) 船穂地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、船穂地区のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：自然と共生するやすらぎのあるまち・船穂

高梁川、柳井原貯水池などの水と緑豊かな自然環境と共生し、大地の恵みを活かしながら、魅力ある居住空間を実現し、やすらぎのあるまちづくりをめざします。

目標

- ①賑わいある地区拠点の形成
- ②自然資源などを活かした特色ある交流環境づくり
- ③地域特性を活かした良好な定住環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「船穂地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【船穂地区の緑のまちづくりの目標】

愛宕山や高梁川、市街地周辺に残る一団の農地など、豊かな自然環境の保全を図ります。

地区の拠点となる船穂支所周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

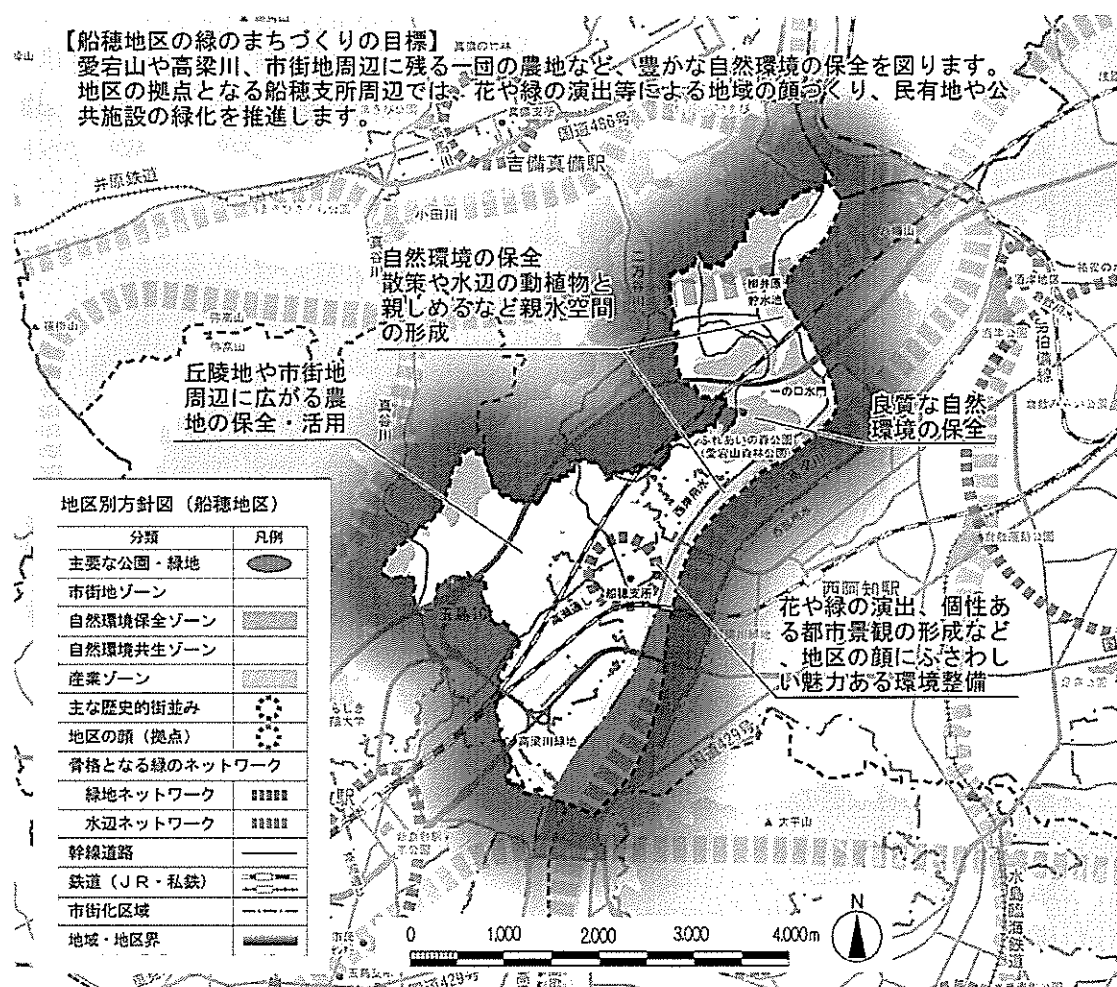
1) 保全について

- ・愛宕山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川、柳井原貯水池などの自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・特色ある農産物の生産やワイナリー等による農業の六次産業化など先進的な農業の盛んな本地区は、農業施策と連携した農地の保全・活用を図ります。
- ・「祝神社のクスドイケ」などの天然記念物、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。

2) 創出について

- ・船穂支所周辺では、花や緑の演出により、個性ある都市景観を形成するとともに、地区の顔にふさわしい魅力ある環境整備を進めます。
- ・柳井原地区では、面的整備にあわせた地区計画の推進などにより、周辺の優れた自然環境・景観との調和を図り、緑とうるおいのある市街地を形成します。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

■方針図_船穂地区



9. 真備地区

(1) 真備地区の概況

1) 自然的条件

市街地の南部と北部を取り巻く弥高山や高馬山などの丘陵地や竹林の里山、高梁川や小田川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成されています。

真備地区の丘陵地には、自然共生の場であるため池が数多く点在しており、真備美しい森は、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

また、丘陵地では、たけのこや桃、ぶどうなど、特色ある農産物の生産が行われています。

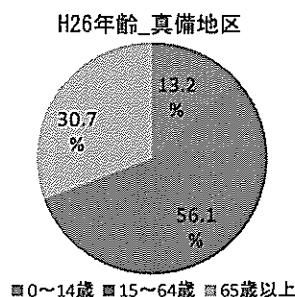
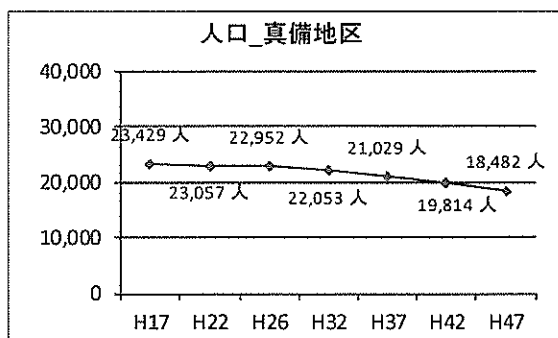
郷土の良質な自然を保護することを目的とした「岡山県自然保護条例」により、箭田郷土自然保護地域が指定されています。

2) 社会的条件

◇人口の推移

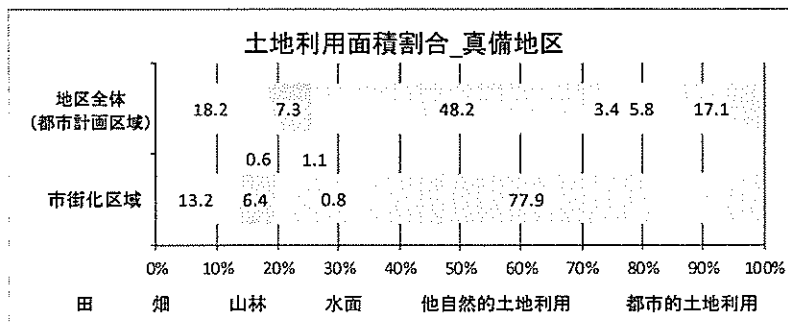
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 22,952 人、本市人口の 4.7%を占める地区です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 30.7%であり、市全体の 25.2%を 5.5 ポイント上回っています。



◇土地利用状況

- ・真備地区の面積は、市域全体の約 12%となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 6%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地は多く、山林は地域全体では多く、市街化区域では少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が9.61㎡/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は0.62㎡/人となっており、市街地での公園整備が少ないと言えます。

■都市公園現況 真備地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
住区基幹公園	15	0.65	0.62	32	4.92	2.14
街区公園	15	0.65	0.62	30	1.97	0.86
近隣公園	-	-	-	2	2.95	1.29
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	1	11.30	4.92
総合公園	-	-	-	1	11.30	4.92
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	2	1.70	0.74
緑地等	-	-	-	2	4.14	1.80
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	15	0.65	0.62	37	22.06	9.61
人口	10,550人			22,952人		

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっていますが、近隣公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が高くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(㎡/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

真備地区の近隣公園・地区公園

近隣公園：グリーンパークまび、まきびさくら公園

地区公園：なし

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合は57.2%であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いて行ける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- 市街地の公共施設などで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

(2) 真備地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、真備地区のまちづくり方針は以下の通りです。

テーマ：豊かな自然と歴史・文化に包まれたまち・真備

吉備の史跡などの多彩な歴史・文化的資源や、水と緑豊かな自然環境、そこから収穫される農作物など、自然や文化と調和した、快適な生活を送れるまちづくりをめざします。

目標

- ①鉄道・駅を活かした賑わいある地区拠点の形成
- ②自然・歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり
- ③地域特性を活かした良好な定住環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「真備地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

【真備地区の緑のまちづくりの目標】

高尾山や小田川、竹林の里山や市街地周辺の一団の農地など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地区の拠点となる吉備真備駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

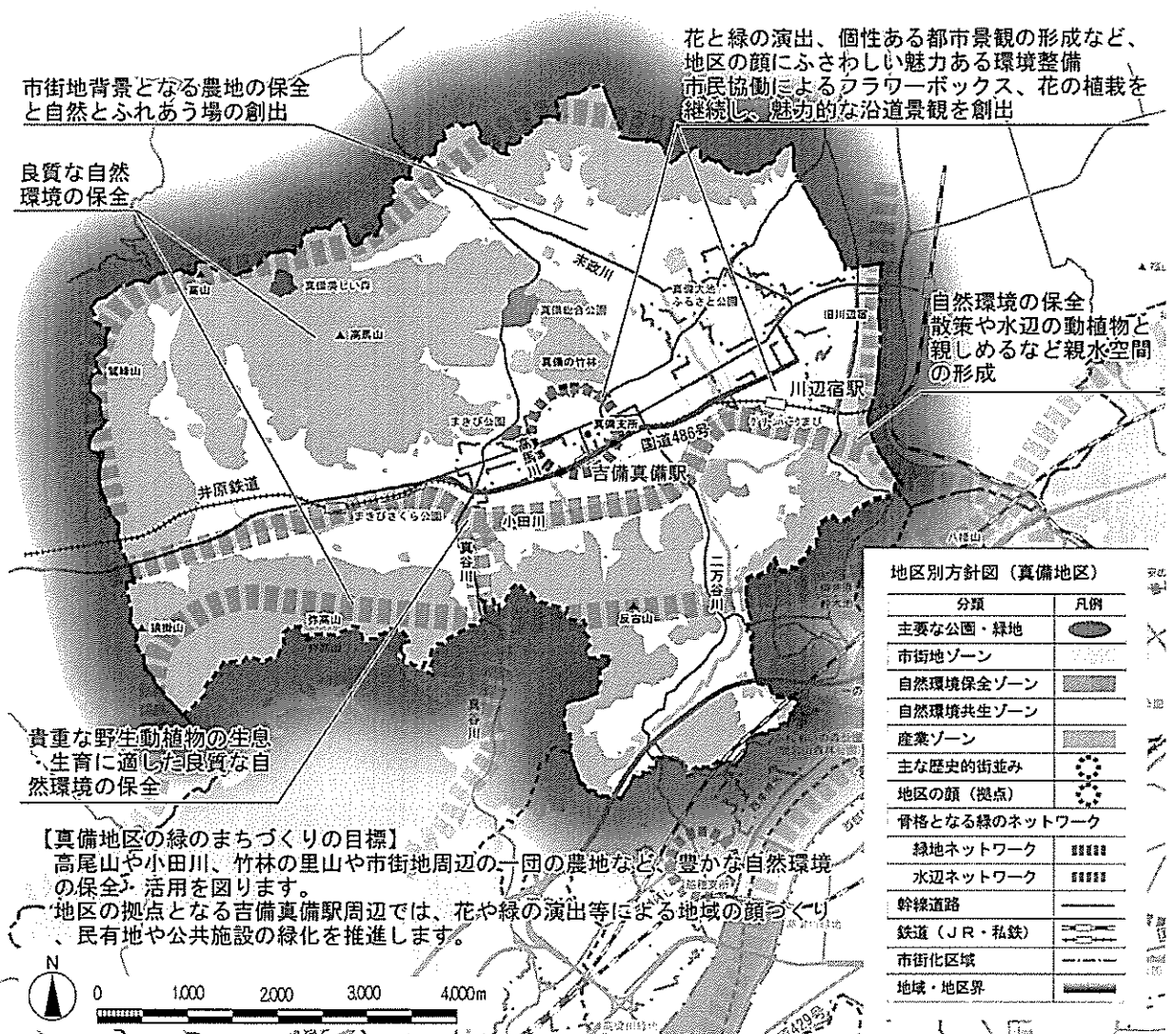
1) 保全について

- ・弥高山や高馬山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や小田川の自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・地域特有の景観を醸し出している竹林や市街地の背景となる農地は、都市にうるおいをもたらす貴重な緑だけでなく生物多様性の保全上重要な里地、里山として、本地区の魅力の一つであるため、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・「岡山県自然保護条例」により郷土自然保護地域に指定されている箭田地域では、郷土の良質な緑として自然環境の保護に努めます。
- ・真備美しい森では、レクリエーション、自然環境学習などの機能を充実し、自然に触れる場としての活用を図ります。
- ・古代吉備文化を継承する古墳群、吉備真備公ゆかりの地、西国街道の趣を残す旧川辺宿など多彩な歴史・文化資源と一体となった自然環境の保全に努めます。

2) 創出について

- ・吉備真備駅、川辺宿駅周辺では、花や緑の演出により、個性ある都市景観を形成するとともに、地区の顔にふさわしい、魅力ある環境整備を進めます。
- ・市街地では、市民協働によるフラワーボックス、花の植栽を継続し、魅力的な沿道景観を創出します。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

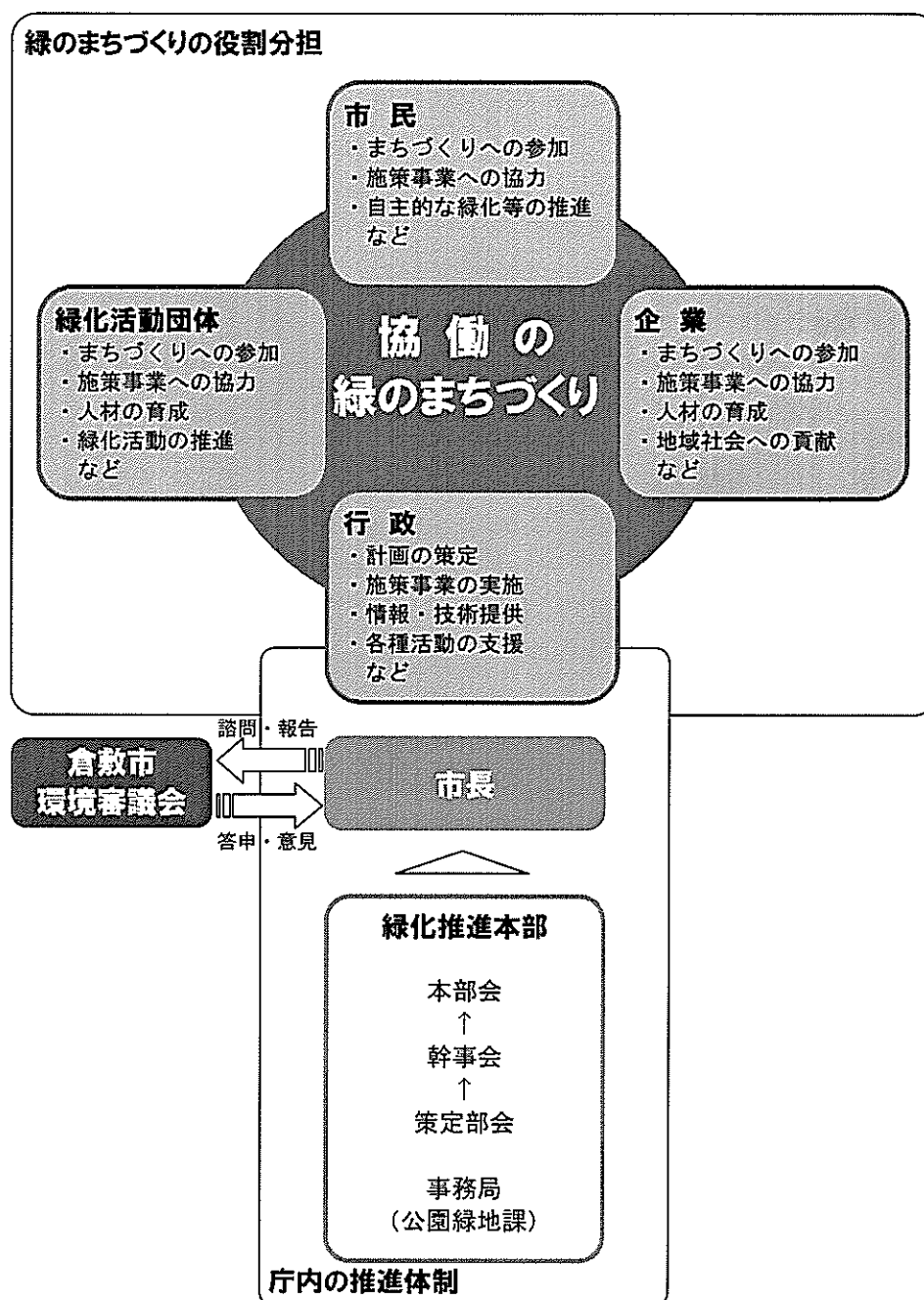
■方針図_真備地区



第Ⅴ章 計画の推進

1.計画の推進体制

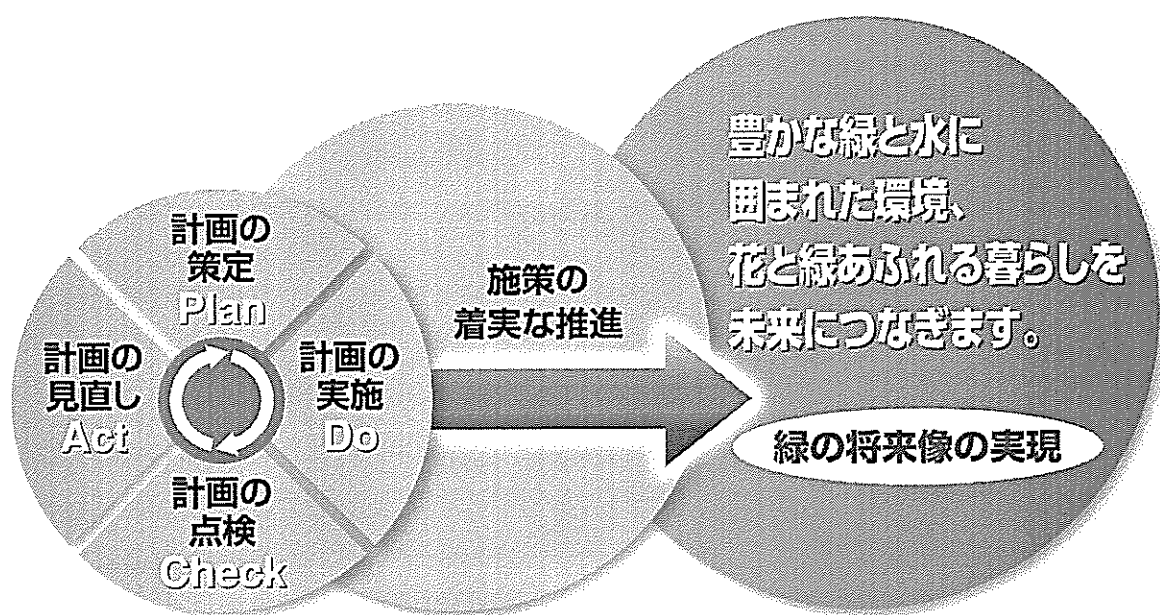
本計画の実効性を確保するため、市民、緑化活動団体、企業と行政が協働する体制をつくっていくとともに、行政においても緑化推進本部を中心に関係機関が相互に連携しながら緑の施策を効果的に推進します。



2.計画の進行管理

本計画は、本市における緑の総合的な計画として位置付けられ、各種緑に関する施策の基本的な方針を示しており、今後、本計画に即して庁内の各部局が率先して施策に取り組み、施策に沿った個別の事業を実施していきます。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（「計画の策定＜PLAN＞」「計画の実施＜DO＞」「計画の点検＜CHECK＞」「計画の見直し＜ACT＞」）による管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて計画を継続的に改善していきます。



倉敷市緑の基本計画

平成 年 月

倉敷市建設局土木部公園緑地課

〒710-0033 倉敷市西中新田 640

TEL : 086-426-3495

Mail : pkmng@city.kurashiki.okayama.jp

「倉敷市緑の基本計画（素案）」の
パブリックコメント集約結果

「倉敷市緑の基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成 21 年 12 月 8 日告示第 683 号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 3 人 7 件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりで。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市環境審議会より計画（案）の答申をいただいた後に、本年度中に策定します。

4 参考

意見募集期間 平成 27 年 12 月 7 日（月）～平成 28 年 1 月 4 日（月）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 建設局 土木部 公園緑地課

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	倉敷市には、大都市と異なり市域には山林地域が多くありますが、現在はその山地が活用されていない現状です。そこで、中学校区に一か所、山と耕作放棄地の部分を確保し、地域住民の「憩いの場」（できれば眺望の良いところで散歩やジョギングにも適しているところ）、子供の「プレイパーク」的に整備・活用することを考え、そのプランは、専門家と行政と住民が協同作業とする「杜の公園」整備機構を組織して造成する。特に、住民側には、元気な高齢者にも作業に参加してもらえるよう募る。 これこそ、倉敷ならではの「住みたくなる地域」に大いに役立つものと考えます。	山林は、環境保全、防災、レクリエーション、景観など多様な機能を有しており、計画書P 26 に記述しているように緑の保全を図ること、良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要であり、適地があれば教育施設、レクリエーション施設などの整備による保全・活用の検討も必要であると考えています。 頂いたご意見については、緑の将来像実現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。
2	もっと広く市民への「花と緑あふれるまちづくり」の意識啓発のための意見として、次のことを提言します。 1. 「市民憲章」看板の設置 倉敷市民としての誇りをもてるように、公園等広く市民の目に触れる箇所に、見た目に美しい看板を設置する。 2. 「市民の花壇」の設置	市民憲章で「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくれます。」と謳う本市では、市民との協働による緑のまちづくりの推進、市民の意識啓発は重要であると考えており、計画書P 52～55 に記述しているように緑のまちづくりを図ることとしています。 頂いたご提案については、緑の将来像実

	市道や公園など市有地の適当な場所を、花壇として老人クラブや婦人会など自発的な市民組織に提供し、ハード面は市が負担して、植栽や管理などソフト面はその団体がおこなう、協働によるまちづくりを推進する。	現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。
3	地域の人が市に無許可で花や木を植えている公園がありますが、雑草がはびこるなど景観を損なっています。剪定されない木は、枝が茂り、外部から見えにくかったり、フェンスの外にはみ出して、車や自動車、人の通行の妨げているところもあります。公園の緑化や適正な維持管理について次の事項を提案します。 ・市内の公園をチェックし具体的な対策を講じる。 ・個人で勝手に公園に花や木を植えないことを徹底させる。 ・フラワーボックスを設置し、町内会等に世話をしてもらう。 ・病虫害駆除 ・高い樹木の剪定 ・定期的な低木の剪定、中高木の胴吹き等の除去 ・老朽化した樹木の対策	計画書 P 5 4 に記述していますが、花や緑あふれるまちづくりを展開するため公園や樹木等の適正な維持管理に努めてまいります。 頂いたご提案は、今後の公園の維持管理の参考とさせていただきます。

4	・倉敷市内の公園清掃を委託するすべての個人、グループ、団体に、公園管理（遊具点検、剪定、草刈、除草、清掃等）の講習会の実施 ・公園管理を委託されている個人、グループ、団体のネットワークづくり	現時点では、公園の美化清掃管理の団体には、一般的な清掃作業を中心に委託しているため、講習会などは実施していない状況です。今後、団体からの要望があった場合など必要に応じ、講習会の実施や団体間のネットワークづくりを検討していきたいと考えます。
5	公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動が必要。	公園利用者の安全確保を図るためには、公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動も必要であるので計画書【P 5 4】1) ②に「また、公園や遊具の利用などについて、ホームページ、広報紙、看板などを通じて安全に対する意識の啓発に努めます。」を追記します。
6	公園の持つ空間は地域にとってかけがえのない広い空間です。全ての公園に接することはありませんが、名だたる市内の大きな公園だけでも広く市民の憩いの場として、広報などを通じて季節ごとの緑の状況、有する散歩道等を知りたい。	現在、倉敷市公園緑地課ホームページにて、市内の主要な都市公園、季節の樹木など情報提供を行っています。 緑のまちづくりを展開するためには、計画書P 5 2に記述していますが緑に関する情報の提供も重要な施策の1つであると考えております。 今後もより広く市民の皆様に周知されるよう、継続的な情報発信に努めます。
7	ある会合の場で次のような意見・要望等がありました。 ・公園を創りすぎている感じがする。（手を人工的に入れすぎ） ・アスレチックのやれる公園が欲し	新たに公園を整備する際には、計画の段階での市民参画を図り、多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めてまいります。 また、公園や樹木の維持管理については

	い。 ・美観地区の柳の剪定の回数が多い。 剪定のしすぎの感あり。夏場の観光客の涼感と日蔭がとれない。 ・公園ボランティアが育っていない。	、それぞれ場所、目的にあった適正な維持管理に努めます。
--	--	------------------------------------

倉敷市緑の基本計画 緑の個別事業（案）

【議事2－3】

基本方針（1）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

基本方針	目標	施策	所属	事業名	事業内容
（1） 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	① 骨格となる緑の保全・活用	1） 丘陵地の保全・活用	農林水産課	倉敷市森林整備計画	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施する。
			農林水産課	水源林管理事業	間伐や撫育により水源林の保全を図る。
			農林水産課	松くい虫予防事業	松くい虫被害対策のため薬剤散布と被害木の伐倒駆除を推進する。
			農林水産課	林野火災予防啓発・広報	地区山火事予防協議会を中心に情報収集及び啓発活動を推進する。
			消防・予防課	林野火災予防啓発・広報	山火事予防看板設置事業 幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板を設置及び老朽化に伴う更新を行う。
			消防・予防課	林野火災予防啓発・広報	山林火災防御訓練 管内の山火事予防重点地域で、林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。
		2） 水辺の保全・活用	土木課	倉敷川植栽管理事業	倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理に努めるとともに、絶滅危惧種に指定されたミズアオイの自生地を整備・保全に努める。
		3） 農地の保全・活用	農林水産課	市民農園整備事業	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行う。
	② 特徴的な緑の保全・活用	1） 優れた自然環境の保全・再生・活用	公園緑地課	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	瀬戸内海国立公園及び園地の管理
			環境政策課	探鳥コース・野鳥観察地の設定	既設コースの案内板などの補修を随時行う。 探鳥に適した場所を探鳥コースとして指定し、案内板を設置する。
			農林水産課	ふれあいの森整備事業	船穂町ふれあいの森公園、ふれあいの森管理 平成10年度までに整備されたふれあいの森等の維持管理を行う。
			農林水産課	美しい森管理事業	倉敷、真備美しい森管理 県が整備し、H21年に倉敷市へ移譲された美しい森の管理を行う。
		2） 地域を代表する緑の保全・活用	文化財保護課	文化財等の保全と公園的活用の推進	史跡等の文化財において、歴史・文化資源の保全を図りつつ、公園的な利用ができるよう、除草など継続的な維持管理を行います。
			環境政策課	巨樹・老樹等の保護	自然保護監視員や市民からの情報をもとに、巨樹・老樹等の調査、「くらしきの巨樹・老樹」への認定を行い顕彰する。
			都市計画課	景観重要樹木の指定	良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木として指定します。
		3） 暮らしに密着した緑の保全・活用	公園緑地課	緑地の保全地域・区域の指定	良好な景観、環境を形成する緑を法や条例による保全地域、保全区域の指定を検討する。

倉敷市緑の基本計画 緑の個別事業（案）

【議事 2－3】

基本方針（２）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

基本方針	目標	施策	所属	事業名	事業内容
（２） 花と緑に あふれ、 安全で快 適に暮ら せるまち を創りま す【創出】	① フラワー ガーデン シティの 形成 （都市公 園等の整 備）	１） 身近な都市公園等の整備	公園緑地課	街区公園の整備	市街地での公園整備を推進する。また、適正な配置で街区公園を設置する。
			公園緑地課	近隣公園の整備	適正に配置し、住民に憩いと安らぎの場を提供する。
			公園緑地課	公園の再整備	利用しやすい公園づくり、市民のニーズに対応した公園づくりを進めるため街区公園を魅力ある公園に再整備する。また、小規模な公園・遊園の統廃合や機能の見直しを検討する。
			公園緑地課	地区公園の整備	・水島中央公園の整備 水と緑を活かした再整備を行う。
		２） 都市基幹公園の整備	公園緑地課	総合公園の整備	・緑化推進の拠点となる整備をする。
			公園緑地課	運動公園の整備	・中山運動公園 緑に囲まれた環境の中でスポーツが楽しめる公園としての再整備を行う。
		３） その他の公園・緑地等の 整備	公園緑地課	特殊公園（風致・歴史・墓園）の整備	・それぞれの目的に即して適正管理、機能充実に努める。
			公園緑地課	緑地の整備	・都市の自然環境の保全、景観向上を目的とした都市緑地の適切な維持管理に努め、市街地の遊休地などを積極的に都市緑地の整備を検討する。
			児島支所建設課	田之浦パークセンターの維持管理	田之浦パークセンターの維持管理をする。
			児島支所建設課	「風の道」道路整備事業	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として整備する。
	② フラワー ガーデン シティの 形成 （緑化の 推進）	１） 公共施設の緑化	公園緑地課	公共用地の有効利用	下水処理場用地等の公共用地を花いっぱいにし市民に憩いの場を提供する
			保育・幼稚園課	保育園花いっぱい事業	地域の人が安らぐ空間づくりとして、市内保育園の園庭の整備、充実を図る。
			公園緑地課	公共施設緑化事業	緑豊かな街並み空間をつくるため、保育園・幼稚園・学校等の既存のコンクリート塀等を撤去し、生垣設置を進める。
			教育施設課	学校緑化整備	情操教育として学校緑化の推進を図る。
			公園緑地課	地区花いっぱい運動	地域の道路沿いにおいて。花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、地域を花で飾る。
			街路課	街路事業	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。
			街路課	道路新設改良事業	新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化に努める。
		２） 拠点等における良質な緑 の創出	公園緑地課	もてなし花壇事業	駅・バスステーション及びその周辺商店街等にフラワーボックスを設置し、訪れる人々を花でもてなす。
			公園緑地課	フラワーボックスの設置	メイン通りにフラワーボックスを設置し道路を季節の花で飾る。
			公園緑地課	フラワーロード事業	愛称通り（倉敷中央通り・鷺羽山通り・水島商店街通り）などにフラワーボックスを設置し季節の花で飾る。
			公園緑地課	花いっぱい事業	駅前から美観地区に至る間にポケット的なスペースにガーデニングとして飾る。

基本方針	目標	施策	所属	事業名	事業内容
（２） 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります 【創出】	② フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）	３） 民有地の緑化	開発指導課 環境政策課 公園緑地課	開発行為等の規制及び指導	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。
			環境政策課	保全の実効性の確保	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める。
			開発指導課 環境政策課	土石採取の規制及び指導	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土石採取にあたって、災害防止景観保全の両面から規制や跡地の緑化指導を行う。
			開発指導課 環境政策課	土砂等による土地の埋立の規制及び指導	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。
			公園緑地課	緑地協定による民有地緑化の推進	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進する。
			環境学習センター	緑のカーテンの推進	家庭のできる温暖化対策としてつる性植物を利用した壁面緑化を進める。
			公園緑地課	民間施設等の緑の維持管理の充実	民間施設において積極的かつ適正に緑の維持管理を行うよう推奨する。
			公園緑地課	緑化推進モデル地区・学校等の指定	積極的に緑化に取り組む地域・事業所・学校等を緑化推進モデル地区等として指定し、苗木や花苗等の配布、育成管理の技術指導を行い、自主的な緑化活動の促進を図る。
			公園緑地課	オープンガーデンの推進	オープンガーデンの仕組みづくりを調査検討する。
			公園緑地課	遊休地の植栽	使用されていない遊休地に暫定的に花や低木を植栽し、緑の空間をつくる。
			公園緑地課	地区花花壇の促進	使用されていない遊休地等を、地区花いっぱい団体が地区花花壇として活用する。
			環境政策課	工場緑化の推進の育成	公害防止協定及び環境基本協定締結工場については緑地面積を維持または拡大するよう指導する。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を指導する。
	③ 安心・安全な市街地の形成	１） 都市公園等の防災機能の充実	公園緑地課	防災機能を有した公園施設の設置検討	一時避難場所となる都市公園に防災機能を有した公園施設の設置を検討する。
		２） 暮らしを守る緑の充実	公園緑地課	安心・安全な公園整備	公園樹木の剪定など適正な維持管理をおこない、人の目の行き届く、死角のない公園づくりに努める。

基本方針（3）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

基本方針	目標	施策	所属	事業名	事業内容
(3) 優しい心を育み、 緑のまちづくりを 展開していきます 【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	1) 緑化イベント等の充実	公園緑地課	くらしき都市緑化フェアの開催	10月の全国都市緑化月間に「花と緑いっぱいのもち倉敷」をテーマに緑に関する講演、体験教室等の各種行事を展開する。
			観光課	倉敷市さつき展示会及び菊花展の開催	初夏にさつき展示会、秋に菊花展を開催する。
			公園緑地課	緑化功労者の表彰	緑化推進、公園管理等に貢献した市民・団体等に対し、その労をねぎらうとともに功績を讃え、緑化に対する意欲を高める。
			公園緑地課	花いっぱいコンクールの実施	花と緑の美しいまちづくりを推進していくため、家庭・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰することにより、市民参加による都市緑化の促進を図る。
		2) 緑に関する情報の提供	公園緑地課	ホームページ、パンフレットの作成・配布	緑の意義や維持管理に関するホームページ。パンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を図る。
			公園緑地課	講習会等の実施	講習会の実施や緑の相談所を通して、緑の育て方や維持管理について知識の向上を図る。
			市民学習センター	講習会等の実施	講習会や講座等の実施や緑の相談所を通して、緑の育て方や維持管理について知識の向上を図る。
			くらしき情報発信課	緑に対する意識啓発	広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。
			公園緑地課	緑の情報収集と提供	緑に対する市民意識や市内の緑の分布状況等の調査・研究により情報を収集し、広く市民に提供する。
			公園緑地課	緑の相談所の充実	緑化相談所の開設回数、場所等の拡大を図るとともに、相談員の知識向上を図り、広く市民の相談に応じる体制の充実を図る。
			公園緑地課	緑の拠点の整備	市内の都市公園に緑に対する理解を深めるための講習会や研修・学習のできる施設や緑の相談所等を設置した緑の拠点の整備を検討する。
			自然史博物館	自然史博物館事業	倉敷市とその背景にある自然について調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育の普及事業を行う。 ・市内の海岸や里山・里地等の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか
			自然史博物館	植物教室	市内の公園や探鳥コースなどで見られる植物の写真撮影や名前調べを行い、ホームページで公開する。
			公園緑地課	緑のリサイクル事業	緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。
			公園緑地課	記念樹の配布	結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。
			公園緑地課	地域緑化事業	緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。
		3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支援	教育・指導課	学校教育を通しての緑化教育の実践	花の栽培等の学校行事を通して、児童生徒が緑にふれることにより、緑の意義や大切さを学ぶ。
			教育・指導課	環境教育の推進	年間指導計画に基づく環境教育を推進する。
			教育・指導課	山の学習・自然教室等の充実	山の学習・自然教室・特別活動などにおける体験学習を通して、緑や自然に対する意識の高揚を図る。
			公園緑地課	緑化ポスターコンクールの実施	10月の全国都市緑化月間に、小中学校の児童生徒を対象に、緑化ポスターコンクールを実施し、緑化教育の推進を図る。
			公園緑地課	樹名板等の設置	公園等の公共施設において、樹名板の取り付けや樹木説明板を整備し、緑を愛する心を醸成する。

倉敷市緑の基本計画 緑の個別事業（案）

【議事2－3】

基本方針	目標	施策	所属	事業名	事業内容
(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	① 花と緑を愛する優しい心の育成	3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支援	公園緑地課	花の銀行の充実	春・秋の年2回開催する花の銀行支店長会議を通して、市民に花の種等を貸出し、花いっぱいの街づくりを進める。
			公園緑地課	緑化推進員の育成	緑化推進員の研修を実施するなど知識向上を図るとともに、増員・強化を図る。
			公園緑地課	緑化推進団体の育成・拡充	既設の緑化推進団体の育成を図るとともに、情報交換・交流の場を提供し、団体間のネットワーク化を図る。また、新たな団体づくりを支援・育成する。
			環境政策課	自然保護団体の育成	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図る。
	② フラワーガーデンシティの展開	1) 公園や樹木等の適正な維持管理	公園緑地課	都市公園の管理	市民生活にゆとりとうるおいを与える都市公園の適正な維持管理を行う。
			公園緑地課	街路樹・緑地帯の管理	緑豊かな景観をつくる街路樹や緑地帯の適正な維持管理を行う。
			公園緑地課	公園の施設の更新	公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の更新を行う。
			文化財保護課	市指定天然記念物松くい虫等防除事業	市指定天然記念物の防除対策として薬剤の地上散布を行います。 松くい虫防除2回 葉ダニ防除1回
			総務課	公共施設等の緑の維持管理の充実	市庁舎をはじめとする公共施設において、適正な緑の維持管理を行う。
			観光課	鷺羽山ビクターセンターの維持管理	鷺羽山ビクターセンターの維持管理
			下水施設課	処理場、ポンプ場の維持管理	処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理をおこなう。
			文化財保護課	歴史・文化資源と一体となった緑の維持管理の推進	地域住民による地域の文化財とその周辺の緑の維持管理を推進します。
			公園緑地課	コミュニティ活動との連携	自治会、子ども会、老人クラブ等との連携を図り、地域に密着した公園等の維持管理を図る。
			健康長寿課	公園等清掃管理委託事業	高齢者に生きがい対策事業として地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。
		2) 助成制度等の充実	公園緑地課	ボランティア活動との連携	ボランティア団体と連携を図り、街路や公園緑地課の維持管理体制づくりを進める。
			公園緑地課	生垣設置の推進	緑豊かな街づくりに向けて、生垣設置に対し補助金を交付し生垣化を進める。
			公園緑地課	花壇設置の推進	花と緑あふれるまちを目指すため、新設される花壇に対し補助金を交付する。
			公園緑地課	緑化基金運用事業の充実	基金の利息により、民有地緑化事業の充実を図る。 ・生垣設置補助金・花壇設置補助金
		3) 協働による緑のまちづくり	公園緑地課	市民・企業・行政の連携	市民・団体・企業等へ緑についての情報提供や働きかけを行うなど、さまざまな機会をとらえて連携を図り、一体となって緑の街づくりを推進する。
			公園緑地課	公園の開放	公園等の内、適所を市民に開放し、草花を栽培し楽しめる場の提供に努める。
			公園緑地課	市民参加型の公園づくり	利用満足度の向上、愛着の醸成、協働の維持管理につながるワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指す。
			公園緑地課	庁内組織の充実	緑化推進本部の充実を図るとともに、関係部局相互の連携を図り、総合的な緑化の推進を図る。
			公園緑地課	他機関との連携	国・県その他関係機関との連携により総合的かつ効果的な緑化の推進を図る。